



湖南支所 キッズクッキング



甲賀地区 ミニ農業祭



水口支所 落語会

# 協同活動の成果

## 第40回通常総代会資料



2017 大農業祭



石部支所 店舗祭り



甲南支所 ちぎり絵教室



貴生川支所 「杣川夏祭り」に出店

### くらしの活動 2017

自己改革 実践中!



JA こうかイメージキャラクター

甲賀の  
ゆめ丸



信楽地区 春・夏野菜の園芸講座



土山支所 「さくらまつり」に出店

JA こうか

当該資料は、農業協同組合法施行規則第161条第1項に基づき交付する総会参考資料に該当するものです。

# 目次

●ごあいさつ	2
●平成29年度表彰者	3
●第40回通常総代会提出議案	4
総代会に対する理事の提出書	6
●提出議案説明資料	
第1号議案説明資料	
平成29年度（第40年度）事業報告	7
I. 組合の事業活動の概況に関する事項	
II. 対処すべき重要な課題	
III. 組合の運営組織の状況に関する事項	
貸借対照表	30
損益計算書	32
注記表	34
附属明細書	43
I. 貸借対照表等の附属明細書	
II. 事業報告の附属明細書	
剰余金処分案（第40年度）	52
独立監査人の監査報告書	53
監査報告書	54
部門別損益計算書	55
第2号議案説明資料	
平成30年度（第41年度）事業計画	56
総合財務計画	74
総合損益計画	75
部門別損益計画	77
第3号議案説明資料	78
第4号議案説明資料	87
第5号議案説明資料	90
第6号議案説明資料	103
●報告事項	
子会社及び関連会社決算書	106
「JAバンク基本方針」の変更について	112
●決議（当日配布）	

# 第40回通常総代会次第

と き : 平成30年6月23日(土)午後1時30分より

と ころ : J Aホール

1. 開会のことば
2. 組合長あいさつ
3. 表彰状の贈呈
4. 来賓祝辞
5. 総代会成立宣言
6. 議長の選任
7. 書記の指名
8. 議事
9. 閉会のことば

総代定数	総代現数	本人出席	代理人出席	書面出席	合 計
527人	人	人	人	人	人

議 長 氏 名

## 組合員のみなさまへ

第40回通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

組合員のみなさまには、日頃から当JAの各事業並びに運営に対し、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度は第14次3ヵ年計画の初年度として、昨年の総代会で承認いただきました「自己改革工程表」に基づき各事業を実施いたしました。この間、政府は農協改革集中推進期間の期限である平成31年5月を見据え、JAグループの自己改革の状況や組合員の事業利用の調査を実施し、現時点では政府・与党における農協改革の論点は明らかにされていませんが、今後、准組合員の利用制限や信用事業の譲渡などが政府による農協改革の論点となることが想定されます。

農業情勢では、TPP11の関連法案が国内農畜産物等への対策について十分な議論がされないまま国会で承認手続きが完了し、少なくとも平成31年の早い時期には発効する動きとなっています。さらに、米国からは日米自由貿易協定（FTA）により、TPP以上の譲歩を求められることも懸念されています。

また、米では平成30年産米から行政による生産数量目標が廃止されました。滋賀県では、農業再生協議会を通じて「生産目標」を通知することで、引き続き生産調整の目標を示すこととなり、JAも行政・農業再生協議会と連携し、生産現場が混乱することのないよう需要に応じた米生産に対処してまいります。

平成29年度決算は、各事業間で計画の達成度合いに差はありましたが、計画どおりの事業総利益を計上することができました。これもひとえに組合員のみなさまの温かいご支援の賜物と改めて御礼申し上げます。

政府による農協改革は、必ずしも組合員のみなさまが求めるものと合致しているとは言いきれません。JAこうかは総合事業を通して組合員のみなさまの満足を高め一層の評価をいただくために自ら改革を進めています。平成30年度につきましても、役職員が一丸となり、「夢のある地域農業づくり」「心豊かで安心して暮らせる地域づくり」「元気なJAづくり」に向けて取り組んでまいりますので、今後とも格段のご支援とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成30年6月23日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長 山田 嘉一郎



# 平成29年度表彰者

平成29年度において、特にJAこうかの事業発展に貢献されました下記の組合員の方々をご紹介します、表彰させていただきます。

今後とも益々JAこうかの発展のためにご協力を賜りますようお願いいたします。

(順不同、敬称略)

## ●果樹経営優良農家

浅野 正明

## ●野菜出荷優良農家

田中 治広

## ●畜産経営優良農家

山田 保高

## ●永年功労者

名倉 美千代

## ●稲作経営優良団体

農事組合法人 いまごう営農

## ●集落営農集団実践活動優良団体

農事組合法人 楽農ファームかむら

## ●特別表彰

【滋賀県茶業コンクール第42回荒茶品評会】

煎茶の部 1等1席 農林水産大臣賞受賞

吉田 甚栄

# 第40回通常総代会提出議案

**第1号議案** 平成29年度（第40年度）事業報告、剰余金処分案の承認について（P7～P55）  
平成29年度（第40年度）の「事業報告」の承認をお願いするとともに、JAを取り巻く環境が依然として厳しい折から、財務基盤の強化をはかるとともに、今後の事業展開等を勘案した中で、「剰余金処分案」を確定させるため、承認をお願いするものです。

**第2号議案** 平成30年度（第41年度）事業計画の設定について（P56～P77）  
「平成30年度事業計画」の承認をお願いするものです。

**第3号議案** 定款並びに定款附属書役員選任規程の一部変更について（P78～P86）  
(特別決議)  
定款並びに定款附属書役員選任規程の一部変更の承認をお願いするものです。

**第4号議案** 信用事業規程の一部変更について（P87～P89）  
信用事業規程の一部変更の承認をお願いするものです。

**第5号議案** 監事監査規程の全部変更について（P90～P102）  
監事監査規程の全部変更の承認をお願いするものです。

**第6号議案** 任期満了による役員を選任について（P103～P105）  
本総代会の終結の時をもって理事27名、監事6名が任期満了となります。第39回通常総代会で、改正農協法の施行に伴う新たな役員構成要件に対応するため、役員定数の変更に係る定款変更の承認をいただきましたとおり、理事28名、監事5名の選任をお願いするものです。  
なお、監事の議案につきましては、監事の過半数の同意を得ております。  
また、平成28年4月1日に施行された改正農協法により、平成31年4月1日以降に最初に招集される通常総代会が終了する時より適用されることとされた農協法施行規則第76条の2第1項第2号の要件（認定農業者及び認定農業者に準ずる者並びに実践的能力者が理事の定数の過半数）の適用を前提として、本議案の候補者から当該要件を満たしておりますが、引き続き、認定農業者又は認定農業者に準ずる者の積極的な登用に向けて取り組みを進めます。

**第7号議案** 理事の退任に係る退職慰労金の支給について  
下記の理事14名は、本総代会の終結の時をもって退任します。それぞれの在任中の労に報いるため、在任年数及び退任時の役員報酬支給額を踏まえ、総額17,264,375円の範囲で退職慰労金を支給することとし、その具体的な金額、支給の時期及び方法の決定については、理事会に一任をお願いするものです。  
なお、監事在任期間にかかる退職慰労金の具体的な金額、支給の時期及び方法の決定は監事の協議に一任をお願いするものです。

退任する理事の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
竹 永 豊	平成24年6月 非常勤監事 平成27年6月 代表理事専務理事(現任)
渡 邊 實	平成21年6月 非常勤理事 平成27年6月 経済担当常務理事(現任)
西 澤 総 一 郎	平成27年6月 理事参事(企画・JA改革担当)(現任)
川 村 克 己	平成24年6月 非常勤理事(現任)
谷 口 治 郎	平成24年6月 非常勤理事(現任)
中 村 昌 徳	平成24年6月 非常勤理事(現任)
福 田 敦 三	平成24年6月 非常勤理事(現任)
小 倉 剛	平成24年6月 非常勤理事(現任)

氏名	略歴
田村正弘	平成27年6月 非常勤理事(現任)
田中洋一	平成24年6月 非常勤理事(現任)
小川伊之輔	平成27年6月 非常勤理事(現任)
八太洋市	平成24年6月 非常勤理事(現任)
森田幹雄	平成24年6月 非常勤監事 平成27年6月 非常勤理事(現任)
前田桃代	平成27年6月 非常勤理事(現任)

## 第8号議案

### 監事の退任に係る退職慰労金の支給について

下記の監事2名は、本総代会の終結の時をもって退任します。それぞれの在任中の労に報いるため、在任年数及び退任時の役員報酬支給額を踏まえ、総額662,500円の範囲で退職慰労金を支給することとし、その具体的な金額、支給の時期及び方法の決定については、監事の協議に一任をお願いするものです。

退任する監事の略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
倉田幸夫	平成27年6月 非常勤監事(現任)
曾我三四次	平成27年6月 非常勤監事(現任)

## 第9号議案

### 平成30年度(第41年度)理事の報酬額の決定について

本総代会で定める(平成30年7月から平成31年6月までの間の)理事の報酬については、地区運営委員会副委員長で構成する「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して出された答申を踏まえ、総額4,850万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては理事会に一任することについて承認をお願いするものです。なお、理事の員数は、第6号議案が原案どおり承認されますと28名です。

## 第10号議案

### 平成30年度(第41年度)監事の報酬額の決定について

本総代会で定める(平成30年7月から平成31年6月までの間の)監事の報酬については、地区運営委員会副委員長で構成する「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して出された答申を踏まえ、総額1,150万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては監事の協議に一任することについて承認をお願いするものです。なお、監事の員数は、第6号議案が原案どおり承認されますと5名(うち員外監事1名)です。

## 附帯議案

この総代会で決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により、補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内において、その変更を理事会(監事監査規程については、監事会)に一任することについて承認をお願いするものです。

## 報告事項

1. 平成29年度貸借対照表、損益計算書及び注記表について(P30~P42)
2. 子会社及び関連会社の決算報告について(P106~P111)
3. 「JAバンク基本方針」の変更について(P112)

## 決議

(当日配布)

以上のとおり上程いたします。  
平成30年6月23日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長 山田 嘉一郎

## 総代会に対する理事の提出書

平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、部門別損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びにこれらの附属明細書について、監査報告書を添えて総代会に提出します。

平成30年6月23日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長	山田 嘉一郎	理 事	小倉 剛
代表理事専務	竹永 豊	理 事	船田 榮一
総務担当常務	田村 安佐	理 事	田村 正弘
経済担当常務	渡邊 實	理 事	田中 洋一
理事参事 (企画・JA改革担当)	西澤 総一郎	理 事	中野 和彦
理事参事 (金融担当)	寺村 嘉治	理 事	黄瀬 忠幸
理 事	川村 克己	理 事	小川 伊之輔
理 事	池本 隆治	理 事	八太 洋市
理 事	谷口 治郎	理 事	高畑 学
理 事	森村 秀紀	理 事	上西 一嗣
理 事	林田 清光	理 事	森田 幹雄
理 事	青木 寛治	理 事	上田 和子
理 事	中村 昌徳	理 事	前田 桃代
理 事	福田 敦三		

# 第1号議案説明資料

## 平成29年度（第40年度）事業報告

第40年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）事業報告

### I. 組合の事業活動の概況に関する事項

#### 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

平成29年度は「JA自己改革」の実践に向けた第14次3ヵ年計画の初年度として「自己改革工程表」の重点取り組み事項に基づき各事業を進めました。取り扱い高については計画未達の事業もありましたが概ね前年・計画値を確保し、前年・計画を上回る当期剰余金を計上しました。

また、平成30年2月には、政府が閣議決定した農協改革集中推進期間の期限（平成31年5月）まで1年余りとなる中「JAの自己改革に関する組合員アンケート」を実施させていただき、JAこうかの取り組みについて一定の評価をいただくことができました。

#### 1. 夢のある地域農業づくり

農業関連事業では新たに直販部を設置し、直売所（花野果市・ここぴあ）を通じた地産地消の拡大と、農産物の買取販売に向けた量販店等への販売強化に取り組みました。併せて管内の主要な農産物である米・茶にプラスした野菜や果樹の生産を振興するため、管内の組合員をプロ農家アドバイザーとして委嘱するなど、生産現場に密着した作目別の指導体制を強化しました。米では、選択制のある米づくりとして業務用契約栽培米「きぬむすめ」の生産を拡大し、全量買取による早期精算を進め、また、茶では良質茶生産に向けた成分分析や土壌診断、改植事業の支援に取り組みました。農業関連資材においては、肥料の銘柄集約や大型規格農薬の取り組みにより、肥料で約1割の価格引き下げを実現するなど、農家の生産コスト削減に貢献しました。

#### 2. 心豊かで安心して暮らせる地域づくり

金融事業では、営農指導員と融資担当者の連携による農業関連融資の提案活動や直売所利用券付き定期貯金の発売など、総合事業を活かした金融サービスを提供しました。また、支所窓口での相続や年金等の相談機能の強化や、渉外担当者によるハンディ端末機等を活用した情報提供の充実により、組合員との接点活動の強化に取り組みました。生活関連事業では、支所ふれあい旅行の実施をはじめ、やすらぎ会員（葬祭事業）の拡大、資産相談や空き家・空き地巡回管理事業の拡充に取り組みました。

#### 3. 元気なJAづくり

地域の組合員が参画しやすい組織活動を展開するため、新たに地区別の「ふれあい委員会」を設置し、1地区1協同活動（支所イベント等）を実施しました。また、JAファンの拡大に向けて情報番組の製作など広報活動の充実と「甲賀のゆめ丸ポイント会員」の拡大に取り組みました。改正農協法への対応では、平成31年度からの監査法人による会計士監査の移行に向けた内部統制の強化に取り組みました。

#### ①財務・事業成績の推移

（単位：百万円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
財務	事業総利益	3,388	3,316	3,304	3,262
	事業管理費	3,231	3,208	3,189	3,136
	事業利益	157	108	114	126
	経常利益	242	214	260	268
	当期剰余金	280	300	153	186
	総資産	183,950	183,880	186,063	191,425
純資産	8,664	9,335	9,255	9,447	

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
販売事業	販売品販売高	3,200	3,023	3,402	3,438
購買事業	購買品供給高	1,643	1,432	1,409	1,351
信用事業	貯金	169,165	168,239	171,251	177,230
	預金	123,854	123,867	125,793	131,705
	貸出金	26,411	25,618	25,558	25,205
	有価証券	20,678	21,104	21,466	21,562
	国債 その他	2,214 18,464	2,636 18,468	2,901 18,565	3,155 18,407
共済事業	長期共済保有高	593,676	574,130	557,039	535,603
	短期共済受入掛金	1,336	1,309	1,306	1,275

## ②単体自己資本比率の状況

(単位：%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
単体自己資本比率	14.53	14.90	14.39	14.41

## 1. 営農経済事業

### (1) 米・麦・大豆

米は、田植え時期から7月下旬まで晴天に恵まれ生育が早まりました。また、滋賀県の平成29年産米の作況指数は平年並の「100」となりましたが、管内では7月下旬から8月上旬までの曇天による日照不足が早生品種の「みずかがみ」「コシヒカリ」の出穂期と重なったこともあり、品質・収量とも低調となりました。中生品種の「日本晴」や「きぬむすめ」は、品質・収量とも平年作となりましたが、全体の1等比率は、70.4%で前年を5.5ポイント下回りました。集荷量については、昨年を約16,000袋下回る240,711袋(7,221t)となりました。

麦は、飼料用米への作付転換により作付面積が406.5ha(前年比94.8%)と前年から22.4ha減少したことから、荷受重量は前年から約50t減少し810.3t(前年比94.1%)となりました。しかし、収穫時期の天候に恵まれたことから精麦歩留りが例年を上回り、精麦重量は前年に比べ約44t増加の700.2t(前年比106.7%)となりました。品質面においても、ミノリムギ、農林61号とも赤かび病等病害の発生がなく、容積重も良好であったことから1等比率は全体で89.7%となり、前年より40.9ポイント上回りました。

大豆は、作付面積が前年に比べ4.1ha増加しましたが、天候不順により播種が遅れたことによる生育不良及び台風による倒伏被害もあり、荷受量は389.9t(前年比85.8%)と前年より減少しました。品質面についても、生育不良や倒伏による収穫時の汚損粒(泥汚れ)が非常に多く、1等比率は31.9%と前年を5.6ポイント下回りました。



①平成29年産米集荷実績

(単位：袋、t、%)

項 目	平成28年産		平成29年産		前年比	
	集荷数量	集荷重量	集荷数量	集荷重量		
地 区 別	水口地区	76,290	2,289	69,842	2,095	91.5
	土山地区	38,490	1,155	35,829	1,075	93.1
	甲賀地区	56,185	1,686	53,961	1,619	96.0
	甲南地区	42,255	1,268	41,223	1,237	97.6
	信楽地区	16,854	506	15,685	471	93.1
	湖南地区	26,646	799	24,171	725	90.7
合 計	256,720	7,702	240,711	7,221	93.8	

②籾乾燥施設利用実績

(単位：t、%)

地 区 名	平成28年度	平成29年度	前年比
水口	1,290	1,166	90.4
土山	527	470	89.2
甲賀	1,154	1,195	103.6
甲南	673	678	100.7
信楽	513	523	101.9
湖南	562	555	98.8
合 計	4,719	4,588	97.2

③育苗センター利用実績

(単位：箱、%)

地 区 名	平成28年度	平成29年度	前年比
水口	48,738	48,165	98.8
土山	33,380	34,113	102.2
甲賀	38,715	40,774	105.3
甲南	25,364	24,193	95.4
信楽	23,775	23,718	99.8
湖南	46,285	47,357	102.3
合 計	216,257	218,320	101.0

※水口・土山・甲賀地区は甲西広域育苗施設、信楽地区は甲南広域育苗施設が対応しています。

(2) 園芸

「甲賀の野菜」を中心とした園芸振興は、TACによる農家訪問の充実と、「忍」ブランド野菜や契約栽培野菜を中心にインショップ・生協・契約先・卸売市場などへの販路拡大に取り組みました。主力の「忍葱」を含む重点野菜6品目（玉葱・キャベツ・かぼちゃ・白葱・白菜・人参）の作付面積は前年を2.2 ha上回る41.3haとなりました。

直売所では、「ここぴあ」で行政等の関係団体と連携したイベントを開催するとともに、厨房設備を活用し地域の消費者ニーズに合わせた惣菜等の充実を図りました。8月からは営業時間を午後7時まで1時間延長するなど新たな顧客獲得に取り組みました。また、花野果倶楽部を中心に直売所の新たな品揃えとしてイタリア野菜等への取り組みを進めました。

「花野果市」「ここぴあ」への出荷者数は575人になり、年間の来客者数は約53万人、取り扱い高は10億9,300万円となりました。

(3) 茶

茶は、4月の萌芽期以降、日照不足や降水量不足に加え、夜温が低く地温が上昇しなかったことで、新芽が十分に伸びないまま摘採が進んだことにより各地区で減収となりました。

販売高については、集荷量は減少したものの全国的な高級茶やかぶせ茶の品薄感から引き合いが強まり堅調な相場となったことで、3億7,300万円（前年比102.4%）となりました。

愛知県で開催された第70回関西茶業振興大会では、出品点数9点の内8点が入賞し、普通煎茶の部において甲賀市が産地賞第2位を受賞するなど「近江の茶」の主産地である甲賀市の名声を高めることができました。

荒茶集荷実績

(単位：t、%)

地 域	平成28年度	平成29年度	前年比
平 坦 地	173.2	156.9	90.6
山 間 地	91.6	79.5	86.8
合 計	264.8	236.4	89.3

(4) 畜産

牛乳販売高は、畜産クラスター事業をはじめとした補助事業の活用と、暑熱対策等飼養改善の取り組みにより、ほぼ計画どおりの4億2,300万円の実績となりました。

肉牛販売高では、出荷頭数はほぼ計画通りとなり、枝肉価格が安定して推移したことから計画を上回る1億7,900万円の実績となりました。

(5) 資材

生産資材は、農業生産コストの低減に向け、新たな共同購入運動の取り組みとして「化成肥料 銘柄集約」を進め、全国統一銘柄である「高度化成488」及び「NK化成C20号」を取り扱うことで前年比約10%の価格引き下げを実現しました。また、平成30年産水稻用主要農薬11品目において予約価格の値下げを行い、農業生産コストの低減を進めました。

生活資材は、「甲賀のお茶」ペットボトル飲料水や暮らしと健康に役立つ商品の提案、また、お買い物バスツアー等、組合員・利用者に喜んでいただける事業を実施しました。

変更前		変更後	
	<p><b>高度化成No.18エース 15kg</b> 成分：18-10-10 前年当用価格 <b>1,430円</b> 前年予約価格 <b>1,350円</b></p>		<p><b>高度化成488 20kg</b> 成分：14-8-8 当用価格 <b>1,320円</b> 予約価格 <b>1,240円</b></p>
	<p><b>NK化成No.19抑え 15kg</b> 成分：19-0-10 前年当用価格 <b>1,350円</b> 前年予約価格 <b>1,260円</b></p>		<p><b>NK化成C20号 20kg</b> 成分：20-0-10 当用価格 <b>1,650円</b> 予約価格 <b>1,550円</b></p>

(6) 労働災害保険事務組合

組合員等の委託を受けて行っている労働保険事務では、労働保険料等の徴収及び納付を事務処理規程に従い実施するとともに、農作業事故に備え、労働保険の加入促進・啓発を行いました。

平成29年度の一般加入者数は105人、特別加入者数は第1種で29人、第2種で22団体・456人となりました。

労働保険料特別会計報告書（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

項 目	金 額
納 付 保 険 料 (A)	7,656,843 円
過 払 保 険 料 (B)	0 円
不 足 保 険 料 (C)	124,346 円
滞 納 保 険 料 (D)	0 円
平成29年度概算・平成28年度確定保険料 (A) - (B) + (C) + (D)	7,781,189 円
一 般 拠 出 金	1,904 円
還 付 金	39,614 円
納 付 追 徴 金	12,400 円
納 付 延 滞 金	0 円

## 2. 生活関連事業

### (1) 資産相談

地域環境の維持保全を目的とした、空き家・空き地の巡回管理サービス事業については、(株)JAゆうハートと連携し作業受託を行いました。また、甲賀市のふるさと納税リニューアルに併せて返礼品業者の登録を行うなど事業PRを図りました。

相続手続の支援等については、支所での相談など各種相談対応を行うとともに、顧問税理士による無料税務相談を確定申告時期に実施しました。

また、税理士を講師に招き、相続税の制度確認や贈与の際の具体的な方法などをテーマに相続対策セミナーを2回開催し延べ149名の参加をいただきました。



相続対策セミナー

### (2) 葬祭

遺影写真無料サービスや、生花祭壇、供養品の割引等が受けられる「やすらぎ会員制度」の会員数は、前年から159名増加し1,239名となりました。

また、JAホールの見学会や葬儀事前相談会には多くのご来場をいただき、同時開催した遺影写真撮影会では49名の申込みをいただきました。

葬儀の施行においては、葬祭ディレクターの資格取得を進めるなどサービスの向上に努めました。生花祭壇の利用は194件、地元料理店との提携による会食プランの利用は153件となったほか、葬儀後のアフターフォローとして276件の法要供養品のご利用をいただきました。

葬儀取り扱い件数は前年を24件上回る319件となり、葬儀利用高は、4億2,300万円(前年比108.7%)となりました。

### (3) 観光

「生産者部会の視察研修旅行」「JAこうか元気倶楽部健康保養旅行」「JAこうか女性部仲間づくり旅行」など、各事業と連携した旅行のほか、地区別では「味覚」「観劇」「体験」「グラウンドゴルフ」など、地域のニーズに合った日帰り旅行を実施しました。また「四国八十八ヶ所・西国三十三ヶ所巡拝の旅」「豪華客船クルーズの旅」「カニづくしツアー」「家族で関西空港見学ツアー」など、目的別・世代別のツアーを企画し、多くの方に参加をいただきました。さらに、農産物の海外プロモーションに伴う手配や自治会や各種団体(消防団等)のグループ旅行の手配を行いました。

観光利用高は、一般募集旅行の集客が減少したことにより2億1,400万円の取り扱いとなり、前年を下回りました。

### 3. 金融事業

#### (1) 信用

##### 【貯金】

「サマーキャンペーン」「ウィンターキャンペーン」の実施や、期間限定で発売した金利優遇定期貯金「春らんまん」、花野果市・ここぴあの利用券付き定期貯金「H a r B e s t (ハーベスト)」の発売等により、個人貯金は、前年から57億円増加しました。

世代別の取り組みとしては、子育て世代を対象とした農業体験付き定期積金「わくわくパック」を営農経済部門と連携して取り組み、野菜ソムリエを講師に迎え「親子野菜教室」を開催しました。セカンドライフ世代には、関心の高い相続対策をテーマとして「セカンドライフセミナー」を開催し、相続税・贈与税の対策や「エンディングノート」の活用方法など、多くの方に学んでいただきました。

「JAこうか元気倶楽部」では、本部ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会に加え、各地区を主体とした落語会や家庭菜園教室、カラオケ教室、日帰り旅行等を開催し、延べ2,900人を超える多くの方に楽しんでいただきました。年度末での元気倶楽部の会員数は10,558人となりました。

##### 【貸出金】

特別金利商品を主力とした「住宅ローンキャンペーン」に取り組んだことから住宅ローンは順調に進捗し、新規貸出金は前年を1億4,000万円上回る24億7,000万円となりました。

融資相談員と営農指導員が連携し、担い手農家や農業法人など181軒に定期的に訪問を行い、低金利農業関連資金の情報提供や提案に取り組みました。

#### (2) 共済

共済契約者を中心とした3Q訪問活動では、保障内容の点検を行う「あんしんチェック」を実施し、各種相談や提案活動を行いました。特に建物の火災・地震・自然災害に備えた建物更生共済で仕組み改訂に伴う積極的な提案を行ったことで、長期共済新契約高は617億9,884万円（前年比189.2%）と前年を大きく上回る契約をいただきました。

世代別取り組みとしては、交通安全啓発として中学生を対象にスタントマンによる自転車安全運転教室を開催し491名の参加をいただいたほか、初めて出産された方を対象に「はじめてママ教室」を開催し、「ベビービクス」※1や「ベビーサイン」※2について学んでいただきました。また、高齢者事故防止や詐欺被害に遭わないための啓発活動として、交通安全教室や振り込め詐欺等の事例を交えた特殊詐欺被害防止教室を開催しました。



スタントマンによる自転車安全運転教室

※1 ベビービクスとは、お母さんの優しいマッサージによるスキンシップで赤ちゃんの知性や運動の発達を促すとともに親子のきずなを深めるプログラムです。

※2 ベビーサインとは、手話やジェスチャーを使って言葉を覚える前の乳幼児とコミュニケーションをとる育児法です。

共済金の支払状況

(単位：件、千円)

支 払 事 由	件 数	支 払 金 額	支 払 事 由	件 数	支 払 金 額		
満 期	生 命 総 合	1,380	1,982,430	短 期 事 故 共 済 金	車 両	618	196,912
	建 物 更 生	1,389	2,722,327		対 人 賠 償	111	51,896
	計	2,769	4,704,757		対 物 賠 償	677	199,739
長 期 事 故 共 済 金	死 亡	172	713,689		人 身 傷 害 ・ 搭 乗 者	323	66,873
	後 遺 障 害	6	8,900		自 賠 責	198	118,442
	入 通 院	1,715	238,098		傷 害	105	5,052
	建 物 自 然 災 害 等	451	149,175		そ の 他	329	39,323
	そ の 他	38	37,538		計	2,361	678,236
	計	2,382	1,147,400		そ の 他 給 付 金 計	76	8,312
年 金 計	4,100	1,545,906	合 計		11,688	8,084,612	

4. 指導事業

(1) 営農指導

水稲は、農家所得の増大に向けた業務用契約栽培米「きぬむすめ」の取り組みが2年目となり、大規模稲作経営者部会員から一般農家へと推進農家を拡大したことで、59戸で86.7ha（前年比197.9%）の作付をいただき、14,494袋の買取販売を行いました。また、新たに複数年（3年契約）契約栽培米「みずかがみ」の取り組みを開始し、28戸で6,362袋の買取販売を行いました。

特別栽培米生産部会では、引き続き日本穀物検定協会の食味評価「特A」の取得を目標に、部会員に向けて現地研修会・学習会の開催等、良食味生産の指導強化に取り組みました。滋賀県として3年連続で「特A」を取得した良食味で高温登熟性に優れた「みずかがみ」では、作付面積が前年から14ha増加し299haとなりました。水田活用米穀（飼料用米・加工用米）の拡大にかかる取り組みでは、麦の作付不利地への推進により、取り組み面積は151.7ha（前年比116.2%）となりました。

園芸では、平成28年度から取り組みを開始した果樹の作付について、梨で8戸、葡萄で12戸の農家組合員が直売所を中心とした販売に向けて栽培を開始しました。

茶は、生産振興支援策として、茶園改植事業に対する経費支援を行い、19戸で4.35ha（前年比237.7%）の改植実績となりました。

(2) 生活指導

「食と農」を基軸とした小学生対象の「ちゃぐりんフェスタ」をはじめ、男性料理教室や伝承料理教室、テレビや雑誌で人気の「きじまりゅうた」先生を講師に招いたクッキングフェスタなどを開催しました。また、健康管理活動では組合員健診や健康講座を開催し、延べ409名の参加をいただきました。

J Aこうか女性部については、家の光誌を活用した倶楽部活動や園芸講座などを開催したほか、仲間づくり活動や女性フェスティバル、家の光愛読者の集いなど、事務局として活動の支援を行いました。



ちゃぐりんフェスタ

また、家の光誌の愛読者拡大運動が評価され、10月に開催された第51回滋賀県家の光大会において、家の光普及・文化活動優良J Aとして表彰を受けました。「家の光」三誌（家の光、ちゃぐりん、地上）の購読部数は1,457部（前年1,378部）となりました。

## 5. 審査・監査・管理部門

### (1) 審査部門

内部研修の充実や支所への臨店指導を通して、融資・査定担当者の貸出審査能力の向上を図るとともに、厳正な資産査定を実施し、健全かつ適正な資産管理に取り組みました。

### (2) 監査部門

内部監査実施計画に基づき、前年度の検査・監査の指摘事項の改善に重点を置き、事務処理が適正に行われるよう指導しました。また、リスクアプローチや無通告等による効果的かつ合理的な監査、実務精通者の帯同等による質の高い監査の実施に努めました。

### (3) 管理部門

旧多羅尾店の賃貸や旧山内店の売却など不稼働資産の有効活用に努めました。

J Aの自己改革の取り組みとして各地区に暮らしの活動担当者を設置したほか、地区選出の役員や総代、女性部の本部役員や元気倶楽部の役員など組合員組織の代表者からなる「地区ふれあい委員会」を組織し、暮らしの活動（1地区1協同活動）の実施に向けた検討を進めました。

広報活動では積極的な情報発信が評価され、6月には平成28年度滋賀県J A広報コンクールにおいて組合員向け広報誌の部・ホームページの部・総合の部で最優秀賞を受賞することができました。また、日本農業新聞への記事送稿数は年間218本となりました。

コンプライアンス態勢面では、中堅職員が外部のコンプライアンス・リスク管理研修会に参加し、参加者が中心となって職場単位のコンプライアンス研修会を開催することで、職員一人一人のコンプライアンス意識の更なる浸透・定着を図りました。

また、朝礼や終礼を活用した安全運転に関する発表を職員間のリレー形式でつなぐ「交通安全啓発活動」により、交通事故・交通違反の撲滅に取り組みました。

#### 【人事労務管理・人権対策】

心のこもったサービスの提供により利用者に満足いただくため、職場単位の研修会を開催し、職員接遇マニュアル「レインボーロードー7つの原点」※3の定着に努めました。また、昨年度に引き続き日本電信電話ユーザ協会主催の電話対応コンクールに参加し、電話対応マナーの向上を図りました。

人事労務では、甲賀市が主催する男女共同参画計画の策定記念イベント「みんなのチャレンジフェスティバル」において、甲賀市・企業・事業所・団体と一緒に「イクボス宣言」※4を行うとともに、職員一人ひとりが仕事の進め方の改善、時間外労働の減少、仕事と家庭生活の両立を目指しワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革に取り組みました。

人権教育では、職場単位の人権問題実践研修や長時間・短時間研修を実施するとともに、組合員に向けては広報紙や大農業祭での啓発など、人権意識の高揚に努めました。

※3 「レインボーロードー7つの原点」とは、地域から信頼と満足される「キラリと光るJAこうかの職員」を目指すため、“気持ちの良いあいさつ”“心からの接客”等、7つの接遇項目を定め実践する職員マニュアルです。

※4 「イクボス宣言」とは、職場で働く部下・スタッフなどの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考え、仕事と生活を両立しやすい環境を整備しながら、組織の業績向上を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）を目指すことを社内外に広く宣言することです。

## 平成29年度に取得した主な固定資産等

(単位：千円)

取 得 資 産 名	取 得 価 額	圧 縮 額
統合ネットワーク更改	6,847	
J Aホール 照明器具LED化工事	4,995	
本所 営農経済部OAフロア張替工事等	3,172	1,262
本所 雨樋改修工事	2,700	
本所・J Aホール 外壁タイル張替工事	2,380	
本所 照明器具LED化工事	1,350	
花野果市水口店 屋内照明器具LED化工事	3,200	
水口配送センター 事務所改修工事	2,600	
大野支所 屋上防水・外壁塗装改修工事	7,140	2,235
土山近代化センター 緑茶冷蔵庫屋根改修工事	4,450	
土山育苗センター パイプハウス 1棟	2,459	
土山緑茶冷蔵庫 冷凍機1台更新	1,852	
相模農産物検査場 壁設置工事	4,990	
公用車等更新 3台	5,879	
フォークリフト更新 1台	2,917	
生乳殺菌機	2,580	
鍵管理機 13台	2,470	

# 1年間のあゆみ（平成29年度）

- 4月 3日 平成29年度新規学卒採用職員入組式  
 3日 平成28年度決算監事監査（現金・棚卸実査）  
 8日 営農事業推進大会  
 14日 甲賀警察署多羅尾警察官駐在所落成式（旧多羅尾店）  
 14日 春・夏野菜の園芸講座（信楽地区）  
 15日 金融事業推進大会  
 26日 平成28年度決算監事監査～28日  
 27日 監事会  
 28日 「忍美青椒」栽培研修会  
 28日 理事会



入組式

- 5月 8日 J A全国監査機構期末監査～12日  
 12日 臨時監事会  
 14日 J Aこうか女性部通常総会・食の学習会  
 18日 J A共済全国優績組合表彰（J A共済全国大会）  
 27日 男性料理教室「甲賀のゆめ丸クッキング倶楽部」発足  
 30日 地区別総代及び農事改良組合長合同懇談会～6月7日  
 30日 監事会・監事監査  
 30日 「忍葱」栽培研修会  
 31日 理事会  
 31日 「甲賀のゆめ丸ポイントカード」会員数2万人突破



甲賀のゆめ丸クッキング倶楽部

- 6月 6日 家庭菜園教室（甲南支所）  
 9日 J Aこうかいちじく生産部会研修会  
 9日 契約カボチャ生産者現地研修会  
 10日 J Aこうか女性部サンシャイン倶楽部  
 21日 甲賀のお茶を東京でPR（美ジフルセミナー）  
 22日 理事会・監事会  
 24日 第39回通常総代会  
 24日 臨時理事会・臨時監事会



第39回通常総代会

- 7月 1日 ㈱J Aオートパルこうか自動車大展示会～2日  
 4日 第35回J Aこうか元気倶楽部ふれあいゲートボール大会  
 6日 J Aこうか女性部「酔」を使った料理講習会～7日  
 7日 J Aこうか元気倶楽部「納涼落語会」（甲南支所）  
 7日 「ここぴあ」七夕イベント  
 11日 第37回J Aこうか元気倶楽部健康保養旅行～13日  
 14日 J Aこうか女性部甲賀の野菜料理教室  
 20日 J Aこうか健康教室&交通安全講座～31日  
 23日 ちゃぐりんフェスタ  
 25日 理事会・監事会



J Aこうか元気倶楽部  
ゲートボール大会

- 8月 2日 平成29年度第1四半期監事監査～3日  
 2日 J Aこうか健康教室&交通安全講座～3日  
 5日 J Aこうか女性部&家の光クッキングフェスタ  
 5日 農業体験付定期積金「わくわくパック」親子野菜教室  
 17日 臨時監事会  
 20日 平成29年度総代研修会  
 22日 監事会  
 25日 理事会・臨時監事会  
 25日 インターンシップ（龍谷大学農学部）受け入れ  
 ～9月1日  
 28日 キッズクッキング（湖南支所）  
 29日 J Aこうか女性部秋・冬野菜の園芸講座（初級者編）



平成29年度総代研修会

- 9月 2日 甲賀のゆめ丸クッキング倶楽部男性料理教室  
 6日 J Aこうか女性部秋・冬野菜の園芸講座（中級者編）  
 11日 J Aこうか健康教室&交通安全講座  
 20日 滋賀県常例検査（1次）～21日  
 20日 三者要請検査（1次）～21日  
 25日 理事会・監事会  
 29日 平成29年度仮決算監事監査～10月2日（現金棚卸実査）



J Aこうか女性部  
園芸講座

- 10月 6日 「はじめてママ教室」  
 9日 落語会（信楽地区）  
 11日 JAこうか元気倶楽部伊勢一日旅行（伴谷支部）  
 15日 天保義民祭  
 15日 JAこうか女性部「仲間づくり活動」～16日  
 16日 滋賀県常例検査（2次）～11月6日  
 16日 三者要請検査（2次）～27日  
 18日 第7回JAこうか元気倶楽部本部グラウンドゴルフ大会  
 25日 JA忍人ハートサロン（甲南支所）  
 25日 キッズクッキング（湖南支所）  
 26日 臨時監事会  
 26日 平成29年度仮決算監事監査～31日  
 27日 理事会  
 30日 監事会  
 31日 自転車交通安全教室



はじめてママ教室

- 11月 3日 甲賀市チャレンジフェスティバル・イクボス宣言  
 3日 JAこうか石部支所店舗まつり2017  
 6日 第1回地区別運営委員会～17日  
 10日 全農しが農業機械大展示会～12日（長浜ドーム）  
 11日 ㈱JAオートパルこうか自動車大展示会～12日  
 13日 JA組合員健康診断～30日  
 16日 JAこうか健康ウォーキング（三井寺）  
 17日 監事会  
 29日 理事会



JAこうか元気倶楽部  
グラウンドゴルフ大会

- 12月 2日 2017大農業祭～3日  
 8日 JAこうか女性部「愛の米ひとにぎり運動」贈呈式  
 11日 JAこうか元気倶楽部  
 そば打ち体験教室（湖南地区）～12日  
 14日 JAこうか女性部おせち料理教室  
 16日 家の光大会&愛読者感謝の集い  
 16日 ミニ農業祭（甲賀地区）  
 23日 甲賀のゆめ丸クッキング倶楽部男性料理教室  
 25日 理事会・監事会



2017大農業祭

- 1月 13日 JAこうか女性部サンシャイン倶楽部  
 17日 JAこうか女性部「甲賀の野菜を使った伝承料理教室」  
 23日 監事会  
 25日 理事会  
 27日 ㈱JAオートパルこうか自動車大展示会～28日  
 27日 第1回相続対策セミナー  
 30日 JA忍人ハートサロン（甲南支所）  
 30日 平成29年度第3四半期監事監査～31日



家の光大会&愛読者感謝の集い

- 2月 3日 JAこうか特別栽培米生産部会総会  
 10日 JAこうか女性部「女性フェスティバル&家の光大会」  
 14日 臨時監事会  
 15日 JA全国監査機構期中監査～21日  
 22日 監事会・監事監査  
 26日 理事会  
 27日 臨時監事会  
 27日 大規模稲作経営者部会総会



JAこうか特別栽培米生産部会総会

- 3月 1日 第2回地区別運営委員会～9日  
 2日 「はじめてママ教室」  
 3日 ㈱JAオートパルこうか自動車大展示会～4日  
 4日 JAこうかプレミアム倶楽部レベルアップゴルフ教室  
 14日 花野果倶楽部総会  
 15日 JA全国監査機構期中監査～16日  
 22日 監事会・監事監査  
 25日 第2回相続対策セミナー  
 26日 理事会  
 30日 平成29年度決算監事監査（現金棚卸実査）～31日



JAこうか女性部  
「女性フェスティバル&家の光大会」

## 理事会の主な協議事項

開催日	協議事項
4月28日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年度決算結果について</li> <li>2. 平成28年度（第39年度）事業報告について</li> <li>3. 平成29年度地区別総代及び農事改良組合長合同懇談会開催要領について</li> <li>4. 第39回通常総代会開催要領について</li> <li>5. 平成28年度表彰者について</li> <li>6. 信楽地区統括支所新築工事（固定資産取得）について</li> <li>7. ㈱初穂の取締役及び監査役の選任について</li> <li>8. 第39回通常総代会提出議案について</li> <li>9. 定款並びに定款附属書役員選任規程の一部変更について</li> <li>10. 宅地等供給事業実施規程の一部変更について</li> <li>11. 農業経営受託規程の一部変更について</li> <li>12. 全国農業協同組合連合会が行う農業経営事業に関する同意について</li> <li>13. 個人情報保護統括管理者及び情報セキュリティ統括管理者の選任について</li> <li>14. 平成29年度コンプライアンスプログラムについて</li> <li>15. JAこうか地域農業振興計画について</li> <li>16. 平成29年度麦乾燥調製利用料金の設定について</li> </ol>
5月31日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年度決算書類の承認について</li> <li>2. 第39回通常総代会に係る書面議決権の行使期限及び記載留意事項について</li> <li>3. ㈱JAゆうハートの平成29年度事業計画について</li> <li>4. ㈱JAオートパルこうかの平成29年度事業計画について</li> <li>5. リスク管理債権の処理方針について</li> <li>6. 個人情報保護に関する規程等の一部変更について</li> <li>7. 員外貸付について</li> </ol>
6月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総代改選に係る投開票所並びに投票管理者等の承認について</li> <li>2. 役員賠償責任保険の継続加入について</li> <li>3. 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書の承認について</li> <li>4. 平成29年産米保管料の設定について</li> <li>5. 平成29年産米乾燥調製施設利用料金の設定について</li> </ol>
6月24日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度各理事の報酬額について</li> </ol>
7月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員体制に関する諸規程等の一部変更及び制定について</li> <li>2. 就業規則の一部変更について</li> <li>3. ディスクロージャー誌の作成について</li> <li>4. 「地域くらし活動」の取り組みについて</li> <li>5. 員外貸付の条件変更について</li> </ol>
8月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年度滋賀県常例検査指示書に対する回答について</li> <li>2. 平成29年産米概算金について</li> <li>3. 平成29年産水田活用米穀概算金について</li> <li>4. 平成29年産水田活用米穀の販売手数料の設定について</li> <li>5. 家畜預託貸付業務規程の一部変更について</li> <li>6. 農産物検査業務規程の一部変更について</li> </ol>

開催日	協議事項
9月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員改選スケジュールについて</li> <li>2. 平成29年度地区別総代懇談会及び地区別運営委員会開催要領について</li> <li>3. 平成29年度仮決算処理方針について</li> <li>4. コンプライアンス・マニュアルの一部変更について</li> <li>5. 平成29年産麦概算金について</li> <li>6. 平成30年度育苗センター利用料金について</li> </ol>
10月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度仮決算結果について</li> <li>2. (株)JAゆうハート平成29年度事業計画の変更について</li> <li>3. 員外・大口貸付について</li> <li>4. 平成29年度大豆乾燥調製施設利用料金について</li> </ol>
11月29日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. JAこうか人づくり基本方針の一部変更について</li> <li>2. 平成29年度上半期ディスクロージャーについて</li> <li>3. 平成29年度仮決算期リスク管理債権等の処理方針について</li> </ol>
12月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旧山内店敷地（固定資産）の売却について</li> <li>2. 「つみたてNISA」制度開始に伴う関連規程の一部変更について</li> </ol>
1月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 理事会予備推薦委員の選出について</li> <li>2. 平成29年度第2回地区別運営委員会開催要領について</li> <li>3. 出資金差押による減口について</li> <li>4. 「FinTech企業等との連携及び協働に係る方針」の制定について</li> <li>5. 「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」の制定について</li> <li>6. 平成29年産大豆概算金について</li> <li>7. 平成29年産米滋賀羽二重もち米追加概算金の支払いについて</li> <li>8. 平成30年度製茶加工料金の設定について</li> </ol>
2月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度滋賀県常例検査指示書に対する回答について</li> <li>2. 平成29年度自己改革の取り組み状況及び平成30年度事業計画の設定について</li> <li>3. 平成30年度内部監査方針及び内部監査実施計画について</li> <li>4. 常勤理事の兼職について</li> <li>5. JA会館敷地（固定資産）の取得について</li> <li>6. 石部支所改修工事（固定資産取得）について</li> <li>7. 員外貸付について</li> <li>8. 「共済事業の共同実施に関する契約」の再締結について</li> <li>9. 農産物検査業務規程の一部変更について</li> <li>10. 理事会役員候補者の選出について</li> </ol>
3月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 三者要請検査の指摘事項に対する回答について</li> <li>2. 平成29年度決算処理方針について</li> <li>3. 平成31年度職員採用計画について</li> <li>4. 就業規則の一部変更について</li> <li>5. 準職員雇用規程の一部変更について</li> <li>6. パート職員雇用規程の一部変更について</li> <li>7. (株)初穂の平成30年度事業計画について</li> <li>8. (株)JAゆうハートの平成30年度事業展開について</li> <li>9. 平成30年度コンプライアンスプログラムについて</li> <li>10. 員外・大口貸付について</li> <li>11. 理事と当組合との自己取引について</li> <li>12. 信用供与等業務実施規則の一部変更について</li> <li>13. 平成30年度余裕金運用等に係る信用の供与等の限度額の設定について</li> <li>14. 平成30年度信用の供与等の最高限度額の設定について</li> <li>15. 平成30年度借入金の最高限度額の設定について</li> <li>16. 平成30年度貸出金利率の最高限度の設定について</li> <li>17. 平成30年度大口貸出先の基準額の設定について</li> <li>18. 平成30年度余裕金運用について</li> <li>19. 水口配送センター及び青果センター運送業務委託内容の変更について</li> </ol>

監事会の主な協議事項

開催日	協議事項
4月27日	1. ㈱初穂の監査役の選任について 2. 平成28年度決算監事監査の報告書の取りまとめ日程について
5月12日	1. ㈱忍者の里甲南の監査役の選任について 2. 平成28年度決算監事監査報告書について
5月30日	1. 自己資本比率について 2. 平成28年度決算監事監査報告書について 3. 平成28年度 J A 全国監査機構監査報告書及び監事の監査報告書について
6月22日	1. 平成29年度第1四半期監事監査実施計画について 2. 平成28年度（決算期）自己監査書について
6月24日	1. 平成29年度（平成29年7月～平成30年6月）各監事の報酬額について
7月25日	1. J Aバンクモニタリングについて 2. 平成29年度第1四半期監事監査の実施内容について 3. 平成29年度第1四半期監事監査及び監査報告書の取りまとめ日程等について
8月17日	1. 平成29年度第1四半期監事監査の監査報告書の取りまとめについて
8月22日	1. J Aバンク体制整備モニタリング結果について 2. 平成28年度滋賀県常例検査指示書に対する回答について 3. 平成29年度第1四半期監事監査報告書について 4. 平成29年度仮決算監事監査（現金・棚卸実査）実施計画について
8月25日	1. 平成28年度 滋賀県常例検査指示書に対する回答についての「検査指示書の回答に対する監事の意見書」について
9月25日	1. 平成29年度仮決算監事監査（現金・棚卸品等実査）の実施について 2. 平成29年度仮決算監事監査（決算）実施計画について 3. 三者要請検査（県常例検査）の立会について
10月26日	1. ㈱道の駅あいの土山の監査役の選任について
10月30日	1. 平成29年度仮決算監事監査報告書の取りまとめ日程について 2. 代表理事等との定期的会合について
11月17日	1. 平成29年度仮決算監事監査の監査報告書の取りまとめについて 2. 代表理事等との定期的会合について
12月25日	1. 平成29年度第3四半期監事監査の実施について 2. 平成29年度上半期監査報告書（自己監査書）について
1月23日	1. 平成29年度第3四半期監事監査の実施及び取りまとめ日程について 2. 理事会予備推薦委員（監事代表）の選出について
2月14日	1. 平成29年度第3四半期監事監査の監査報告書の取りまとめについて
2月22日	1. 平成29年度第3四半期監事監査報告書について 2. 平成29年度滋賀県常例検査指示書に対する回答について 3. 平成29年度決算監事監査の実施日程等について 4. 平成28年産米・大豆最終精算に関する監事監査について
2月27日	1. 平成29年度 滋賀県常例検査指示書に対する回答についての「検査指示書の回答に対する監事の意見書」について
3月22日	1. 平成30年度監事監査方針及び監査実施計画について 2. 三者要請検査の指摘事項に対する回答について 3. 平成29年度決算監事監査（決算）の実施について

監事監査の実施状況

実施日	監査名	監査項目	監査従事延人数		
			監事	補助員	計
4月3日	平成28年度 決算監査(実査)	1. 現金・棚卸資産の実査 2. 現金・棚卸資産の管理状況	6	6	12
4月26日～28日	平成28年度 決算監査	1. 平成28年度決算結果(各事業の事業量・損益) 2. 決算資産査定結果と不良債権の状況 3. 下半期のコンプライアンス事案の内容と解消策 4. 平成28年度事業部門別重点取り組み事項の取り組み状況 5. 第13次3カ年計画の取り組み状況 6. 平成28年度監事監査の指摘・指示事項についての取り組み状況	18	9	27
5月1日	平成28年度 労働保険事務組合監査	1. 労働保険事務組合(一般会計・特別会計)決算監査	1	0	1
5月30日	水田活用米穀の共同 計算監査	1. 平成27年産水田活用米穀の最終精算監査	6	3	9
8月2日～3日	平成29年度 第1四半期監査	1. 人事ローテーションの実施状況 2. 直売所事業計画と進捗状況 3. 棚卸資産の管理状況 4. 交通安全対策実施状況	12	6	18
9月29日～30日 10月1日～2日	平成29年度 仮決算監査(実査)	1. 現金・棚卸資産の実査 2. 現金・棚卸資産の管理状況	14	10	24
10月26日～31日 (内3日間)	平成29年度 仮決算監査	1. 仮決算結果(各事業の事業量・損益) 2. 仮決算資産査定結果と不良債権の状況 3. 上半期のコンプライアンス事案の内容と解消策 4. 事業部門別重点取り組み事項の取り組み状況 5. 棚卸品の管理状況(差異報告・適正在庫処理)	16	8	24
1月30日～31日	平成29年度 第3四半期監査	1. 事務ミス・コンプライアンス事案発生状況と改善策について 2. 金融業務の事務堅確化への取り組み状況 3. 監査・検査指摘事項の改善状況について 4. 花野果市等における返金、返品対応について 5. 配送センター等在庫品の管理状況について	12	6	18
1月31日	平成29年度随時監査	1. 花野果市水口店、ここびあの棚卸実施状況の監査	1	0	1
2月22日	麦の共同計算監査	1. 平成28年産麦の最終精算監査	6	3	9
3月22日	米等の共同計算監査	1. 平成28年産米・水田活用米穀・大豆の最終精算監査	5	3	8
3月30日～31日	平成29年度 決算監査(実査)	1. 現金・棚卸資産の実査 2. 現金・棚卸資産の管理状況	12	6	18
合計			109	60	169

## 内部監査の実施状況

実施日	監査名	監査項目
4月24日～5月18日(内7日間)	第1回内部監査	1. 平成28年度決算資産査定及び償却・引当結果 2. 平成28年度決算財務諸表の正確性 3. 内部貯金口座管理状況 4. 業務引継状況 5. 営農経済事業の事務処理状況
6月6日～6月15日(内8日間)	第2回内部監査	1. 渉外活動における事務処理状況 2. 検査・監査の指摘事項の改善取り組み状況 3. 業務引継状況 4. 貯金者データ整備状況
7月21日～8月8日(内6日間)	フォローアップ 監査	1. 検査・監査の指摘事項の改善取り組み状況
9月4日～9月14日(内8日間)	第3回内部監査	1. 渉外活動における事務処理状況 2. 検査・監査の指摘事項の改善取り組み状況 3. 業務自主検査の実施状況
11月1日～7日(内3日間)	第4回内部監査	1. 平成29年度仮決算資産査定結果及び償却・引当結果 2. 平成29年度仮決算財務諸表の正確性 3. 余裕金運用状況
1月11日～22日(内6日間)	第5回内部監査	1. 連続職場離脱の実施状況 2. 業務自主検査の実施状況 3. 組織会計事務受託の管理状況 4. 利益相反管理態勢の検証
2月20日～21日 3月6日～12日(内4日間)	第6回内部監査	1. 子会社(JAオートパルこうか・JAゆうハート・初穂) 2. 検査・監査の指摘事項の改善取り組み状況 3. 情報セキュリティ基準及び規程類の遵守状況 4. 個人情報保護措置状況 5. 重要用紙等の管理状況 6. 農産物検査業務の事務処理状況

## II. 対処すべき重要な課題

対処すべき重要な課題として以下の項目を定め、平成30年度事業計画（案）において実践事項として取り組みます。

### 1. 地域農業の振興と農家所得の増大

マーケットインの視点による選択制のある米づくり、良質茶生産に向けた支援、加工品等の販売拡大を進めるとともに、農業の複合経営化に向けた「甲賀の野菜・果樹」の生産振興と産直店舗による地産地消を促進します。また、資材費等の生産コストの削減と農産物の買取販売を進めることで農家所得の増大・安定に引き続き取り組みます。

### 2. 組合員や地域住民の参画促進

組合員や地域住民がJAに集い、自らの地域に合った農業やくらしの活動に参画できるように、平成29年度に設置した「地区ふれあい委員会」を中心として取り組みを進め、地区の特色を活かした協同活動を充実します。

### 3. 自己改革にかかる情報発信の強化

JAこうかの事業や組織活動の成果（自己改革の進捗状況）を広報活動等を通して組合員に分かり易く発信します。

### 4. 財務基盤とリスク管理体制の強化

計画経営を徹底し、内部留保による自己資本の充実に取り組みます。また、コンプライアンス態勢やリスク管理体制を強化し、健全経営に努めます。さらに、平成31年度から導入される監査法人による会計士監査に向けた準備を進めます。

### Ⅲ. 組合の運営組織の状況に関する事項

#### 1. 総代会の開催状況

第39回通常総代会（平成29年6月24日（土）午後1時30分開催）

項目	結果
総代定数	定数614人（開催日現在総代数602人）
出席総代	合計552人（本人出席277人、代理人出席0人、書面出席275人）
出席した総代でない正組員数	26人
出席准組員数	4人
議決事項	第1号議案 平成28年度（第39年度）事業報告、剰余金処分案の承認について 第2号議案 第14次3ヵ年計画（中期経営計画）の設定について 第3号議案 J A こうか地域農業振興計画の設定について 第4号議案 平成29年度（第40年度）事業計画の設定について 第5号議案 定款並びに定款附属書役員選任規程の一部変更について 第6号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更について 第7号議案 農業経営受託規程の一部変更について 第8号議案 全国農業協同組合連合会が行う農業経営事業に関する同意について 第9号議案 平成29年度（第40年度）理事の報酬額の決定について 第10号議案 平成29年度（第40年度）監事の報酬額の決定について 附帯議案 報告事項 1. 平成28年度貸借対照表、損益計算書及び注記表について 2. 子会社及び関連会社の決算報告について 決 議 国際通商交渉および農業振興に関する決議

全議案が原案どおり可決・決定されました。

#### 2. 組員の状況

（単位：人）

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退	当期末	
正組員	個 人	6,255	77	181	6,151
	（うち女性）	(991)	(20)	(25)	(986)
	法 農事組合法人	27	0	0	27
	人 その他法人	27	1	0	28
計	6,309	78	181	6,206	
准組員	個 人	10,840	324	283	10,881
	（うち女性）	(3,279)	(142)	(63)	(3,358)
	農事組合法人	3	0	1	2
	その他の団体	153	1	0	154
計	10,996	325	284	11,037	
合計	17,305	403	465	17,243	

（備考）当期末正組員戸数 5,673 戸  
 当期末准組員戸数 8,783 戸

#### 3. 出資口数の状況

（単位：口）

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組員	個 人	307,334	4,346	8,892	302,788
	法 農事組合法人	291	0	0	291
	人 その他法人	404	11	0	415
	計	308,029	4,357	8,892	303,494
准組員	個 人	178,073	14,013	6,371	185,715
	農事組合法人	70	0	4	66
	その他の団体	4,882	2	0	4,884
	計	183,025	14,015	6,375	190,665
処分未済持分	2,495	1,516	2,495	1,516	
合計	493,549	19,888	17,762	495,675	

（摘要）(1) 出資一口金額 5,000 円  
 (2) 当期末払込済出資総額 2,478,375,000 円  
 (3) 1正組員当たり出資金額 244,517 円  
 (4) 1組員の持口最高限度 1,000 口

#### 4. 役員の状況

##### (1) 役員数

(単位：人)

区 分			前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
理事	常 勤		6	0	0	6	—
	非 常 勤		21	0	0	21	—
	計			27	0	0	27
監事	常 勤		1	0	0	1	—
	非 常 勤		5	0	0	5	—
	計			6	0	0	6
合 計			33	0	0	33	33

(注) 平成29年度末現在女性の役員は、理事2人、監事1人です。

##### (2) 役員の氏名及び役職等

区 分			氏 名	就任 年月日	任期満了 年月日	備 考	
役職名	常勤・非常勤	代表権					
代表理事組合長	常 勤	有	山田 嘉一郎	H27. 6. 20	(注)に記載		
代表理事専務	常 勤	有	竹永 豊				
総務担当常務	常 勤	無	田村 安佐				実務精通役員
経済担当常務	常 勤	無	渡邊 實				
理事参事 (企画・JA改革担当)	常 勤	無	西澤 総一郎				実務精通役員
理事参事 (金融担当)	常 勤	無	寺村 嘉治				実務精通役員
筆頭理事	非常勤	無	川村 克己				総務委員
理事	非常勤	無	池本 隆治				金融委員会委員長
理事	非常勤	無	谷口 治郎				経済委員会委員長
理事	非常勤	無	森村 秀紀				総務委員会副委員長
理事	非常勤	無	林田 清光				金融委員会
理事	非常勤	無	青木 寛治				経済委員会
理事	非常勤	無	中村 昌徳				総務委員会委員長
理事	非常勤	無	福田 敦三				金融委員
理事	非常勤	無	小倉 剛				経済委員
理事	非常勤	無	船田 榮一				金融委員
理事	非常勤	無	田村 正弘				経済委員
理事	非常勤	無	田中 洋一				総務委員
理事	非常勤	無	中野 和彦				金融委員
理事	非常勤	無	黄瀬 忠幸				総務委員
理事	非常勤	無	小川 伊之輔				経済委員
理事	非常勤	無	八太 洋市	総務委員			
理事	非常勤	無	高畑 学	金融委員会副委員長			
理事	非常勤	無	上西 一嗣	金融委員			
理事	非常勤	無	森田 幹雄	経済委員			
理事	非常勤	無	上田 和子	経済委員会副委員長			
理事	非常勤	無	前田 桃代	総務委員			
代表監事	非常勤	/	上西 佐喜夫	H27. 6. 20	(注)に記載	実務精通役員	
常勤監事	常 勤		岡川 和夫				
監事	非常勤		倉田 幸夫				
監事	非常勤		曾我 三四次				
監事	非常勤		服部 静夫				
監事	非常勤		中村 一美				員外監事

(注) 平成29年度末現在の役員の任期は、平成27年6月20日から平成29年度決算に関する通常総代会終了の時  
までです。

## 5. 職員の状況

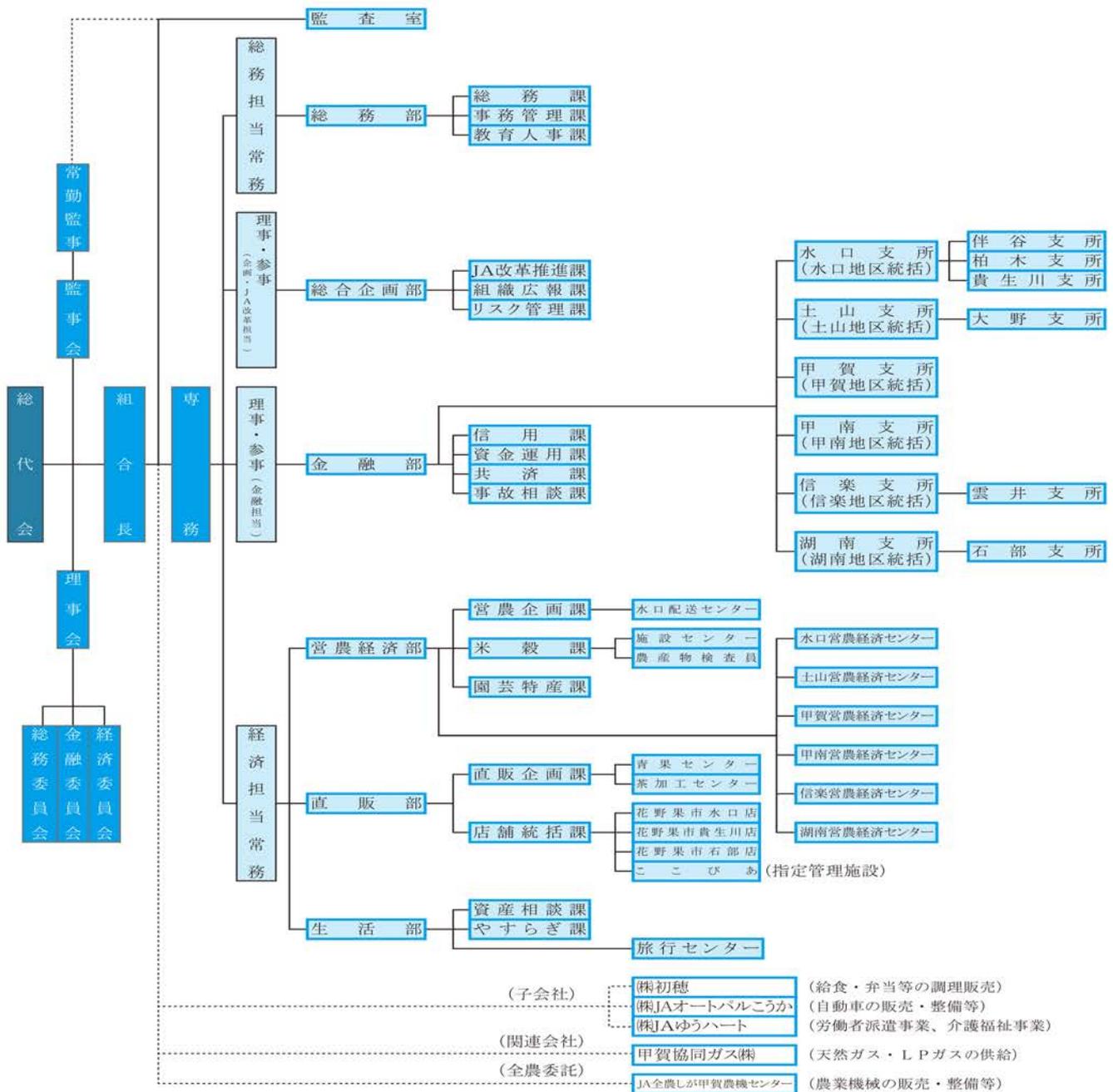
(単位：人)

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当期末		
				計	うち男性	うち女性
参事	2	0	0	2	2	0
一般職員	259	9	15	253	160	93
営農指導員	29	3	3	29	26	3
生活指導員	2	0	0	2	0	2
<b>正 職 員 計</b>	<b>292</b>	<b>12</b>	<b>18</b>	<b>286</b>	<b>188</b>	<b>98</b>
準職員	44	1	3	42	11	31
パートタイマー	39	9	11	37	3	34
派遣受入職員	7	1	1	7	5	2
<b>総 合 計</b>	<b>382</b>	<b>23</b>	<b>33</b>	<b>372</b>	<b>207</b>	<b>165</b>

(注) 1 期末の職員数は、期末退職者を除いて表示しています。  
2 出向職員を含めて表示しています。

## 6. 組織の構成

### (1) 組合の組織機構図 (平成29年度)



## (2) 主な組合員組織

(単位：人)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
地区運営委員会	196	特別栽培米生産部会	720
農政協議会	1,964	J A こうか元気倶楽部	10,558
稲作部会	138	J A こうかプレミアム倶楽部	394
大規模稲作経営者部会	75	あんしん倶楽部	1,303
茶業部会	67	味覚友の会	485
花野果倶楽部	575	J A こうか女性部	501

## 7. 施設の設置状況

(1) 組合の店舗・施設の状況 (平成30年3月現在の店舗・施設を表示しています)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M 数	
水 口	本 所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0581	
	青果センター	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-8074	
	茶加工センター	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-63-2282	
	花野果市水口店	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0711	
	水口配送センター	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川105	0748-62-0660	
	やすらぎ課	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-63-7300	
	水口支所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-1209	1
	伴谷支所	〒528-0064 甲賀市水口町伴中山3798	0748-62-0130	1
	柏木支所	〒528-0057 甲賀市水口町北脇1615	0748-62-0055	1
	貴生川支所	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川285-2	0748-62-2021	1
	花野果市貴生川店	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川285-2	0748-62-8312	
	施設センター	〒528-0053 甲賀市水口町宇田850	0748-62-0295	
	水口カントリーエレベーター	〒528-0053 甲賀市水口町宇田850	0748-62-0295	
	甲賀病院 A T M	〒528-0014 甲賀市水口町松尾1256		1
西友水口店 A T M	〒528-0005 甲賀市水口町水口6084-1		1	
アル・プラザ水口 A T M	〒528-0033 甲賀市水口町本綾野566-1		1	
土 山	土山支所	〒528-0212 甲賀市土山町南土山甲769-2	0748-66-1151	1
	大野支所	〒528-0235 甲賀市土山町大野2156	0748-67-0312	1
	土山営農経済センター	〒528-0212 甲賀市土山町南土山甲769-2	0748-66-1153	
	土山近代化センター	〒528-0235 甲賀市土山町大野4855	0748-67-0064	
	旧鮎河店 A T M	〒528-0202 甲賀市土山町鮎河1226-1		1
甲 賀	甲賀支所	〒520-3435 甲賀市甲賀町相模451	0748-88-4371	1
	甲賀営農経済センター	〒520-3435 甲賀市甲賀町相模451	0748-88-4075	
	甲賀カントリーエレベーター	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中804	0748-88-5202	
	旧甲賀支所 A T M	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中538		1
	旧油日支所 A T M	〒520-3421 甲賀市甲賀町上野1151		1
	旧甲賀駅前店 A T M	〒520-3433 甲賀市甲賀町大原市場163		1
	旧佐山店 A T M	〒520-3402 甲賀市甲賀町小佐治2967		1

店 舗 名		住 所	電 話 番 号	A T M数
甲 南	甲 南 支 所	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師424-1	0748-86-3071	1
	甲南営農経済センター	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師424-1	0748-86-5775	
	甲南カントリーエレベーター	〒520-3302 甲賀市甲南町池田2664	0748-86-2183	
	甲南広域育苗センター	〒520-3302 甲賀市甲南町池田2664	0748-86-2183	
	旧 甲 南 支 所 A T M	〒520-3322 甲賀市甲南町深川1892		1
	旧 宮 店 A T M	〒520-3305 甲賀市甲南町野川818		1
	フレンドタウン甲賀 A T M	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師338-3		1
信 楽	信 楽 支 所	〒529-1851 甲賀市信楽町長野1170-2	0748-82-1165	1
	雲 井 支 所	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1375-1	0748-83-0046	1
	信楽営農経済センター	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1719	0748-83-0074	
	信楽ライスセンター	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1719	0748-83-1083	
	朝宮農業技術拠点施設	〒529-1842 甲賀市信楽町下朝宮32-3	0748-84-0125	
	旧 朝 宮 店 A T M	〒529-1842 甲賀市信楽町下朝宮32-3		1
	旧 多 羅 尾 店 A T M	〒529-1821 甲賀市信楽町多羅尾1915-1		1
湖 南	湖 南 支 所	〒520-3252 滋賀県湖南市岩根4526-1	0748-72-1235	1
	石 部 支 所	〒520-3106 湖南市石部中央四丁目8-50	0748-77-2025	1
	湖南営農経済センター	〒520-3252 滋賀県湖南市岩根4526-1	0748-72-1251	
	ここびあ（指定管理施設）	〒520-3252 滋賀県湖南市岩根4528-1	0748-72-5552	
	花 野 果 市 石 部 店	〒520-3106 湖南市石部中央四丁目8-50	0748-77-2027	
	甲西カントリーエレベーター	〒520-3252 湖南市岩根4786	0748-72-3604	
	甲西広域育苗センター	〒520-3223 湖南市夏見56-1	0748-72-1235	
	旧 甲 西 支 所 A T M	〒520-3223 湖南市夏見56-1		1
	旧 下 田 店 A T M	〒520-3201 湖南市下田1619		1
	イオンタウン湖南 A T M	〒520-3252 湖南市岩根4580		1

## (2) 委託施設の状況

### ①代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共 済 代 理 店 数	71	0	2	69

### ②当期新規代理業者

該当ありません。

## 8. 子会社等の概要

㈱ 初 穂	代 表 者 名	山田 嘉一郎
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町古城が丘5-28
	主 要 な 事 業 内 容	給食・弁当等の調理販売
	施 設 の 概 要	調理場・事務所1棟
	設 立 年 月 日	昭和48年2月19日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	99.6%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	99.6%
㈱JAオートパルこうか	代 表 者 名	山田 嘉一郎
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町新城175
	主 要 な 事 業 内 容	自動車の販売、整備等
	施 設 の 概 要	事務所・修理工場
	設 立 年 月 日	平成24年9月12日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	100.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	100.0%
㈱JAゆうハート	代 表 者 名	山田 嘉一郎
	所 在 地	滋賀県甲賀市甲南町杉谷108-3
	主 要 な 事 業 内 容	労働者派遣事業、介護福祉事業
	施 設 の 概 要	事務所・デイサービスセンター・小規模多機能施設等
	設 立 年 月 日	昭和44年10月6日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	100.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	100.0%
甲賀協同ガス㈱	代 表 者 名	安村 嘉隆
	所 在 地	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘12
	主 要 な 事 業 内 容	天然ガス・LPガスの供給
	施 設 の 概 要	事務所・工場
	設 立 年 月 日	昭和43年10月1日
	資 本 金 総 額	210,000千円
	当組合の議決権比率	40.3%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	40.3%
㈱アグリ甲賀	代 表 者 名	高畑 学
	所 在 地	滋賀県湖南市岩根4526-1
	主 要 な 事 業 内 容	農産物の生産加工販売、農作業受託
	施 設 の 概 要	事務所
	設 立 年 月 日	平成8年1月11日
	資 本 金 総 額	6,000千円
	当組合の議決権比率	33.3%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	33.3%
㈱あいコムこうか	代 表 者 名	中邨 雅明
	所 在 地	滋賀県甲賀市土山町北土山1715
	主 要 な 事 業 内 容	電気通信、放送等
	施 設 の 概 要	事務所
	設 立 年 月 日	平成23年12月1日
	資 本 金 総 額	30,000千円
	当組合の議決権比率	20.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	23.3%

# 貸借対照表

第40年度 (平成30年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目 説 明
( 資 産 の 部 )		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>179,004,763</b>	
(1) 現金	540,146	
(2) 預金	131,705,434	
系統預金	131,702,083	県信連への預金額
系統外預金	3,351	銀行への預金額
(3) 有価証券	21,562,304	国債・地方債・社債等への運用額
国債	3,154,990	
地方債	7,947,643	
政府保証債	403,000	
社債	10,056,670	
(4) 貸出金	25,204,549	組合員・利用者へのご融資額
(5) その他の信用事業資産	170,805	
未収収益	79,896	預金・有価証券・貸出金の未収利息等
その他の資産	90,909	他の金融機関から受け取る為替決済金等
(6) 貸倒引当金	△ 178,475	信用事業債権に対する貸倒引当金
<b>2 共済事業資産</b>	<b>599,009</b>	
(1) 共済貸付金	567,408	共済約款によるご融資額
(2) 共済未収利息	7,662	共済貸付金に対する未収利息額
(3) その他の共済事業資産	23,939	共済事務手数料の未収額等
<b>3 経済事業資産</b>	<b>1,734,362</b>	
(1) 経済事業未収金	461,729	購買代金等の未収額
(2) 経済受託債権	738,682	受託販売に係る立替金・仮払金等
(3) 棚卸資産	382,803	
購買品	236,739	購買品の期末在庫高
宅地等	540	宅地等の期末在庫高
その他の棚卸資産	145,524	販売品・諸材料等の期末在庫高
(4) その他の経済事業資産	153,174	未収収益・前払費用・預託家畜等
(5) 貸倒引当金	△ 2,025	経済事業債権に対する貸倒引当金
<b>4 雑資産</b>	<b>715,586</b>	
(1) 雑資産	716,789	前払費用・未収金・立替金・仮払金・繰延消費税等
(2) 貸倒引当金	△ 1,204	
<b>5 固定資産</b>	<b>3,089,973</b>	
(1) 有形固定資産	3,068,577	建物、機械装置等の有形固定資産の取得価額
建物	5,883,710	
機械装置	2,274,391	
土地	1,267,554	
建設仮勘定	940	
その他の有形固定資産	1,586,723	器具備品、構築物等の取得価額
減価償却累計額	△ 7,944,741	減価償却費の累計額
(2) 無形固定資産	21,397	
<b>6 外部出資</b>	<b>6,176,610</b>	
(1) 外部出資	6,182,610	
系統出資	5,759,886	連合会等への出資金額
系統外出資	172,334	事業取引上関連する団体等への出資金額
子会社等出資	250,390	子会社及び関連会社への出資金額
(2) 外部出資等損失引当金	△ 6,000	
<b>7 繰延税金資産</b>	<b>104,362</b>	
<b>資産の部合計</b>	<b>191,424,665</b>	

科 目	金 額	科 目 説 明
( 負 債 の 部 )		
<b>1 信 用 事 業 負 債</b>	<b>177,859,339</b>	
(1) 貯 金	177,229,842	組合員・利用者からお預かりしている貯金額
(2) 借 入 金	79,179	県信連・公庫からの借入金
(3) その他の信用事業負債	550,318	
未 払 費 用	60,605	貯金・借入金の未払利息等
そ の 他 の 負 債	489,714	他の金融機関へ支払う為替決済金等
<b>2 共 済 事 業 負 債</b>	<b>1,587,783</b>	
(1) 共 済 借 入 金	559,862	共済約款による共済連からの借入金
(2) 共 済 資 金	635,742	共済掛金の一時預り金等
(3) 共 済 未 払 利 息	6,780	共済借入金に対する未払利息等
(4) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	382,429	共済事務手数料の次年度への繰延額
(5) 共 済 未 払 費 用	1,620	未払費用等
(6) その他の共済事業負債	1,350	
<b>3 経 済 事 業 負 債</b>	<b>608,027</b>	
(1) 経 済 事 業 未 払 金	282,622	購買品等の仕入代金の未払金
(2) 経 済 受 託 債 務	49,704	販売代金精算までの仮受金等
(3) その他の経済事業負債	275,701	保証金・預託家畜見返等
<b>4 雑 負 債</b>	<b>714,404</b>	
(1) 未 払 法 人 税 等	37,554	法人税等の未払金
(2) 資 産 除 去 債 務	4,200	特定の有形固定資産の除去に必要となる額
(3) そ の 他 の 負 債	672,650	未払金・仮受金等
<b>5 諸 引 当 金</b>	<b>1,208,216</b>	
(1) 賞 与 引 当 金	72,955	職員の賞与に充てるための引当金
(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,085,143	職員の退職金に充てるための引当金
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	41,704	役員の退職慰労金に充てるための引当金
(4) ポ イ ン ト 引 当 金	8,414	ポイント使用に備えた引当金
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>181,977,769</b>	
( 純 資 産 の 部 )		
<b>1 組 合 員 資 本</b>	<b>8,807,297</b>	
(1) 出 資 金	2,478,375	組合員の出資金の総額
(2) 資 本 準 備 金	112,281	定款の規定による積立金
(3) 利 益 剰 余 金	6,224,221	
利 益 準 備 金	1,764,869	定款の規定による積立金
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,459,353	
営 農 施 設 修 繕 等 積 立 金	1,000,000	
有 価 証 券 価 格 変 動 積 立 金	201,334	
税 効 果 調 整 積 立 金	348,187	
次 期 情 報 シ ス テ ム 更 改 等 積 立 金	39,000	
経 営 安 定 化 積 立 金	282,200	
特 別 積 立 金	2,357,391	
当 期 未 処 分 剰 余 金	231,241	
(うち当期剰余金)	(185,799)	
(4) 処 分 未 済 持 分	△ 7,580	当組合が譲り受けた出資金の持分額
<b>2 評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>639,599</b>	
(1) その他有価証券評価差額金	639,599	その他有価証券に対する評価差額
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>9,446,896</b>	
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>191,424,665</b>	

# 損益計算書

第40年度 (平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額
<b>1 事業総利益</b>	<b>3,261,869</b>
(1) 信用事業収益	1,495,736
資金運用収益	1,295,650
(うち預金利息)	( 586,130 )
(うち有価証券利息)	( 236,009 )
(うち貸出金利息)	( 320,825 )
(うちその他受入利息)	( 152,687 )
役務取引等収益	44,861
その他事業直接収益	59,121
その他経常収益	96,103
(2) 信用事業費用	194,593
資金調達費用	116,372
(うち貯金利息)	( 109,239 )
(うち給付補填備金繰入)	( 4,454 )
(うち借入金利息)	( 533 )
(うちその他支払利息)	( 2,146 )
役務取引等費用	12,120
その他経常費用	66,100
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 16,407 )
<b>信用事業総利益</b>	<b>1,301,143</b>
(3) 共済事業収益	1,136,479
共済付加収入	1,049,135
共済貸付金利息	14,325
その他の収益	73,018
(4) 共済事業費用	73,477
共済借入金利息	14,325
共済推進費	50,151
その他の費用	9,001
<b>共済事業総利益</b>	<b>1,063,001</b>
(5) 購買事業収益	1,390,020
購買品供給高	1,351,443
その他の収益	38,578
(6) 購買事業費用	1,157,058
購買品供給原価	1,147,839
購買品供給費	793
その他の費用	8,426
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 457 )
<b>購買事業総利益</b>	<b>232,962</b>
(7) 販売事業収益	581,436
販売品販売高	409,722
販売手数料	145,919
その他の収益	25,794
(8) 販売事業費用	412,097
販売品販売原価	372,788
販売費	11,273
その他の費用	28,036
(うち貸倒引当金繰入)	( 128 )
<b>販売事業総利益</b>	<b>169,339</b>
(9) 保管事業収益	30,745
(10) 保管事業費用	2,796
<b>保管事業総利益</b>	<b>27,949</b>
(11) 加工事業収益	155,463
(12) 加工事業費用	129,700
<b>加工事業総利益</b>	<b>25,763</b>

(甲賀農業協同組合)  
(単位：千円)

科 目	
(13) 利用事業収益	793,367
(14) 利用事業費用	373,633
<b>利用事業総利益</b>	<b>419,734</b>
(15) 宅地等供給事業収益	100,098
(16) 宅地等供給事業費用	61,679
<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>38,419</b>
(17) その他事業収益	9,839
(18) その他事業費用	7,485
<b>その他事業総利益</b>	<b>2,354</b>
(19) 指導事業収入	61,998
(20) 指導事業支出	80,793
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 18,795</b>
<b>2 事業管理費</b>	<b>3,135,541</b>
(1) 人件費	2,057,434
(2) 業務費	505,588
(3) 諸税負担金	108,604
(4) 施設費	446,309
(5) その他事業管理費	17,607
<b>事業利益</b>	<b>126,328</b>
<b>3 事業外収益</b>	<b>181,224</b>
(1) 受取出資配当金	97,360
(2) 賃貸料	45,839
(3) 償却債権取立益	23,910
(4) 雑収入	14,115
<b>4 事業外費用</b>	<b>39,342</b>
(1) 支払雑利息	6,282
(2) 寄付金	1,913
(3) 業務外減価償却費	18,970
(4) 雑損失	12,176
<b>経常利益</b>	<b>268,210</b>
<b>5 特別利益</b>	<b>3,903</b>
(1) 固定資産処分益	405
(2) 固定資産圧縮特別勘定戻入額	3,498
<b>6 特別損失</b>	<b>22,827</b>
(1) 固定資産処分損	6,110
(2) 固定資産圧縮損	3,541
(3) 減損損失	9,067
(4) 固定資産解体撤去費用	4,110
<b>税引前当期利益</b>	<b>249,285</b>
法人税、住民税及び事業税	58,422
法人税等調整額	5,064
<b>法人税等合計</b>	<b>63,486</b>
<b>当期剰余金</b>	<b>185,799</b>
当期首繰越剰余金	40,378
税効果調整積立金取崩額	5,064
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>231,241</b>

# 注記表

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券／償却原価法（定額法）

② その他有価証券／（時価のあるもの）

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（時価のないもの）

移動平均法による原価法

③ 子会社株式及び関連会社株式／移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品／売価還元法に基づく低価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 宅地等（販売用不動産）／個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

③ その他の棚卸資産／個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却しています。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。

なお、上記（1）～（2）の20万円未満の減価償却資産については、一括費用処理を行っています。また、平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の減価償却資産については、租税特別措置法第67条の5を適用し、一括費用処理を行っています。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、不保全額（担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額）を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、不保全額から当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。なお、不保全額が1,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権（正常先及び要注意先（要管理先を含む。））については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署（リスク管理課）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署（監査室）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は181,354千円です。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

#### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっ  
ています。

② 数理計算上の差異の処理方法  
数理計算上の差異の処理年数は12年とし、定率法によって処理しています。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券  
の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

#### (6) ポイント引当金

ポイント引当金は、総合ポイント制度に基づき、利用者に付与したポイントの費用発生に備えるため、当期末において将来発  
生すると見込まれる額を計上しています。

### 5. 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、繰延消費税とし  
て「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

### 6. 記載金額の端数処理

貸借対照表、損益計算書及びこれらに関する附属明細書の記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しています。なお、記載金額  
未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

## 貸借対照表に関する事項

### 1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は3,541千円、圧縮記帳累計額は2,364,477  
千円であり、その内訳は次のとおりです。

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| ① 建物    | 1,030,825千円 (うち当期圧縮記帳額3,498千円) |
| ② 構築物   | 138,243千円                      |
| ③ 機械装置  | 741,263千円                      |
| ④ 車両運搬具 | 1,965千円 (うち当期圧縮記帳額44千円)        |
| ⑤ 器具備品  | 16,749千円                       |
| ⑥ 土地    | 435,433千円                      |

### 2. 担保に供している資産

担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。

(単位：千円)

担保資産	金額	担保に係る債務の内容
定期預金	5,578,231	当座借越、為替決済、森前開発協力金
土地	20,203	森前開発協力金

(注) 土地の金額は帳簿価額です。

### 3. 子会社等に対する金銭債権・金銭債務

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ① 子会社等に対する金銭債権の総額 | 423,444千円 |
| ② 子会社等に対する金銭債務の総額 | 486,062千円 |

### 4. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき金銭債権・金銭債務に該当する取引はありません。

## 5. リスク管理債権の状況

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、207,694千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

破綻先債権	39,734
延滞債権	167,960
3ヵ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—

(注) 上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破綻先債権とは、元本または利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- ② 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ③ 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 損益計算書に関する事項

### 1. 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	
うち事業取引高	44,724千円
うち事業取引以外の取引高	25,258千円
合計	69,982千円
② 子会社等との取引による費用総額	
うち事業取引高	21,265千円
うち事業取引以外の取引高	70,142千円
合計	91,407千円

### 2. 減損会計に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、業務用資産については、継続的に収支の計画や実績を管理している場所別の管理会計上の区分を基本に、茶加工センターおよび葬祭施設は単独で、直売所は店舗ごとに、支所および営農経済センターは地理的に区分した地域単位でグルーピングを行っています。遊休資産については、各資産単位でグルーピングを行っています。本所および一部の農業関連施設（カントリーエレベーター、育苗施設、農業倉庫等）については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産としています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	減損損失の内訳			
				土地	器具備品	ソフトウェア	その他
業務用資産	信楽地区	店舗	3,874	3,169	58	—	648
業務用資産	ここびあ	店舗	5,192	—	3,605	1,021	567
合計	—	—	9,067	3,169	3,662	1,021	1,214

#### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

信楽地区、ここびあは、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

### (3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

## 金融商品に関する事項

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は、組合員や利用者から預かった貯金をもとに、組合員、利用者、地域内の企業及び団体等へ貸付を行っています。また、滋賀県信用農業協同組合連合会へ預入を行っているほか、国債や地方債、社債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として滋賀県信用農業協同組合連合会に対する預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、預金は、金利変動によってもたらされる市場リスクや流動性リスクにさらされています。貸出金は、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収の方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営企画会議や資金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び資金運用会議で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### ・市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇すると想定した場合には、経済価値が376,823千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、(3)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	131,705,434	131,667,864	△37,570
有価証券	21,562,304	21,768,898	206,594
満期保有目的の債券	5,680,924	5,887,518	206,594
其他有価証券	15,881,380	15,881,380	
貸出金	25,204,549		
貸倒引当金（注1）	△178,475		
貸倒引当金控除後	25,026,074	25,668,891	642,817
資産 計	178,293,812	179,105,653	811,841
貯 金	177,229,842	177,260,774	30,933
負債 計	177,229,842	177,260,774	30,933

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しています。なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資（注1）	6,182,610

(注1) 外部出資は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	131,705,434	—	—	—	—	—
有価証券	525,000	1,515,000	2,105,000	2,105,000	1,305,000	13,125,000
満期保有目的の債券	425,000	1,015,000	1,905,000	1,805,000	105,000	425,000
その他有価証券の うち満期があるもの	100,000	500,000	200,000	300,000	1,200,000	12,700,000
貸出金(注1)	3,798,865	2,683,426	1,863,568	1,572,940	1,377,457	13,863,144

(注1) 貸出金のうち、当座貸越285,878千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。なお、3ヵ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等45,147千円については、償還予定額が見込めないことから、上記の表から除いています。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(注1)	162,700,914	5,384,944	7,054,794	1,310,627	778,562	—

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 有価証券に関する事項

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	3,079,723	3,167,798	88,075
	政府保証債	99,890	103,350	3,460
	社 債	2,501,310	2,616,370	115,060
	小計	5,680,924	5,887,518	206,594
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		5,680,924	5,887,518	206,594

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価 または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	2,484,530	2,298,277	186,253
	地方債	4,676,480	4,302,541	373,939
	政府保証債	303,110	299,547	3,563
	社 債	6,761,770	6,398,196	363,574
	小計	14,225,890	13,298,562	927,328
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	670,460	700,481	△30,021
	地方債	191,440	200,000	△8,560
	政府保証債	—	—	—
	社 債	793,590	798,913	△5,323
	小計	1,655,490	1,699,395	△43,905
合 計		15,881,380	14,997,956	883,424

なお、上記の差額から繰延税金負債243,825千円を差し引いた639,599千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

## 3. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期に売却取引はありません。

#### 4. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	2,258,687	59,121	—
国 債	1,103,689	1,913	—
地方債	633,530	35,740	—
社 債	521,468	21,468	—
合 計	2,258,687	59,121	—

#### 退職給付に関する事項

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため、住友生命保険相互会社との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

##### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	1,695,033
勤務費用	92,368
利息費用	3,085
数理計算上の差異の発生額	19,055
退職給付の支払額	△67,934
期末における退職給付債務	1,741,607

##### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	467,291
期待運用収益	7,009
数理計算上の差異の発生額	△3,481
事業主からの拠出額	70,870
退職給付の支払額	△18,229
期末における年金資産	523,461

##### 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,741,607
年金資産	△523,461
未積立退職給付債務	1,218,146
未認識数理計算上の差異	△133,004
貸借対照表計上額純額	1,085,143
退職給付引当金	1,085,143

##### 5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	92,368
利息費用	3,085
期待運用収益	△7,009
数理計算上の差異の費用処理額	23,433
合計	111,876

##### 6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定 100%

## 7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.132%
長期期待運用収益率	1.50%
数理計算上の差異の処理年数	12年

## 9. 農林年金から将来見込額として示された特例業務負担金の額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,154千円を含めて計上しています。

なお、平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は349,129千円です。

## 税効果会計に関する事項

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

区分	発生原因	本年度
繰延税金資産	貸倒引当金	25,256
	賞与引当金	20,136
	退職給付引当金	299,499
	役員退職慰労引当金	11,510
	未払費用	3,382
	固定資産減損損失	70,198
	未払事業税	3,405
	未収貸付金利息	53,506
	債権の直接償却額	192,659
	棚卸資産減損損失	12,893
	借地権の減価償却費の否認	40,236
	その他	8,190
	繰延税金資産 計	740,869
評価性引当額	△392,683	
繰延税金資産 合計 (A)	348,187	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△243,825
	繰延税金負債 合計 (B)	△243,825
繰延税金資産の純額 (A+B)		104,362

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.7
住民税均等割等	0.9
評価性引当額の増減	△0.5
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5

## その他の事項

### 1. オペレーティング・リース取引

解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額は68,090千円です。

## (参考資料) 用語解説集

用語	解説
オペレーティング・リース	オペレーティング・リースは、中古市場が存在し、将来の中古市場で公正市場価格が見込まれる汎用物件に対して、貸手（リース会社）が将来の中古価値（残価）を負担することにより、借手（ユーザー）にリース期間中、有利なリース料で該当物件を使用させる仕組み（スキーム）をいう。その主なメリットとしては、（１）物件価格から残存価格を除いてリース料を算出するため、割安なリース料で物件の使用が可能、（２）物件の使用計画に合わせた、自由なリース期間の設定が可能（ファイナンス・リースと比較して短期間のリースが可能）、（３）国際会計基準上のオフバランス処理が可能、（４）リース期間終了後は、物件の使用状況に合わせ、２次リース・買取・物件返却のいずれかを選択することが可能、といったことが挙げられる。（出典:iFinans ホームページ金融用語集）
ポートフォリオ	ポートフォリオとは、投資対象の金融商品の組み合わせや、企業経営上の事業の組み合わせ、製品商品販売上の組み合わせなど、複数以上ある管理運営対象の固まりの全体を指す。 事業にしても投資にしても、事業家や投資家は、単に個別の期待収益の総和を最大化するだけではなく、そのリスクも回避しながら、安定的に収益を獲得していく必要がある。このためには、投資対象及び事業内容、製品構成などの「分散」を図る必要があり、これを検討した結果がポートフォリオと呼ばれる。（出典:exBuzzwords）
リスクフリーレート	リスクフリーレートは、「無リスク金利」とも呼ばれ、理論的にリスクがゼロか極小のリスクフリー商品（無リスク資産）から得ることのできる利回りのことをいう。具体的には、元利金の支払いが保証された預貯金やインターバンクの短期金融商品、国債などの金融商品の利回りのことをいい、通常は「インターバンクレート（コールレート、LIBOR等）」や「国債」の利回りなどを指すことが多い。このリスクフリーレートは、割引率を算出する際にも利用される。割引率とは、将来価値を現在価値に変換する際に用いる利率のことをいい、これはリスクフリーレートとリスクプレミアムを加えたものである。（出典:iFinans ホームページ金融用語集）
ALM	資産負債総合管理。（assets and liabilities management）銀行の資金管理手法の一つ。1970年代の中頃にアメリカの銀行が始めたもので、将来の金利・為替・利回りなどを予測し、資産と負債のバランスをとりながら収益を増大しようとする技法。特に金利リスク、信用リスクなどのリスク管理に特色があるALMは「資産・負債の総合管理」といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。（出典:デジタル大辞泉）
LIBOR	LIBORは、“London Interbank Offered Rate”の略で、イギリスのロンドン市場での資金取引の銀行間平均貸し手金利のことをいう。前提となる資金取引は、2営業日後スタートで、利息は期日一括払い、金利は実日数÷360（通貨によっても異なる）で計算される設定。本レートは、金融機関がユーロ市場で資金調達をする際の基準金利として用いられており、特に3カ月物と6カ月物は短期金利の指標として注目度が高い。（出典:iFinans ホームページ金融用語集）
SWAPレート	金利スワップレートは、金融市場（マーケット）で取引されているプレーン・バニラ・スワップの固定金利の交換レートのことをいう。プレーン・バニラ・スワップとは、同一通貨の固定金利と変動金利との交換を行うスワップ取引をいい、一般に日本では「6ヶ月LIBOR」や「6ヶ月TIBOR」など代表的な変動金利と交換対象になる固定金利のことを指し、マーケットの市場金利の一つの基準となっている。（出典:iFinans ホームページ金融用語集）

# 附属明細書

## I. 貸借対照表等の附属明細書

### 1. 組合員資本

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	2,467,745	99,440	88,810	2,478,375
資本準備金	112,281	—	—	112,281
利益剰余金	6,062,639	619,329	457,747	6,224,221
利益準備金	1,724,869	40,000	—	1,764,869
その他利益剰余金	4,337,770	579,329	457,747	4,459,353
営農施設修繕等積立金	1,000,000	—	—	1,000,000
有価証券価格変動積立金	201,334	—	—	201,334
税効果調整積立金	346,985	6,266	5,064	348,187
次期情報システム更改等積立金	39,000	—	—	39,000
経営安定化積立金	—	282,200	—	282,200
特別積立金	2,539,591	100,000	282,200	2,357,391
当期末処分剰余金	210,861	190,863	170,483	231,241
処分未済持分(△)	△ 12,475	△ 7,580	△ 12,475	△ 7,580
合 計	8,630,190	711,189	534,082	8,807,297

### 目的積立金に関する注記

#### (1) 営農施設修繕等積立金

積立目的 共同利用施設（カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗）の修繕等にかかる損失発生に備えるため  
 取崩基準 共同利用施設の修繕等にかかる固定資産投資額および修繕費の合計額が3億円を超えた年度において、当該固定資産にかかる年間償却額および修繕費の合計額を取り崩す  
 積立目標 1,000,000千円  
 当期末残高 1,000,000千円

#### (2) 有価証券価格変動積立金

積立目的 有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため  
 取崩基準 時価の著しい下落に伴う評価損計上（減損処理）等により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理等相当額を取り崩す  
 積立目標 有価証券の期末帳簿残高（取得原価又は償却原価）の1/100  
 当期末残高 201,334千円

#### (3) 税効果調整積立金

積立目的 税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払部分）について、回収時まで剰余金処分为留保するため  
 取崩基準 法人税等の前払金額が回収された年度において回収相当額を取り崩す  
 積立目標 繰延税金資産相当額  
 当期末残高 348,187千円

#### (4) 次期情報システム更改等積立金

積立目的 平成33年度に全国共同運用センターの利用およびJ Aグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため  
 取崩基準 平成34年3月の次期情報システム更改時に取り崩す  
 積立目標 39,000千円  
 当期末残高 39,000千円

#### (5) 経営安定化積立金

積立目的 農林年金（特例年金）制度変更等に伴う会計諸施策の適用に関するリスクを回避し、決算・財務管理の平準化を図るため  
 取崩基準 農林年金（特例年金）制度変更等による一括費用処理等、会計に著しく影響を及ぼしたときに全額を取り崩す  
 積立目標 282,200千円  
 当期末残高 282,200千円

## 2. 固定資産及び減価償却費

(単位：千円、%)

種類	当期首 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	減価償却累計額	償 却 累計率	
			(うち減損損失)		当期償却額		
有形固定資産	建物	5,872,708	44,968	33,966 (945)	5,883,710	4,413,901 103,904	75.0
	構築物	873,047	754	377 (120)	873,424	729,109 15,795	83.5
	機械装置	2,273,342	7,786	6,737 -	2,274,391	2,179,717 33,450	95.8
	車両運搬具	176,667	9,065	20,593 (139)	165,139	154,320 7,555	93.4
	器具備品	546,742	12,211	10,793 (3,662)	548,160	467,694 30,999	85.3
	土地	1,270,723	-	3,169 (3,169)	1,267,554		
	建設仮勘定	508	432	- -	940		
	計	11,013,738	75,215	75,635 (8,035)	11,013,318	7,944,741 191,702	72.1
無形固定資産	ソフトウェア	8,095	-	3,849 (1,021)	4,246	2,827	
	借地権	21,616	-	7,018 -	14,598	7,018	
	その他	3,607	-	1,055 (10)	2,552	83	
	計	33,318	-	11,921 (1,032)	21,397	9,928	
固定資産合計	11,047,055	75,215	87,555 (9,067)	11,034,714	7,944,741 201,630		

## 3. 外部出資

(単位：千円)

出資先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系統出資	滋賀県信用農業協同組合連合会 (うち回転出資金)	3,800,590 (103,120)	-	50,018 (50,018)	3,750,572 (53,102)
	滋賀県厚生農業協同組合連合会	2,860	-	-	2,860
	農林中央金庫	4,620	-	-	4,620
	全国農業協同組合連合会	248,400	-	-	248,400
	全国共済農業協同組合連合会	1,746,400	-	-	1,746,400
	中央協同組学園拋出金	550	-	-	550
	滋賀県農業教育情報センター運営基金	6,484	-	-	6,484
	計 (うち回転出資金)	5,809,904 (103,120)	-	50,018 (50,018)	5,759,886 (53,102)
系統外出資	(株)滋賀県農協電算センター	18,270	-	-	18,270
	(株)日本農業新聞	50	-	-	50
	日本酪農協同(株)	9,099	-	-	9,099
	(株)水口スポーツセンター	3,000	-	-	3,000
	(株)農協観光	2,000	-	-	2,000
	(株)シガフードプロダクツ	2,000	-	-	2,000
	(株)滋賀重農機整備センター	300	-	-	300
	石部公共サービス(株)	500	-	-	500
	(株)道の駅あいの土山	300	-	-	300
	土山ハイウェイサービス(株)	1,000	-	-	1,000
	(株)忍者の里甲南	3,000	-	-	3,000
	(有)グリーンサポートこうか	3,000	-	-	3,000
	その他	129,730	-	-	129,730
計	172,334	-	-	172,334	
子会社等出資	(株)初穂	29,890	-	-	29,890
	(株)JAオートパルこうか	30,000	-	-	30,000
	(株)JAゆうハート	30,000	-	-	30,000
	甲賀協同ガス(株)	152,500	-	-	152,500
	(有)アグリ甲賀	2,000	-	-	2,000
	(株)あいコムこうか	6,000	-	-	6,000
計	250,390	-	-	250,390	
合計	6,232,628	-	50,018	6,182,610	

#### 4. 引当金等

(単位：千円)

種 類	当期首 残 高	当期増加額	当期減少額		当期末 残 高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	198,811	181,703	—	198,811	181,703
一般貸倒引当金	93,224	90,197		93,224	90,197
うち信用事業	89,471	87,102		89,471	87,102
うち購買事業	1,988	1,572		1,988	1,572
そ の 他	1,766	1,523		1,766	1,523
個別貸倒引当金	105,586	91,507	—	105,586	91,507
うち信用事業	105,412	91,373	—	105,412	91,373
うち購買事業	175	134	—	175	134
そ の 他	—	—	—	—	—
外部出資等損失引当金	6,000	—	—	—	6,000
賞 与 引 当 金	72,401	72,955	72,401	—	72,955
退 職 給 付 引 当 金	1,093,841	111,876	120,574	—	1,085,143
役員退職慰労引当金	31,496	10,208	—	—	41,704
ポ イ ン ト 引 当 金	6,872	8,414	—	6,872	8,414
合 計	1,409,420	385,157	192,975	205,682	1,395,920

##### 目的使用以外の減少理由

1. 貸倒引当金：洗替えによる戻入額198,811千円です。
2. ポイント引当金：洗替えによる戻入額6,872千円です。

## 5. 子会社等との取引並びに債権及び債務

### (1) 子会社等との取引

(単位：千円)

会社名	取引内容	債権		債務		備考	
		当期首残高	当期末残高	増減	当期首残高		当期末残高
(株) 初穂	信用事業	51	751				収益：為替手数料等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	657	—				
	購買事業	34,667	—				米・調味料等
	営農販売事業	—	28				
	その他	2,391	19,805				収益：出資配当金等 / 費用：葬祭事業費用、会議費等
	計	37,767	20,584				
(株) JAオートバルこうか	信用事業	—	2				貯金利息等
	共済事業	84	—				
	購買事業	235	—				
	営農販売事業	10	—				
	その他	9,551	10,192				収益：賃貸料等 / 費用：車検代等
	計	9,881	10,194				
(株) JA ゆうハート	信用事業	641	3				収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	379	—				
	購買事業	242	—				
	営農販売事業	—	—				
	その他	9,819	51,012				収益：賃貸料等 / 費用：派遣料等
	計	11,082	51,014				
甲賀協同ガス(株)	信用事業	3,146	15				収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	592	—				
	購買事業	—	—				
	営農販売事業	661	60				
	その他	3,677	6,068				収益：出資配当金等 / 費用：燃料等
	計	8,077	6,144				
(有) アグリ甲賀	信用事業	—	0				貯金利息等
	共済事業	—	—				
	購買事業	1,555	—				資材等
	営農販売事業	68	—				
	その他	130	51				
	計	1,753	51				
(株) あいコムこうか	信用事業	—	0				貯金利息等
	共済事業	107	—				
	購買事業	—	—				
	営農販売事業	—	—				
	その他	1,316	3,420				収益：賃貸料等 / 費用：通信費等
	計	1,423	3,420				
合計		69,982	91,407				

### (2) 子会社等に対する債権及び債務

(単位：千円)

会社名	取引内容	債権			債務		
		当期首残高	当期末残高	増減	当期首残高	当期末残高	増減
(株) 初穂	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	154,824	173,692	18,868
	購買未収金	2,999	2,982	△ 18	—	—	—
	その他	—	—	—	2,565	1,332	△ 1,234
	計	2,999	2,982	△ 18	157,389	175,023	17,634
(株) JAオートバルこうか	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	60,797	56,736	△ 4,061
	購買未収金	—	1	1	—	—	—
	その他	76	74	△ 3	1,229	1,600	371
	計	76	74	△ 2	62,026	58,336	△ 3,690
(株) JA ゆうハート	貸出金	46,822	39,347	△ 7,475	—	—	—
	貯金	—	—	—	55,380	93,344	37,964
	購買未収金	—	42	42	—	—	—
	その他	1,865	23	△ 1,842	2,286	2,798	512
	計	48,687	39,412	△ 9,275	57,666	96,142	38,476
甲賀協同ガス(株)	貸出金	124,640	114,385	△ 10,255	—	—	—
	貯金	—	—	—	123,385	119,501	△ 3,883
	購買未収金	—	—	—	—	—	—
	その他	307,498	265,618	△ 41,880	490	534	44
	計	432,138	380,004	△ 52,135	123,874	120,035	△ 3,839
(有) アグリ甲賀	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	3,492	4,283	791
	購買未収金	1,070	972	△ 98	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	1,070	972	△ 98	3,492	4,283	791
(株) あいコムこうか	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	9,720	31,963	22,244
	購買未収金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	331	280	△ 52
	計	—	—	—	10,051	32,243	22,192
合計		484,971	423,444	△ 61,527	414,498	486,062	71,564

## 6. 役員との取引の明細

(単位：千円)

役職等	取引区分及び金額		摘要
	取引の区分	取引金額	
—	—	—	

## 7. 事業管理費

(単位：千円)

損益計算書科目	項目	金額
人件費	役員報酬	58,084
	給料手当	1,567,932
	(うち賞与引当金繰入額)	(72,955)
	福利厚生費	309,334
	退職給付費用	111,876
	役員退職慰労引当金繰入額	10,208
	役員退職慰労金	—
	計	2,057,434
業務費	旅費	3,834
	会議費	4,940
	接待交際費	1,381
	宣伝広告費	14,370
	通信費	29,058
	印刷・消耗品費	32,716
	図書・研修費	13,012
	事務委託費	193,748
	計	505,588
諸税負担金	租税公課	71,535
	支払賦課金	26,383
	分担金	10,686
	計	108,604
施設費	保守修繕費	45,244
	保険料	16,841
	水道光熱費	53,123
	賃借料	71,538
	消耗備品費	11,560
	車輜費	15,766
	施設管理費	49,576
減価償却費	182,660	
	計	446,309
その他事業管理費	雑費	17,607
	事業管理費合計	3,135,541

## 8. 事業別の明細

### (1) 信用事業

(単位：千円、%)

種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比	
貯	金	169,164,993	168,239,483	171,250,521	177,229,842	103.5
	当座性貯金	45,291,611	47,585,453	48,919,335	51,773,859	105.8
	定期貯金	117,768,819	115,217,907	116,770,767	119,846,788	102.6
	定期積金	6,104,563	5,436,123	5,560,419	5,609,195	100.9
貸	出金	26,410,892	25,617,833	25,558,175	25,204,549	98.6
	手形貸付金	119,198	121,138	89,748	84,648	94.3
	証書貸付金	25,182,509	24,446,151	24,457,369	24,106,022	98.6
	当座貸越	381,185	322,543	283,058	285,878	101.0
	金融機関貸付	728,000	728,000	728,000	728,000	100.0
預	金	123,853,860	123,867,464	125,792,977	131,705,434	104.7
	系統預金	123,847,061	123,863,936	125,789,589	131,702,083	104.7
	系統外預金	6,799	3,527	3,389	3,351	98.9
有	価証券	20,678,155	21,104,269	21,465,897	21,562,304	100.4
	国債	2,213,733	2,636,181	2,901,390	3,154,990	108.7
	地方債	8,818,053	8,539,789	8,414,566	7,947,643	94.5
	政府保証債	99,774	99,813	99,852	403,000	403.6
	金融債	1,204,297	501,325	—	—	—
	社債	8,342,298	9,327,161	10,050,090	10,056,670	100.1

## (2) 共済事業

### ①長期共済保有高

(単位：千円、%)

種 類		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	共済付加収入	前年比
生命総合共済	終 身 共 済	217,636,814	210,189,006	204,334,525	196,629,398	156,799	96.2
	定 期 生 命 共 済	2,268,100	1,888,100	1,777,100	1,535,300	2,229	86.4
	養 老 生 命 共 済	122,852,730	111,205,351	99,931,407	89,217,928	104,279	89.3
	うちこども共済	20,961,038	20,971,835	21,093,635	20,953,335	38,303	99.3
	医 療 共 済	4,218,150	3,917,100	3,328,750	3,035,350	43,735	91.2
	が ん 共 済	423,500	388,500	379,500	372,000	4,601	98.0
	定 期 医 療 共 済	934,400	904,100	872,100	840,200	3,203	96.3
	介 護 共 済	547,374	837,368	1,152,375	1,292,181	4,442	112.1
年 金 共 済	3,811,200	3,494,200	3,207,200	2,900,200	46,504	90.4	
建 物 更 生 共 済	240,983,408	241,306,595	242,055,668	239,780,155	394,157	99.1	
合 計	593,675,677	574,130,322	557,038,626	535,602,713	759,953	96.2	

- (注) 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。  
2. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

### ②医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円、%)

種 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
医 療 共 済	39,580	46,844	52,410	53,830	102.7
が ん 共 済	6,450	7,790	8,711	9,255	106.2
定 期 医 療 共 済	5,929	5,704	5,464	5,230	95.7
合 計	51,959	60,338	66,585	68,315	102.6

(注) 金額は入院共済金額です。

### ③介護共済の介護共済金額保有高

(単位：千円、%)

種 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
介 護 共 済	828,939	1,239,499	1,629,063	1,802,131	110.6

(注) 金額は介護共済金額です。

### ④年金共済の年金保有高

(単位：千円、%)

種 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
年 金 開 始 前	1,843,985	1,925,854	2,044,391	2,263,039	110.7
年 金 開 始 後	1,598,147	1,611,538	1,594,418	1,562,676	98.0
合 計	3,442,132	3,537,393	3,638,810	3,825,716	105.1

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）です。

### ⑤短期共済新契約高

(単位：千円、%)

種 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	受入掛金	前年比
火 災 共 済	26,375,360	28,621,370	29,017,770	28,714,700	25,327	99.0
自 動 車 共 済					978,124	—
傷 害 共 済	119,829,000	127,910,000	124,169,500	124,072,700	30,127	99.9
定 額 定 期 生 命 共 済	14,000	14,000	12,000	12,000	64	100.0
賠 償 責 任 共 済					1,426	—
自 賠 責 共 済					240,056	—
合 計					1,275,127	—
共済付加収入	298,695	289,806	290,791	289,181		99.4

(注) 金額は保障金額です。

### (3) 購買事業

#### ①購買品供給高

(単位：千円、%)

種 類		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比	
生産資材	肥料	405,900	409,702	398,964	356,531	89.4	
	農薬	262,007	249,898	250,245	215,083	85.9	
	飼料	47,820	47,216	44,909	45,417	101.1	
	その他生産資材	163,620	169,018	182,532	172,637	94.6	
	計	879,348	875,835	876,650	789,668	90.1	
生活物資	食品	米	196,697	208,465	215,217	235,748	109.5
		一般食品	189,706	194,920	200,741	190,037	94.7
	耐久消費財	50,826	23,975	—	—	—	
	日用保健雑貨	124,529	96,374	116,741	135,990	116.5	
	家庭燃料	うちガス	201,613	32,441	—	—	—
		計	763,372	556,174	532,699	561,775	105.5
	合計	1,642,719	1,432,009	1,409,349	1,351,443	95.9	

### (4) 販売事業

#### ①受託販売品取扱高

(単位：千円、%)

種 類		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
米		1,448,628	1,229,423	1,462,110	1,371,397	93.8
米以外の農産物	麦	31,392	36,525	16,547	15,077	91.1
	雑穀・豆類	125,942	162,157	151,963	164,661	108.4
	麦・豆・雑穀計	157,334	198,682	168,510	179,738	106.7
	野菜類	363,690	371,211	414,445	464,313	112.0
	茶	352,555	329,605	364,596	373,257	102.4
	その他農産物	13,874	2,444	1,858	2,127	114.5
	花卉類	4,389	3,490	2,970	2,916	98.2
米以外農産物計	891,841	905,432	952,378	1,022,351	107.3	
畜産物	牛乳	448,628	434,020	437,770	422,846	96.6
	肉用牛	186,556	166,637	195,574	178,811	91.4
	その他畜産物	25,213	43,904	35,413	32,695	92.3
	畜産物計	660,397	644,561	668,757	634,352	94.9
合計	3,000,866	2,779,416	3,083,245	3,028,100	98.2	

#### ②買取販売品取扱高

(単位：千円、%)

種 類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
米	—	—	46,478	133,644	287.5
花野果市	180,535	206,677	240,345	249,439	103.8
その他農畜産物	18,574	36,542	32,020	26,640	83.2
合計	199,108	243,219	318,842	409,722	128.5

### (5) 保管事業

(単位：千円、%)

項 目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
収 益	保管料	27,762	26,074	27,333	24,177	88.5
	その他の収益	6,975	5,925	6,371	6,568	103.1
	計	34,737	31,999	33,704	30,745	91.2
費 用	保管資材費	234	223	231	250	108.2
	保管電力費	3,468	3,206	2,485	2,546	102.5
	その他の費用	1	5	82	0	0.0
	計	3,703	3,433	2,797	2,796	100.0
保管事業総利益		31,035	28,566	30,907	27,949	90.4

## (6) 加工事業

(単位：千円、%)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
収益	製茶収益	1,206	1,167	898	744	82.9
	再製茶収益	115,684	135,061	152,402	154,718	101.5
	計	116,890	136,228	153,300	155,463	101.4
費用	製茶費用	213	203	238	202	84.9
	再製茶費用	92,424	113,395	127,745	129,498	101.4
	計	92,637	113,598	127,983	129,700	101.3
加工事業総利益		24,254	22,630	25,317	25,763	101.8

## (7) 利用事業

(単位：千円、%)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
収益	育苗収益	171,761	167,253	163,211	166,618	102.1
	カントリー収益	149,826	126,629	134,006	133,970	100.0
	ライスセンター収益	18,353	14,858	14,274	14,501	101.6
	観光利用収益	8,385	7,465	8,554	7,531	88.0
	葬祭利用収益	384,866	421,306	388,979	422,717	108.7
	その他利用収益	63,637	53,232	53,816	48,029	89.2
	計	796,828	790,742	762,840	793,367	104.0
費用	育苗費用	53,381	47,969	46,985	49,833	106.1
	カントリー費用	49,269	40,373	44,848	47,536	106.0
	ライスセンター費用	2,886	3,735	3,400	3,451	101.5
	観光利用費用	289	280	182	193	106.0
	葬祭利用費用	241,549	271,759	243,982	263,813	108.1
	その他利用費用	10,726	10,756	12,197	8,808	72.2
	計	358,100	374,873	351,595	373,633	106.3
利用事業総利益		438,728	415,869	411,245	419,734	102.1

## (8) 指導事業

(単位：千円、%)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年比
収入	賦課金	6,519	—	—	—	—
	指導事業補助金	9,144	7,515	13,103	15,873	121.1
	営農実費収入	1,665	1,655	1,459	1,381	94.7
	畜産実費収入	18,501	16,813	22,582	29,350	130.0
	生活実費収入	10,983	11,097	9,920	8,679	87.5
	指導雑収入	4,201	15,493	7,039	6,715	95.4
	計	51,012	52,574	54,102	61,998	114.6
支出	営農改善指導費	6,458	3,553	4,936	9,227	186.9
	畜産改善指導費	21,252	17,744	26,735	34,637	129.6
	生活文化改善指導費	11,666	11,965	11,390	9,371	82.3
	広報活動費	19,197	19,014	18,158	17,922	98.7
	組織指導費	5,507	5,501	5,394	5,313	98.5
	農政活動費	3,538	3,524	3,453	3,440	99.6
	指導雑費	984	11,246	2,506	883	35.2
計	68,603	72,546	72,572	80,793	111.3	
指導事業収支差額		△ 17,591	△ 19,972	△ 18,470	△ 18,795	98.2

## Ⅱ. 事業報告の附属明細書

### 1. 役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	平成29年度 報酬支払額	総代会で定めら れた報酬限度額	役員退職慰労金
理 事	46,261	48,000	—
監 事	11,823	12,500	—
合 計	58,084	60,500	—

### 2. 役員の兼職等

役 職 名	氏 名	常勤・ 非常勤	代表権	兼職先又は兼業	兼職先役職
代表理事組合長	山田 嘉一郎	常勤	有	滋賀県農業協同組合中央会	理事
				滋賀県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				全農滋賀県本部運営委員会	運営委員
				全共連滋賀県本部運営委員会	運営委員
				(株)滋賀県農協電算センター	取締役
				滋賀県農業信用基金協会	理事
				(株)初穂	代表取締役
				(株)JAオートパルこうか	代表取締役
				(株)JAゆうハート	代表取締役
				甲賀協同ガス(株)	取締役
農業 ほか12先					
代表理事専務	竹永 豊	常勤	有	(株)JAオートパルこうか	取締役
				(有)グリーンサポートこうか	代表取締役
				農業 ほか2先	
総務担当常務	田村 安佐	常勤	無	農業 ほか1先	
経済担当常務	渡邊 實	常勤	無	甲賀協同ガス(株)	取締役
				農業 ほか4先	
理事参事 (企画・JA改革担当)	西澤 総一郎	常勤	無	農業	
理事参事 (金融担当)	寺村 嘉治	常勤	無	農業 ほか2先	
常 勤 監 事	岡川 和夫	常勤	—	(株)初穂	監査役
				(株)JAオートパルこうか	監査役
				(株)JAゆうハート	監査役
				甲賀協同ガス(株)	監査役
				(有)アグリ甲賀	監査役

## 剰余金処分案（第40年度）

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期未処分剰余金	231,241,188
2. 剰余金処分額	176,969,447
(1) 利益準備金	40,000,000
(2) 任意積立金	112,510,000
経営安定化積立金	52,510,000
特別積立金	60,000,000
(3) 出資配当金	24,459,447
3. 次期繰越剰余金	54,271,741

### 注記

1. 出資配当金は、年1.0%の割合とし、各組合員の指定口座に振込みます。なお、平成29年度内の払込分については、日割り計算とします。
2. 次期繰越剰余金には、営農・生活・文化改善に充てるための教育情報繰越金10,000,000円が含まれています。
3. 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標、取崩基準等は次のとおりです。  
なお、経営安定化積立金につきましては平成28年度に平成44年3月までの農林年金特例業務負担金の一括費用処理（引当処理）見込額として282,200,000円（農林年金試算額）を積み立てていますが、算定方法の変更（月額負担額×残月数）により積立目標を334,710,000円に変更しています。

### ●経営安定化積立金

積立目的：農林年金（特例年金）制度変更等に伴う会計諸施策の適用に関するリスクを回避し、決算・財務管理の平準化を図るため

積立目標：334,710,000円

取崩基準：農林年金（特例年金）制度変更等による一括費用処理等、会計に著しく影響を及ぼしたときに全額を取り崩す

処分後残高：334,710,000円

## 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 24 日

甲賀農業協同組合  
理事会 御中

全国農業協同組合中央会

監査委員長 大森 一幸 ⑩

本会は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 7 条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づき、甲賀農業協同組合の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 40 年度の農業協同組合法第 36 条第 2 項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

### 決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

### 利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

私たち監事は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 40 年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他使用人及びその他監事が適切に職務を遂行するに当たり必要と判断した者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社等については、子会社等の取締役、監査役及びその他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。

さらに、全国農業協同組合中央会から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」及び「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項」(旧農業協同組合法施行規則第 151 条)について通知及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、全国農業協同組合中央会が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査報告の内容の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び附属明細書について検討いたしました。

### 2 監査の結果

- (1) 全国農業協同組合中央会の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 全国農業協同組合中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 30 年 5 月 31 日

甲賀農業協同組合

代表監事 上西 佐喜夫 ㊞ 監 事 曾我 三四次 ㊞

常勤監事 岡川 和夫 ㊞ 監 事 服部 静夫 ㊞

監 事 倉田 幸夫 ㊞ 監 事 中村 一美 ㊞

(注) 監事中村一美は農業協同組合法第 30 条第 14 項に定める員外監事であります。

# 部門別損益計算書

第40年度〔平成29年4月1日から平成30年3月31日まで〕 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	5,755,180	1,495,736	1,136,479	2,229,528	844,420	49,017	
事業費用	2,493,311	194,593	73,477	1,553,274	619,442	52,524	
事業総利益	3,261,869	1,301,143	1,063,001	676,254	224,978	△ 3,507	
事業管理費	3,135,541	1,093,262	717,545	967,001	217,520	140,213	
（うち減価償却費）	(182,660)	(45,877)	(20,265)	(92,968)	(18,376)	(5,173)	
（うち人件費）	(2,057,434)	(746,922)	(575,791)	(475,842)	(140,161)	(118,717)	
うち共通管理費		208,771	136,569	179,171	40,222	15,671	△ 580,404
（うち減価償却費）		(8,105)	(5,302)	(6,956)	(1,562)	(608)	(△ 22,534)
（うち人件費）		(83,926)	(54,901)	(72,027)	(16,169)	(6,300)	(△ 233,323)
事業利益	126,328	207,882	345,457	△ 290,747	7,458	△ 143,721	
事業外収益	181,224	78,454	37,934	49,907	10,695	4,234	
うち共通分		54,479	35,638	46,755	10,496	4,089	△ 151,458
事業外費用	39,342	11,710	6,433	15,289	4,024	1,885	
うち共通分		9,832	6,432	8,438	1,894	738	△ 27,334
経常利益	268,210	274,625	376,957	△ 256,129	14,129	△ 141,372	
特別利益	3,903	1,404	918	1,205	270	105	
うち共通分		1,404	918	1,205	270	105	△ 3,903
特別損失	22,827	8,211	5,371	7,047	1,582	616	
うち共通分		8,211	5,371	7,047	1,582	616	△ 22,827
税引前当期利益	249,285	267,817	372,504	△ 261,971	12,817	△ 141,883	
営農指導事業分配賦額		45,842	40,735	32,605	22,701	△ 141,883	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	249,285	221,975	331,770	△ 294,576	△ 9,884		

(注1) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

(注2) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等：事業管理費（人件費除く）割＋人員割＋事業総利益割の平均値  
(2) 営農指導事業：均等割＋事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した割合％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35.97	23.53	30.87	6.93	2.70	100.00
営農指導事業	32.31	28.71	22.98	16.00		100.00

## 第2号議案説明資料

### 平成30年度（第41年度）事業計画

J Aこうかでは、平成23年度に設定したJ Aこうか長期構想に掲げる「夢のある地域農業づくり」・「心豊かで安心して暮らせる地域づくり」・「元気なJ Aづくり」の3つのビジョンに基づく取り組みをさらに強化・加速していくことを、第14次3ヵ年計画の基本的な考え方として「自己改革」を進めています。また、第14次3ヵ年計画では自己改革を進める上で「自己改革工程表」を策定し、3ヵ年の重点取り組み事項とできる限り数値化した評価指標を組合員のみなさまにお示ししました。

平成30年度はJ Aグループが自己改革の目標に掲げる「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」の実践に向けた最終年度となります。また、政府が閣議決定した農協改革集中推進期間は平成31年5月を期限としており、J Aグループにとって地域の組合員のみなさまに自己改革の成果を示し、評価をいただく大変重要な年度となります。

平成30年度の事業計画につきましては、第14次3ヵ年計画の中間年度として平成29年度に引き続き計画に掲げた自己改革の取り組みを進めていくことを基本方針としています。さらに、自己改革工程表に基づく取り組みの進捗状況について組合員のみなさまとの共有を深めてまいります。



### 部門別重点取り組み計画

#### ■夢のある地域農業づくり【営農経済部門・直販部門】

##### 1. マーケットインの視点に基づく選択制のある米づくり

① 土壌診断分析や食味値測定による良質米生産を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
土壌診断分析実施戸数	250戸	287戸	350戸
特別栽培米良食味(タンパク含有6.4%以下)実績	特別栽培米の50%	特別栽培米の45%	特別栽培米の50%
食味ランキング「特A」取得に向けた現地研修会の開催	2回	2回	2回

② 業務用契約栽培米「きぬむすめ」の作付を拡大します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
きぬむすめ作付面積	80ha	86.7ha	120ha

③ 水田活用米穀（飼料用米）の推進による転作不適地対策を継続します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
飼料用米作付面積	130ha	151.7ha	150ha

## 2. 「甲賀の野菜」の産地化の促進

- ① 「忍」野菜シリーズ重点6品目（玉葱・キャベツ・かぼちゃ・白葱・白菜・人参）の作付を拡大します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
重点6品目野菜の作付面積	44ha	41.3ha	50ha

- ② 地域に適した野菜の作付を推進します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
地帯別適応表の作成	作成・提供	作成・提供	継続
新規野菜の作付面積	分析・提案	分析・提案	0.5ha

- ③ 果樹栽培研修会の開催等により地域に適した果樹の作付を推進します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
果樹生産・出荷研修会の実施	3回	5回	4回
新規果樹の作付提案 (新規作付件数)	作付提案	作付提案 (葡萄7件、梨2件)	作付提案

- ④ 年間を通した野菜の品揃え強化に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
地区別の年間生産出荷プランの策定	プラン策定	プラン策定	提供
軟弱野菜生産者育成研修会の開催	3回	2回	3回
ハウスリース新規取り扱い件数	6件	3件	6件

- ⑤ 「花野果市」及び「ここぴあ」の新規出荷者拡大により地産地消を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
花野果市新規出荷者数（花野果倶楽部）	20名	45名	20名
新規出荷者説明会の開催	24回	24回	24回
産直店舗の野菜や果樹等の受託販売高	3億9,000万円	3億6,100万円	3億8,300万円
直売所イベント・PR企画会議の実施	12回	12回	12回



⑥地元野菜の学校給食への供給拡大や加工品の開発に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
学校給食への重点野菜（玉葱・キャベツ・人参・ジャガイモ・青葱）販売高	2,000万円	1,693万円	2,100万円
地元野菜を使用した加工品開発	関係団体との連携・協議	協議・試作 (フリーズドライ味噌汁)	商品発売 (フリーズドライ味噌汁)

### 3. 「近江の茶」のブランド力の向上

①荒茶成分分析や土壌診断分析により良質茶生産をサポートします。また、計画的な茶園改植を推進します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
荒茶成分分析（窒素含有量5.7以上）実績	200点	183点	200点
土壌診断分析件数	50件	37件	50件
後継者の事業継承支援ソフトの活用	3件	活用実績なし (説明会の実施)	3件
茶園改植面積	2ha	4.35ha	2ha

②職員のJGAP指導者資格の取得を継続し、JGAP認証の新規取得に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
JGAP認証新規取得件数	5件	1件	5件
職員のJGAP指導者資格の取得者数	1名	4名	1名

③ペットボトル茶などの茶の加工品販売を拡大します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
緑茶を活用した機能性食品等の研究・開発	地元企業等との連携・協議	「べにふうき」の利用を協議	商品開発
ペットボトル茶（甲賀のお茶・玄米茶・和の紅茶）供給高	800万円	832万円	900万円
お茶ジャム販売高	360万円	244万円	420万円

### 4. 農産物販売戦略の強化

①高付加価値販売に向けた地元農産物のPR活動を強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
生協等の販売先との農業体験交流会の開催	5回開催	6回開催	6回開催
良食味米「忍味」、「忍シリーズ野菜」、「甲賀のお茶」のPRイベントの開催	15回開催	15回開催	15回開催

②米・野菜の契約販売先の拡大に取り組み、農産物の買取販売を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
契約販売先への定期営業活動	6回	6回	6回
新規契約販売先の獲得数	6件	1件	6件
米の契約販売割合	米販売量の40%	米販売量の37%	米販売量の50%
「きぬむすめ」の買取数量	15,200袋	14,494袋	22,800袋
「みずかがみ」の買取数量	10,000袋	6,362袋	6,362袋
「忍シリーズ野菜（玉葱）」の買取数量	270トン	173トン	180トン
「忍シリーズ野菜（白葱）」の買取数量	140,000袋	149,986袋	160,000袋

③量販店やインショップ並びにインターネットや輸出販売への取り組みを進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
量販店・インショップ向け販売高	5,000万円	4,851万円	6,000万円
ネットショップ販売高	20万円	45万円	50万円
全農を通じた米の輸出数量	3トン	輸出実績なし	9トン (価格と調整)

## 5. 営農指導の充実

①農地集約化に対応した農作業支援体制を整備します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
農地中間管理機構との連携・情報共有	連携	連携(案内チラシ配布)	継続
(株)JAゆうハート等と連携した人材派遣による農作業支援の新規件数	2件	新規支援なし (既存先12件)	2件

②米、茶にプラスした野菜・果樹等の複合経営を推進します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
野菜や果樹等の新規取り組み農家数	新規2件	新規9件	新規5件
プロ農家アドバイザーによる栽培技術研修会の開催	年10回	年16回	年15回
県技術指導員と連携した生産指導研修会の開催(甲賀地域農業センター事業)	20回	25回	25回



③生産部会活動の活性化に向けて部会組織の整備に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
生産部会組織の再編・整備	部会組織の活動と目的の整理	部会組織の活動と目的の整理	組織体制の検討

④新規就農者や定年帰農者への就農支援と農畜産関連補助事業の活用支援を強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
J A農場の支援圃場等への活用	支援圃場の整備	支援圃場の整備 (甲南農場の期間借地)	期間利用の斡旋
花野果市等での作目別研修会の開催	3回	3回	3回
新規就農支援件数	2件	2件	2件
営農指導員(TAC)の訪問活動件数	月200件	月200～450件	月200件
畜産クラスター協議会による施設・機械整備事業の活用	継続	継続 (機械導入申請等)	継続

⑤営農指導員の資格取得を進め、専門性を強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
お米マイスター、日本茶インストラクター、野菜ソムリエ等の専門資格の新規取得者数	3名	3名	3名
農業検定の新規取得者数	10名	11名	10名

## 6. 農業生産コストの削減と省力化

①県下統一銘柄肥料や大型規格農薬の普及による資材コストの引き下げに取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
県下統一肥料「これいいね」の供給量	1,200袋	1,741袋	2,500袋
オリジナル有機化成「統合さやか」の普及	企画策定	試験圃場で検証	平成31年産より販売予定
大型除草剤「デルタアタック50kg」供給量	30袋	41袋	50袋
大型除草剤「バッチリ30kg」供給量	140袋	116袋	150袋

②資材の予約注文の促進と大規模生産者や法人等への資材直送による価格引き下げを実施します。

取組指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
水稻資材供給のシェア	67%	67%	69%
メーカー等からの資材直送の実施	企画策定	企画策定	受付開始25件

③水稻の省力化技術の普及に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
「苗箱まかせ」試験圃の設置・販売数	試験圃場で検証	試験圃場で検証 (水口・湖南)	取り扱い開始 500枚
「密植苗」試験圃の設置	企画策定	試験圃場で検証 (水口・湖南)	継続検証
「直播」試験圃の設置	試験圃場で検証	実施者への聞き取り調査	試験圃場の設定
I C T技術(水管理等)試験圃の設置	試験圃場4か所	試験圃場2カ所	試験圃場4か所

④野菜生産に係る作業支援を強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
野菜育苗の供給数	7,000枚	6,102枚	7,000枚
野菜定植機や収穫機の貸出面積	23ha	16.7ha	28ha

## 7. 鳥獣被害対策の継続的な取り組み

①行政と連携し、集落環境点検を継続します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
集落環境点検数	1集落	1集落	1集落

②鳥獣被害に強いどくだみやコンニャク芋の作付を普及します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
どくだみ栽培の普及	生育調査の実施	生育調査の実施	栽培普及
コンニャク芋の作付・生育調査	—	—	作付・調査

## 8. 効率的な施設稼働に向けた籾乾燥調製施設の整備

①サテライト(籾輸送)方式による籾荷受拠点施設の整備を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
水口カントリーエレベーターの拠点化整備	企画策定	利用者アンケートの実施 関係機関との調整	関係機関との調整 補助金申請



受託販売品販売高計画

(単位：千円、%)

種 類		平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備 考
米		1,371,397	1,281,600	93.5	
米 以 外 の 農 産 物	麦	15,077	17,300	114.7	
	雑 穀 ・ 豆 類	164,661	112,100	68.1	
	麦 ・ 豆 ・ 雑 穀 計	179,738	129,400	72.0	
	野 菜 類	464,313	491,800	105.9	
	茶	373,257	370,000	99.1	
	そ の 他 農 産 物	2,127	2,700	126.9	
	花 卉 類	2,916	3,500	120.0	
	米 以 外 農 産 物 計	1,022,351	997,400	97.6	
畜 産 物	牛 乳	422,846	427,700	101.1	
	肉 用 牛	178,811	116,800	65.3	
	そ の 他 畜 産 物	32,695	25,600	78.3	
	畜 産 物 計	634,352	570,100	89.9	
合 計		3,028,100	2,849,100	94.1	

買取販売品販売高計画

(単位：千円、%)

種 類	平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備 考
米	133,644	145,000	108.5	
花 野 果 市	249,439	265,100	106.3	
そ の 他 農 畜 産 物	26,640	30,000	112.6	
合 計	409,722	440,100	107.4	

購買品供給高計画

(単位：千円、%)

種 類		平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備 考
生 産 資 材	肥 料	356,531	410,600	115.2	
	農 薬	215,083	254,200	118.2	
	飼 料	45,417	50,000	110.1	
	そ の 他 生 産 資 材	172,637	189,400	109.7	
	計	789,668	904,200	114.5	
生 活 物 資	食 品				
	米	235,748	249,500	105.8	
	一 般 食 品	190,037	212,800	112.0	
	日 用 保 健 雑 貨	135,990	166,400	122.4	
計	561,775	628,700	111.9		
合 計		1,351,443	1,532,900	113.4	

## ■心豊かで安心して暮らせる地域づくり【金融部門・生活部門】

### 1. 豊かな暮らしをサポートするJAらしい金融サービスの提供

- ①総合事業（事業間の連携）を活かし、営農指導員と融資担当者による農業・農業者応援プラン（利子助成等）等の農業関連融資の提案を行います。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
大規模農家、農業法人、営農組合等への訪問件数	260件	302件	260件
農業関連融資実行額	1億7,500万円	3億1,116万円	1億7,500万円
担い手サポートセンター研修会への参加	1回	開催なし	1回

- ②直売所利用券付、葬儀特典付等の貯金商品を積極的に販売します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
直売所利用券付定期貯金「ハーベスト」新規契約額	4億円	5億4,000万円	7億5,000万円
葬儀特典付定期積金「やすらぎ定期積金」新規契約額	6,000万円	2億3,303万円	2億円
親子農業体験付定期積金「わくわくパック」新規契約額	1,800万円	1,800万円	—

- ③利用者世代に応じた商品提供や利用者組織活動を充実します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
子育て応援定期積金「MIRAI」新規契約額	5,000万円	9,367万円	6,000万円
金利優遇ATM定期貯金（夏季、冬季）残高	20億円	56億円	40億円
元気倶楽部定期積金新規契約額	3,600万円	1億495万円	5,000万円
年金定期貯金「結いの恵み」新規契約額	2億5,000万円	4億3,757万円	2億5,000万円
セカンドライフセミナー参加者数	80名	149名	140名
金利優遇住宅ローン等による融資実行額	35億円	24億6,596万円	35億円
元気倶楽部本部ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会の開催	各1回	各1回	各1回
元気倶楽部会員向け地区別事業（地区旅行、落語会、園芸教室、カラオケ教室等）の開催	各地区4回 （延べ24回）	延べ25回	各地区4回 （延べ24回）
アンパンマン交通安全教室の開催	—	—	1回(1,000名)
中学生対象のスタントマンによる自転車安全運転教室の開催	1回	1回(500名)	—
JA共済「はじめてママ教室」参加者数	80名	71名	80名



## 2. 支所の相談機能と訪問活動の充実

①各種相談会の開催により、組合員・利用者の多様な相談に対応します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
統括支所への相続相談員の設置	6名設置	6名設置	継続
相続相談員研修会の開催	2回	2回	2回
年金相談会の開催（7会場開催）	延べ22回	延べ35回	延べ19回
休日ローン相談会の開催（6会場開催）	延べ12回	延べ12回	延べ12回
休日ローン相談会相談件数	60件	53件	60件

②渉外担当者による提案型活動を強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
新ハンディ端末機（情報提供機能付）の導入	60台導入	60台導入	—
月次イベント・キャンペーン情報の提供	毎月実施	毎月実施	継続

③3Q訪問活動による保障点検（あんしんチェック）に継続して取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
あんしんチェック件数	13,000件	8,928件	13,000件

## 3. 支所窓口の利便性の向上

①現金事務効率化機器の導入を進め、窓口処理を迅速化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
オンラインキャッシュの導入	3台導入	3台導入	—
オープン出納機の導入	—	—	2台導入
窓口端末機入力エラー率	3.0%以下	2.8%	2.5%以下

②店舗美化運動等の実施による親しみのある支所づくりを進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
店舗美化コンテストの実施	1回	1回	2回
キッズスペースの設置（統括支所）	甲賀・甲南	甲賀・甲南	信楽

## 4. 共済事故対応力の強化による利用者満足度の向上

①現場急行サービスによる利用者との面談を強化し、利用者満足度を向上します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
ご利用者満足度（CS）スコア実績	90%以上	92.6%	92%以上
事故対応研修会・事案検討会の開催	研修会2回 事案検討会12回	研修会2回 事案検討会12回	研修会2回 事案検討会12回
交通安全教室等でのスマートフォンアプリ「くるまのミカタ」の普及	啓発チラシ発行2回 交通安全教室6回	啓発チラシ発行2回 交通安全教室6回	啓発チラシ発行2回 交通安全教室6回

## 5. 地域環境に対応した生活関連サービスの向上

- ①小規模葬などの葬儀の多様化への対応について検討を進めるとともに葬儀のアフターフォローを強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
小規模葬祭ホールの設置 (遊休施設の活用及び周辺市場調査の実施)	企画策定	候補地の検討	継続検討
法事供養品・会食プランの提供額	供養品 1,500 万円 会食プラン 500 万円	供養品 1,220 万円 会食プラン 463 万円	供養品 1,500 万円 会食プラン 500 万円
仏壇洗浄・仏具販売等サービス提供額	300 万円	220 万円	400 万円
やすらぎ会員新規加入者数	100 名	159 名	150 名
やすらぎ会員特典（遺影写真撮影）件数	40 件	49 件	50 件
葬儀後の相続手続き取り次ぎ件数	50 件	50 件	60 件

- ②目的別や世代別のニーズに即した企画旅行の実施と旅行会員の募集に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
味覚友の会のリニューアル	企画策定・実施	企画策定	新会員の募集
旅行会員数（積立会員制）	企画策定	企画策定	200 名募集
支所別ふれあい旅行の参加者数	240 名	192 名	280 名
地区ふれあい旅行の参加者数	企画策定	112 名 (謝恩バス実施)	240 名 (謝恩バス含む)

- ③空き家・空き地の増加に伴う巡回管理事業の普及拡大に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
空き家・空き地管理の新規受託件数	17 件	15 件	20 件
賃貸・売買の新規仲介件数	4 件	4 件	5 件

- ④組合員・利用者の相続手続きや確定申告の支援を強化します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
税理士による無料税務相談会参加者数	50 名	48 名	60 名
青色申告記帳代行サービス件数	50 件	53 件	60 件
財産診断による相続相談受付件数	20 件	20 件	25 件
相続セミナーの参加者数	80 名	149 名	140 名



### 信用取扱高計画

(単位：千円、%)

種 類		平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備 考
貯金	当座性貯金	51,773,859	52,046,000	100.5	
	定期性貯金	125,455,983	131,154,000	104.5	
	計	177,229,842	183,200,000	103.4	
貸出金	手形貸出金	84,648	84,000	99.2	
	証書貸出金	24,834,022	26,308,000	105.9	
	当座貸越	285,878	308,000	107.7	
	計	25,204,549	26,700,000	105.9	
預	金	131,705,434	134,000,000	101.7	
有	価 証 券	21,562,304	22,000,000	102.0	

### 共済取扱高計画

(単位：千円、%)

種 類		平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備 考
新契約	長期共済計	61,798,837	56,945,000	92.1	
	年金共済	352,900	321,000	91.0	
保有高	長期共済計	535,602,713	520,078,000	97.1	
	年金共済	3,825,716	4,007,000	104.7	
短期共済受入掛金		1,035,071	1,006,000	97.2	

(注)保障金額(年金共済は年金年額)を表示しています。

(注)短期共済受入掛金は交通傷害共済掛金、自賠責共済掛金を除いて表示しています。

### 生活関連取扱高計画

(単位：千円、%)

項 目	平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備 考
観 光 利 用 高	214,288	250,000	116.7	
葬 祭 利 用 高	463,256	457,600	98.8	
宅地等供給事業収益	100,098	114,400	114.3	
合 計	777,642	822,000	105.7	

## ■元気なJAづくり【審査・監査・管理部門】

### 1. 組合員や地域住民のJAへの参画促進

①組合員・利用者参画型の地区別の協同活動を展開します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
「地区ふれあい委員会」の開催による地区別くらしの活動（1地区1協同活動）の企画・実施	企画策定 (モデル地区で実施)	3地区で実施 (水口・甲南・湖南)	全地区で実施

②JAこうか女性部の組織活動や食農教育・健康づくり等の教育文化活動の充実に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
女性部員数	550名	501名	580名
園芸講座・食の学習会・料理教室等の参加者数	240名	317名	320名
家の光誌購読部数	1,400部	1,457部	1,600部
組合員健診の受診者数	320名	296名	320名
健康ウォーキングの参加者数	40名	40名	80名
地区別健康教室の参加者数	150名	128名	150名

③食農教育活動や地域貢献活動の取り組みを充実します。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
小学校での田んぼ体験学習会・出前講座の開催	5カ所	7カ所	5カ所
ちやぐりんフェスタ・料理教室の参加者数	60名	99名	60名
男性料理教室の部員数	企画策定・募集	27名	30名
地域清掃活動等への参加	各地区1回	各地区1回	各地区1回



### 2. JAファンの拡大に向けた取り組みの強化

①広報活動を充実し、積極的な情報発信に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
農業新聞への記事送稿数	240本	218本	240本
農業新聞の購読部数	1,000部	772部	1,000部
プレスリリース件数	24件	2件	24件

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
J Aこうか情報番組「農のすすめ」の製作（㈱あいコムこうか）	月1本	月1本	月1本
組合員向け広報紙「こうか」の発行	月1回	月1回	月1回
地域コミュニティ誌「にじのこうか」の発行	4回	4回	4回
ホームページの定期更新の実施	月1回	月1回	月1回
年間ホームページ閲覧数	48,000件	73,039件	60,000件

②コミュニティ誌やホームページ等による組合員メリットのPR強化により、組合員加入促進に取り組めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
地域コミュニティ誌「にじのこうか」によるPR	1回	1回	1回
組合員新規加入者数（一部譲渡含む）	200名	213名	300名
甲賀のゆめ丸ポイント会員の組合員比率	62%	52.3%	55%

③甲賀のゆめ丸ポイント会員の普及拡大に継続して取り組めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
ポイントランクアップ制度の導入	企画策定	企画検討	導入
甲賀のゆめ丸ポイント会員数	20,700名 (1,000名増加)	21,430名 (1,710名増加)	22,200名 (1,000名増加)
ポイント交換商品等のサービス充実	企画策定	企画検討	導入

### 3. 次代を担うJAリーダー（次世代組合員）の育成

①次世代組合員の組織化（青壮年部・協同組合塾等）に向けた取り組みを進めます。

取組指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
プロジェクトチームの設置・協同組合講座の開講	プロジェクト設置 企画策定	プロジェクト設置	プロジェクトによる検討 開講準備
J Aこうか青壮年部の設立	企画策定	プロジェクト設置	設立準備

### 4. 人材育成と人権意識の高揚

①階層別研修の充実による職員の能力開発と自己改革実践リーダーの育成を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
中堅（コア）職員による自己改革実践プロジェクトの設置と業務改善提案制度の構築	プロジェクト設置 企画策定	プロジェクト設置	プロジェクトによる検討 制度開始
階層別（初級職・中堅職・管理監督職）研修の実施	各階層で実施	各階層で実施	各階層で実施
専門的資格取得プログラムの再構築 （初級職員向け「かふか塾」での資格取得促進）	企画策定	企画策定 （かふか塾）	継続

②人権研修の充実による明るい職場づくりを進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
地区別研修の実施（1回は全体研修）	2回	2回	2回
部署別の職場内短時間人権研修の実施	月1回	月1回	月1回
メンタルヘルス研修会の実施(全職員対象)	1回	1回	1回
メンタルヘルスニュースの発行	月1回	月1回	月1回

## 5. 改正農協法への対応

①監査法人による監査への移行に向けた準備を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
内部統制評価・ウォークスルー監査の実施	内部統制評価 ウォークスルー監査	内部統制評価 ウォークスルー監査	継続
経済事業独自システム等の内部統制整備	業務フローの整備	業務フローの整備	継続
会計監査人の選任に係る関連規程の整備	選定基準の整備	選定基準の整備	定款・関連規程の変更

②役員選出方法の見直しと関連規程等の整備

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
役員選出方法の見直しと関連規程の整備	総代会で承認	総代会で承認	役員改選

## 6. 財務の健全化と強固な経営基盤の確立

①計画経営の徹底により適正利益の確保と自己資本の充実に取り組みます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
自己資本比率	15.1%	14.41%	14.0% (資産のリスクウェイト引上げ)
経常収支率	97%	95.5%	96%

②地域組合員・利用者との協議を促進し、不稼働資産の有効活用及び処分を進めます。

評価指標	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画
地区別固定資産検討会議の設置・検討	会議の設置・検討	会議の設置・検討 (旧山内店売却) (徳原製茶工場賃貸) (旧小原店介護施設増築)	継続検討

指導事業収支計画

(単位：千円、%)

項目		平成29年度実績	平成30年度計画	前年比	備考
収入	指導事業補助金	15,873	10,900	68.7	
	実費収入	39,410	29,300	74.3	
	指導雑収入	6,715	4,600	68.5	
	計	61,998	44,800	72.3	
支出	改善指導費	53,235	37,400	70.3	
	広報活動費	17,922	18,300	102.1	
	組織指導費	5,313	5,300	99.8	
	農政活動費	3,440	3,500	101.7	
	指導雑費	883	100	11.3	
	計	80,793	64,600	80.0	
指導事業収支差額		△ 18,795	△ 19,800	94.7	

主な固定資産等取得計画（平成30年度）

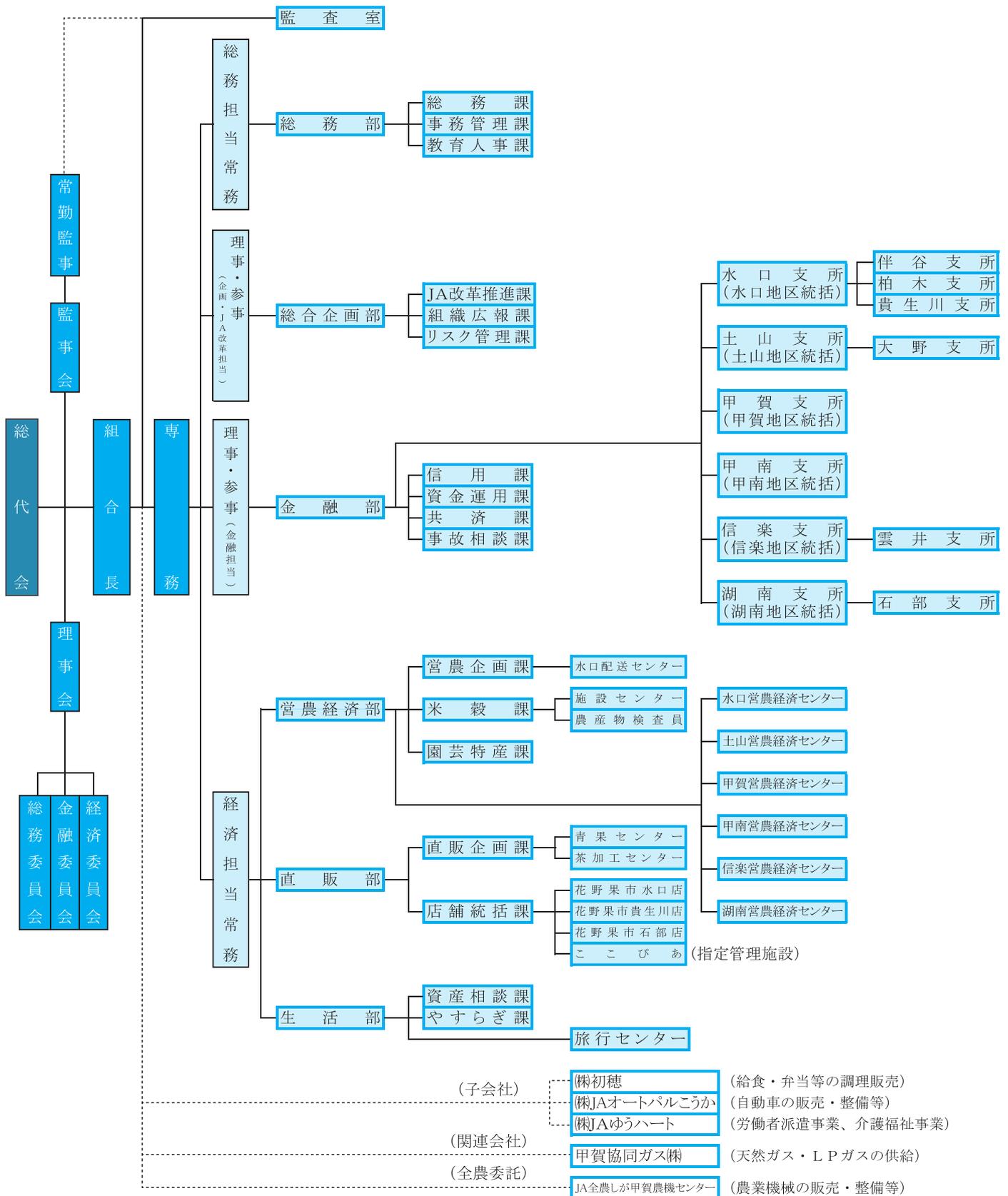
(単位：千円)

部 門	資 産 名	取得計画額	
固定資産	営農経済 直販	土山CE・甲南CE 色彩選別機	7,600
		甲賀CE もち施設籾摺設備更新	8,000
		甲南CE 荷受籾受付所及び電話設備更新	900
		竜池倉庫 米検査場壁設置工事	5,000
		玉葱拾い上げ機	2,000
		野菜用灌漑設備一式及び運搬機	1,300
		土山荒茶集荷場・出品茶工場 LED化工事	700
		朝宮荒茶集荷場・出品茶工場 LED化工事	700
		信楽営農経済センター 消防設備シャッター改修	1,300
		花野果市水口店 LED化工事	3,000
		花野果市水口店 入金機	3,800
		花野果市水口店 壁面看板塗装工事	1,300
		青果センター 軽貨物冷凍車	2,400
		青果センター 2t保冷車 2台	8,800
		その他	600
			計
金融	渉外用バイク 2台	600	
	計	600	
生活	J Aホール 照明LED化工事及びスロープ改修工事	9,100	
	遺影写真プリンター及び棺台更新他	1,300	
	計	10,400	
管理	土山地区統括支所	230,000	
	石部支所 改修工事	21,500	
	本所 外壁タイル改修及び雨とい改修	7,500	
	本所・支所 LED化工事	3,900	
	本所 キュービクル更新	9,000	
	水口支所 OAフロア改修	10,000	
	柏木支所 空調設備及び自動ドア更新他	2,000	
	雲井支所 屋根塗装工事	2,000	
	その他	1,100	
	計	287,000	
	合 計	345,400	
リース	営農経済 直販	花野果市水口店 KIOSK端末更新(1台)	1,300
		計	1,300
	金融	オープン出納機 2台	9,400
		小 計	9,400
	管理	信楽支所 警備カメラ	4,000
複合機更新 5台		2,500	
	小 計	6,500	
	合 計	17,200	
	総 計	362,600	

(注) リースの取得計画額は、リース料総額を記載しています。

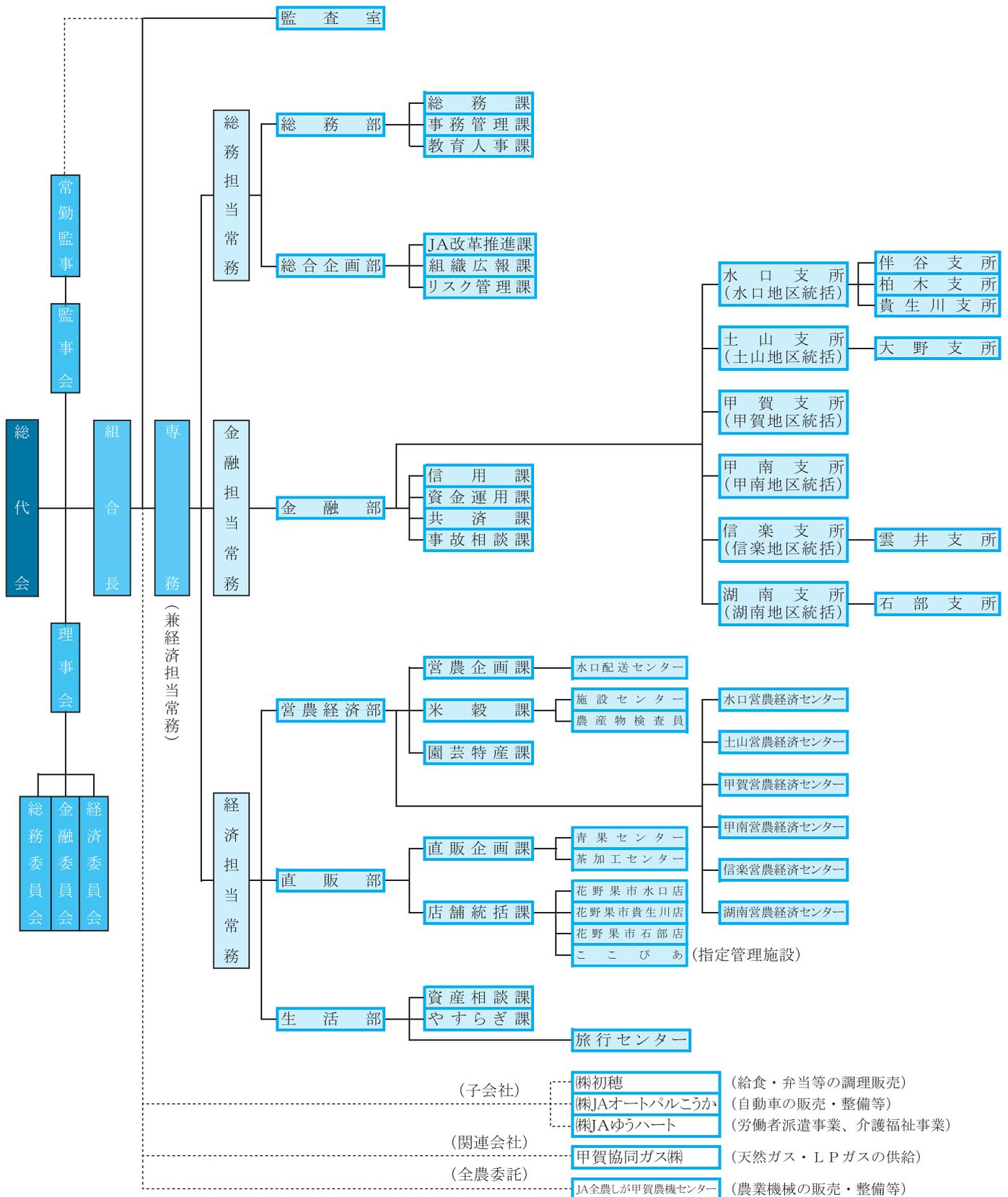
# 組織の構成

平成30年度 組織図 (平成30年4月1日現在)



# 組織の構成

平成30年度 組織図 (平成30年6月23日以降)



# 総合財務計画

第41年度 [ 平成31年3月31日現在 ]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>183,720,000</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>183,480,000</b>
(1) 現金	600,000	(1) 貯金	183,200,000
(2) 預金	134,000,000	(2) 借入金	80,000
(3) 有価証券	22,000,000	(3) その他の信用事業負債	200,000
(4) 貸出金	26,700,000	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>850,000</b>
(5) その他の信用事業資産	580,000	(1) 共済資金	500,000
(6) 貸倒引当金	△ 160,000	(2) その他の共済事業負債	350,000
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>40,000</b>	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>540,000</b>
(1) 共済未収利息	10,000	(1) 経済事業未払金	250,000
(2) その他の共済事業資産	30,000	(2) 経済受託債務	50,000
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,860,000</b>	(3) その他の経済事業負債	240,000
(1) 経済事業未収金	500,000	<b>4. 雑負債</b>	<b>600,720</b>
(2) 経済受託債権	800,000	<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,150,000</b>
(3) 棚卸資産	400,000	<b>負債の部合計</b>	<b>186,620,720</b>
(4) その他の経済事業資産	160,000	<b>1. 組合員資本</b>	<b>8,882,280</b>
<b>4. 雑資産</b>	<b>923,000</b>	(1) 出資金	2,480,000
<b>5. 固定資産</b>	<b>3,260,000</b>	(2) 資本準備金	112,280
<b>6. 外部出資</b>	<b>6,180,000</b>	(3) 利益剰余金	6,300,000
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>120,000</b>	(4) 処分未済持分	△ 10,000
		<b>2. 評価換算差額等</b>	<b>600,000</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>9,482,280</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>196,103,000</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>196,103,000</b>

# 総合損益計画

第41年度 (平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
信用事業収益	1,457,400		その他事業収益	9,230	
信用事業費用	194,500		その他事業費用	7,030	
信用事業総利益		1,262,900	その他事業総利益		2,200
共済事業収益	1,059,200		指導事業収入	44,800	
共済事業費用	77,200		指導事業支出	64,600	
共済事業総利益		982,000	指導事業収支差額		△ 19,800
購買事業収益	1,570,210		<b>事業総利益</b>		<b>3,189,600</b>
購買事業費用	1,306,870		人件費	2,059,500	
購買事業総利益		263,340	業務費	505,000	
販売事業収益	672,330		諸税負担金	112,000	
販売事業費用	496,920		施設費	452,000	
販売事業総利益		175,410	その他事業管理費	21,100	
保管事業収益	26,300		<b>事業管理費</b>		<b>3,149,600</b>
保管事業費用	2,960		<b>事業利益</b>		<b>40,000</b>
保管事業総利益		23,340	事業外収益		168,500
加工事業収益	154,980		事業外費用		34,200
加工事業費用	125,020		<b>経常利益</b>		<b>174,300</b>
加工事業総利益		29,960	特別利益		10,000
利用事業収益	841,820		特別損失		8,000
利用事業費用	411,840		<b>税引前当期利益</b>		<b>176,300</b>
利用事業総利益		429,980	法人税等		46,000
宅地等供給事業収益	114,400		<b>当期剰余金</b>		<b>130,300</b>
宅地等供給事業費用	74,130		前期繰越剰余金		54,272
宅地等供給事業総利益		40,270	<b>当期末処分剰余金</b>		<b>184,572</b>

## 事業管理費計画の明細

(単位：千円)

項 目	金 額
役 員 報 酬	59,000
給 料 手 当	1,564,000
(うち賞与引当金繰入額)	(72,400)
福 利 厚 生 費	314,100
退 職 給 付 費 用	112,200
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	10,200
<b>人 件 費 計</b>	<b>2,059,500</b>
旅 費	4,200
会 議 費	4,900
接 待 交 際 費	1,200
宣 伝 広 告 費	18,000
通 信 費	29,200
印 刷 ・ 消 耗 品 費	35,100
函 書 ・ 研 修 費	14,400
事 務 委 託 費	196,800
業 務 委 託 費	201,200
<b>業 務 費 計</b>	<b>505,000</b>
租 税 公 課	74,500
支 払 賦 課 金	26,400
分 担 金	11,100
<b>諸 税 負 担 金 計</b>	<b>112,000</b>
保 守 修 繕 費	48,500
保 険 料	17,700
水 道 光 熱 費	55,300
賃 借 料	69,900
消 耗 備 品 費	16,700
車 輜 費	17,300
施 設 管 理 費	50,300
減 価 償 却 費	176,300
<b>施 設 費 計</b>	<b>452,000</b>
そ の 他 事 業 管 理 費	21,100
<b>事 業 管 理 費 合 計</b>	<b>3,149,600</b>

# 部門別損益計画

第41年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） 部門別損益計画

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	5,950,670	1,457,400	1,059,200	2,477,460	924,220	32,390	
事業費用	2,761,070	194,500	77,200	1,761,700	690,210	37,460	
事業総利益	3,189,600	1,262,900	982,000	715,760	234,010	△ 5,070	
事業管理費	3,149,600	1,122,595	725,475	958,670	214,314	128,547	
（うち減価償却費）	(176,300)	(47,185)	(20,436)	(86,970)	(16,764)	(4,946)	
（うち人件費）	(2,059,500)	(762,287)	(579,306)	(470,936)	(138,070)	(108,901)	
うち共通管理費		212,525	134,465	181,150	39,874	14,087	△ 582,100
（うち減価償却費）		(7,485)	(4,736)	(6,380)	(1,404)	(496)	(△ 20,500)
（うち人件費）		(82,987)	(52,506)	(70,736)	(15,570)	(5,501)	(△ 227,300)
事業利益	40,000	140,305	256,525	△ 229,170	5,956	△ 133,617	
事業外収益	168,500	59,359	33,634	59,341	10,194	5,974	
うち共通分		53,159	33,634	45,311	9,974	3,524	△ 145,600
事業外費用	34,200	11,234	6,791	9,189	3,844	3,141	
うち共通分		10,734	6,791	9,149	2,014	711	△ 29,400
経常利益	174,300	188,430	283,368	△ 179,018	12,306	△ 130,784	
特別利益	10,000	3,651	2,310	3,112	685	242	
うち共通分		3,651	2,310	3,112	685	242	△ 10,000
特別損失	8,000	2,921	1,848	2,490	548	194	
うち共通分		2,921	1,848	2,490	548	194	△ 8,000
税引前当期利益	176,300	189,160	283,830	△ 178,396	12,443	△ 130,736	
営農指導事業分配賦額		42,189	36,436	31,259	20,852	△ 130,736	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	176,300	146,971	247,394	△ 209,655	△ 8,409		

（注1）千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

（注2） 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等：事業管理費（人件費除く）割＋人員割＋事業総利益割の平均値

（2）営農指導事業：均等割＋事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した割合％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.51	23.10	31.12	6.85	2.42	100.00
営農指導事業	32.27	27.87	23.91	15.95		100.00

# 第3号議案説明資料

## 定款並びに定款附属書役員選任規程変更理由書（案）

以下の理由により、定款並びに定款附属書役員選任規程の一部について所要の変更を行う。

### (1) 定款

#### ①会計監査人の設置等

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正農協法」という）が平成28年4月1日より施行されたことをふまえて、平成31年度以降は全国農業協同組合中央会による監査から会計監査人による監査に移行されることに伴う所要の変更を行う。

#### ②民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という）の施行に伴う事業および公告方法の追加

休眠預金等活用法が、平成30年1月1日から施行されたことに伴い、事業として、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務を追加し、当該事業実施における公告の方法が電子公告により行うと定められたことによる規定の追加を行う。

#### ③改正農協法第1条の規定による改正前の法（以下、「旧農協法」という）の規定に基づく農業協同組合中央会（以下、「中央会」という）の指導に関する総会報告の削除等

改正農協法附則により経過措置とされた、旧農協法に基づく中央会に関する規定の削除を行う。

#### ④その他

その他字句修正や引用条文の変更を行う。

### (2) 定款附属書役員選任規程

定款の条ずれに伴う引用条文の変更を行う。

### 定款新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
目次	目次
第1章～第5章 (略)	第1章～第5章 (略)
第6章 <u>会計監査人（第37条～第42条）</u>	第6章 総会（第37条～第49条）
第7章 総会（第43条～第55条）	第7章 総代会（第50条～第52条）
第8章 総代会（第56条～第58条）	第8章 理事会（第53条～第57条）
第9章 理事会（第59条～第63条）	第9章 会計（第58条～第68条）
第10章 会計（第64条～第74条）	第10章 雑則（第69条～第70条）
第11章 雑則（第75条～第76条）	
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(公告の方法)	(公告の方法)
第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に 掲示し、かつ、滋賀県地域において発行する読	第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に 掲示し、かつ、滋賀県地域において発行する読

新 条 文	現 行 条 文
<p>売新聞、朝日新聞に掲載する方法によってこれをする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）</u></p> <p><u>第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。</u></p> <p><u>3 第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第2章 事業</p> <p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(33) (略)</p> <p><u>(34) 休眠預金等活用法第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u></p> <p>(35) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 (略)</p> <p>(員外利用)</p> <p>第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第34号までの事業(第16号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項および第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第4号（法第10条第23項各号に掲げるものに限る。）、第23号、第25号および第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第9条 第7条第1項第2号、第3号、第4号（法第10条第23項各号に掲げるものに限る。）及び第23号から第34号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるも</p>	<p>売新聞、朝日新聞に掲載する方法によってこれをする。</p> <p><u>2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第2章 事業</p> <p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(33) (略)</p> <p>(34) 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 (略)</p> <p>(員外利用)</p> <p>第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第33号までの事業(第16号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項および第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第4号（法第10条第23項各号に掲げるものに限る。）、第23号、第25号および第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第9条 第7条第1項第2号、第3号、第4号（法第10条第23項各号に掲げるものに限る。）及び第23号から第33号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるも</p>

新 条 文	現 行 条 文
のとする。	のとする。
2～7 (略)	2～7 (略)
第10条 (略)	第10条 (略)
第3章 組合員	第3章 組合員
(組合員の資格)	(組合員の資格)
第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。	第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。
2 次に掲げる <u>いずれかに該当する者は</u> 、この組合の正組合員となることができる。	2 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
3 次に掲げる <u>いずれかに該当する者は</u> 、この組合の准組合員となることができる。	3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
4 (略)	4 (略)
第12条～第21条 (略)	第12条～第21条 (略)
第4章 (略)	第4章 (略)
第5章 役職員	第5章 役職員
第27条～第32条 (略)	第27条～第32条 (略)
(監事の職務)	(監事の職務)
第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。	第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。
2～6 (略)	2～6 (略)
7 <u>第59条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。</u>	7 <u>第53条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。</u>
8～10 (略)	8～10 (略)
11 <u>監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。</u>	
12 <u>監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。</u>	
13～15 (略)	11～13 (略)
第34条～第36条 (略)	第34条～第36条 (略)
第6章 <u>会計監査人</u>	
( <u>会計監査人の設置</u> )	
第37条 <u>この組合は、会計監査人を設置する。</u>	

新 条 文	現 行 条 文
<p><u>(会計監査人の選任)</u>  第 38 条 <u>会計監査人は、総会において選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u>  第 39 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかったときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の権限等)</u>  第 40 条 <u>会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、農林水産省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</u></p> <p><u>(監事に対する報告)</u>  第 41 条 <u>会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事案があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等の決定)</u>  第 42 条 <u>理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。</u></p> <p>第 7 章 総会</p> <p>第 43 条～第 44 条 (略)  (総会の決議事項)</p> <p>第 45 条 <u>次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</u>  (1)～(12) (略)</p>	<p>第 6 章 総会</p> <p>第 37 条～第 38 条 (略)  (総会の決議事項)</p> <p>第 39 条 <u>次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</u>  (1)～(12) (略)</p>

新 条 文	現 行 条 文
(13) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退	(13) 農業協同組合、農業協同組合連合会、 <u>農業協同組合中央会</u> （以下「中央会」という。）又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退
(14) (略)	(14) (略)
(15) <u>法第 35 条の 6 第 4 項及び法第 37 条の 3 第 2 項</u> の規定による責任の免除	(15) 法第 35 条の 6 第 4 項の規定による責任の免除
(16) <u>会計監査人の選任、解任(監事による解任を除く。)</u> 及び不再任	(16) (略)
(17)～(19) (略)	(16)～(18) (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>法第 37 条の 2 第 4 項</u> で準用する会社法第 439 条に定める要件に該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。	3 <u>平成 27 年改正法附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧農協法第 37 条の 2 第 7 項</u> で準用する会社法第 439 条に定める要件に該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。
4～8 (略) (総会の報告事項)	4～8 (略) (総会の報告事項)
<u>第 46 条</u> 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。	<u>第 40 条</u> 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。
(1)～(4) (略) (総会の定足数)	(1) <u>平成 27 年改正法附則第 10 条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第 73 条の 22 第 1 項第 1 号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u> (2)～(5) (略)
<u>第 47 条</u> 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第 11 条第 2 項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き決議することができない。この場合において、 <u>第 53 条</u> の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。	(2)～(5) (略) (総会の定足数)
2 (略) (緊急議案)	<u>第 41 条</u> 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第 11 条第 2 項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き決議することができない。この場合において、 <u>第 47 条</u> の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
<u>第 48 条</u> 総会では、 <u>第 44 条</u> の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、 <u>第 45 条</u> 第 1 項第 9 号から第 14 号	2 (略) (緊急議案) <u>第 42 条</u> 総会では、 <u>第 38 条</u> の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、 <u>第 39 条</u> 第 1 項第 9 号から第 14 号

新 条 文	現 行 条 文
<p>まで及び第51条に規定する事項並びに役員を選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p>	<p>まで及び第45条に規定する事項並びに役員を選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p>
<p>第49条～第50条 （略）</p>	<p>第43条～第44条 （略）</p>
<p>（総会の特別決議事項）</p>	<p>（総会の特別決議事項）</p>
<p>第51条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第11条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p>	<p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第11条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p>
<p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（1）～（4） （略）</p>
<p>（5） 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除</p>	<p>（5） 法第35条の6第4項の規定による責任の免除</p>
<p>（6）～（8） （略）</p>	<p>（6）～（8） （略）</p>
<p>（特別決議に関する特例）</p>	<p>（特別決議に関する特例）</p>
<p>第51条の2 次に掲げる決議は、第47条及び第51条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。</p>	<p>第45条の2 次に掲げる決議は、第41条及び第45条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。</p>
<p>（1） 第45条第1項第11号の決議又はこれとともに行う第51条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る決議</p>	<p>（1） 第39条第1項第11号の決議又はこれとともに行う第45条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る決議</p>
<p>（2） 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があった場合における第51条第1号から第4号までに掲げる事項に係る決議</p>	<p>（2） 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があった場合における第45条第1号から第4号までに掲げる事項に係る決議</p>
<p>2～3 （略）</p>	<p>2～3 （略）</p>
<p>（総会の続行又は延期）</p>	<p>（総会の続行又は延期）</p>
<p>第52条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。</p>	<p>第46条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。</p>
<p>2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第44条の規定を適用しない。</p>	<p>2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第38条の規定を適用しない。</p>
<p>（書面又は代理人による決議）</p>	<p>（書面又は代理人による決議）</p>
<p>第53条 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。</p>	<p>第47条 正組合員は、第38条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。</p>
<p>2～5 （略）</p>	<p>2～5 （略）</p>
<p>第54条 （略）</p>	<p>第48条 （略）</p>
<p>（総会の議事録）</p>	<p>（総会の議事録）</p>
<p>第55条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければ</p>	<p>第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければ</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>ならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>ならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>出席した理事及び監事の氏名</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p><u>第8章</u> 総代会</p>	<p><u>第7章</u> 総代会</p>
<p><u>第56条～第57条</u> (略)</p> <p>(議決権等)</p>	<p><u>第50条～第51条</u> (略)</p> <p>(議決権等)</p>
<p><u>第58条</u> 総代は各々1個の議決権を有する。</p> <p>2 総代会には、総会に関する規定を準用する。 この場合において、<u>第53条第3項中「その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>第52条</u> 総代は各々1個の議決権を有する。</p> <p>2 総代会には、総会に関する規定を準用する。 この場合において、<u>第47条第3項中「その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p><u>第9章</u> 理事会</p>	<p><u>第8章</u> 理事会</p>
<p><u>第59条～第60条</u> (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p>	<p><u>第53条～第54条</u> (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p>
<p><u>第61条</u> 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>第66条第1項第7号に掲げる方法に運用する余裕金の額の最高限度に関する事項</u></p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>第45条第2項に規定する共済規程の変更</u></p> <p>(18)～(19) (略)</p> <p>(20) 行政庁による検査、<u>会計監査人による監査及び監事による監査の結果に関する事項</u></p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) <u>第45条第4項の規定に該当する合併</u></p> <p>(23) <u>第45条第5項の規定に該当する新設分割</u></p> <p>(24) <u>第45条第6項の規定に該当する信用事業</u></p>	<p><u>第55条</u> 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>第60条第1項第7号に掲げる方法に運用する余裕金の額の最高限度に関する事項</u></p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>第39条第2項に規定する共済規程の変更</u></p> <p>(18)～(19) (略)</p> <p>(20) 行政庁による検査、<u>中央会による監査及び監事による監査の結果に関する事項</u></p> <p>(21) <u>平成27年改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) <u>第39条第4項の規定に該当する合併</u></p> <p>(24) <u>第39条第5項の規定に該当する新設分割</u></p> <p>(25) <u>第39条第6項の規定に該当する信用事業</u></p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>の全部又は一部の譲受け</p> <p>(25) <u>第45条</u>第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。</p> <p>(26) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>第62条～第63条</u> (略)</p>	<p>の全部又は一部の譲受け</p> <p>(26) <u>第39条</u>第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。</p> <p>(27) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>第56条～第57条</u> (略)</p>
<p><u>第10章</u> 会計</p>	<p><u>第9章</u> 会計</p>
<p><u>第64条～第66条</u> (略)</p> <p>(剰余金の処分)</p>	<p><u>第58条～第60条</u> (略)</p> <p>(剰余金の処分)</p>
<p><u>第67条</u> 剰余金は、利益準備金、資本準備金、<u>第70条</u>の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。</p> <p>(利益準備金)</p>	<p><u>第61条</u> 剰余金は、利益準備金、資本準備金、<u>第64条</u>の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。</p> <p>(利益準備金)</p>
<p><u>第68条</u> この組合は、出資総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これをてん補した後の残額。<u>第70条</u>、<u>第71条</u>及び<u>第72条</u>第2項において同じ。）の5分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。</p>	<p><u>第62条</u> この組合は、出資総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これをてん補した後の残額。<u>第64条</u>、<u>第65条</u>及び<u>第66条</u>第2項において同じ。）の5分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。</p>
<p><u>第69条～第70条</u> (略)</p> <p>(任意積立金)</p>	<p><u>第63条～第64条</u> (略)</p> <p>(任意積立金)</p>
<p><u>第71条</u> この組合は、毎事業年度の剰余金から<u>第68条</u>の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。</p>	<p><u>第65条</u> この組合は、毎事業年度の剰余金から<u>第62条</u>の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p><u>第72条～第74条</u> (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p><u>第66条～第68条</u> (略)</p>
<p><u>第11章</u> 雑則</p>	<p><u>第10章</u> 雑則</p>
<p><u>第75条～第76条</u> (略)</p>	<p><u>第69条～第70条</u> (略)</p>
<p>附則（平成 年 月 日）</p> <p><u>1</u> この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、変更前の<u>第39条</u>第1項第13号、<u>第40条</u>第1号、<u>第55条</u>第1項第20号及び同項第21号については、<u>農業協同組合法</u>等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）<u>附則</u>第10条に基づく存続中央会の会</p>	

新 条 文	現 行 条 文
<p>員である間は、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成 31 年 4 月 1 日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。</u></p>	

### 定款附属書役員選任規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 2 条 役員は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 定款第 47 条第 2 項後段の規定は、前項の規定による役員の選任については、これを適用しない。</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 1 項の決議は、無記名投票で表決をとる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、定款第 53 条の規定により代理人をもって議決権を行う場合に準用する。この場合において、同項中「正組合員」とあるのは「正組合員の代理人」と、「その資格」とあるのは「当該代理に係る正組合員の資格」と読み替えるものとする。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第 7 条 正組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行うときは、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、定款第 53 条第 2 項の規定により役員の選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。</p> <p>第 8 条～第 11 条 (略)</p> <p><u>附則（平成 年 月 日）</u></p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 2 条 役員は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 定款第 41 条第 2 項後段の規定は、前項の規定による役員の選任については、これを適用しない。</p> <p>第 3 条～第 5 条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 1 項の決議は、無記名投票で表決をとる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、定款第 47 条の規定により代理人をもって議決権を行う場合に準用する。この場合において、同項中「正組合員」とあるのは「正組合員の代理人」と、「その資格」とあるのは「当該代理に係る正組合員の資格」と読み替えるものとする。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第 7 条 正組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行うときは、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、定款第 47 条第 2 項の規定により役員の選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。</p> <p>第 8 条～第 11 条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

#### 附帯決議

定款並びに定款附属書役員選任規程の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。

# 第4号議案説明資料

## 信用事業規程変更理由書（案）

以下の理由により、信用事業規程の一部について所要の変更を行う。

(1) 休眠預金等に係る預金保険機構からの業務受託

休眠預金等活用法が平成30年1月1日から施行されたことに伴い、同法第10条の規定により、預金保険機構からの委託を受けて組合は休眠預金等代替金の預金者等への支払業務が行えることとなったため、当該業務について規定の追加を行う。

(2) 員外貸出にかかる「地区内に事業所があること」の要件の追加

員外貸出先の要件として「地区内に事務所があること」が要件となっているが、員外の法人においては、（主たる）事務所は特定の地区にしか置かず、他の地区には当該法人の営業拠点のみを置く場合が多いことから、営業拠点である「事業所」が組合の地区内にあれば貸付ができるよう変更を行う。

(3) 員外貸出にかかる「小規模」事業者の定義の見直し

員外貸出にかかる事業者の範囲については、「小規模」と規定していたが、農業法人等の取引先の規模拡大等を踏まえ「中小規模」に変更する。

(4) その他

他金融機関等の信託業務等の取り次ぎを想定し、業務の代理に「媒介」を追加する。

## 信用事業規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1 事業の種類	第1 事業の種類
1～7 (略)	1～7 (略)
8 <u>次に掲げる者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。）</u>	8 次に掲げる者の業務の代理
イ～ロ (略)	イ～ロ (略)
ハ <u>その他信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定める者</u>	ハ <u>その他法令の規定に基づき業務の代理を行える者であって、信用事業方法書（金融機関等の業務代理）に定める者</u>
9～16 (略)	9～16 (略)
17 <u>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</u>	
第2 事業の実施方法	第2 事業の実施方法
1 (略)	1 (略)
2 資金の貸付け及び手形の割引	2 資金の貸付け及び手形の割引

新 条 文	現 行 条 文
<p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>ト この組合の地区内に住所又は事務所若しくは事業所を有する組合員以外の者であって次に掲げるものに対する資金の貸付け及び手形の割引（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う中小規模の事業者（(イ)に掲げる者を除く。）</p> <p>(ハ) 組合員と生計を一にする中小規模の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている中小規模の事業者（(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。）</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>チ～リ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>ト この組合の地区内に住所又は事務所を有する組合員以外の者であって次に掲げるものに対する資金の貸付け及び手形の割引（前各号に掲げるものを除く。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 農業者又はこの組合の地区内の農業の発展に寄与すると認められる事業を行う小規模の事業者（(イ)に掲げる者を除く。）</p> <p>(ハ) 組合員と生計を一にする小規模の事業者である配偶者その他の親族又は組合員若しくはこれと生計を一にする配偶者その他の親族が主たる出資者となっている小規模の事業者（(イ)及び(ロ)に掲げる者を除く。）</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>チ～リ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>3 債務の保証</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証（ロからハまでに掲げるものを除く。）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。）</p> <p>業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。</p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</p> <p>法令等の定めるところによる。</p> <p>18 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>3 債務の保証</p> <p>(1) 事業の範囲</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ この組合に対する貯金又は定期積金を担保として行う債務の保証（イからハまでに掲げるものを除く。）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 業務の代理</p> <p>代理業務については、当該法人との契約に定めるところによる。</p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>附則（平成 年 月 日）  <u>この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</u></p>	

附帯決議

信用事業規程の一部変更につき、承認申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。

# 第5号議案説明資料

## 監事監査規程変更理由書（案）

以下の理由により、監事監査規程の全部変更を行う。

### （1）監事監査規程におけるJA監事監査基準の位置付けの変更

監事監査において遵守すべき規範として「JA監事監査基準」が全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）で制定されており、監事監査規程第2条において「監事は監査の実施にあたりJA監事監査基準を遵守し、監査の実効性を確保しなければならない」と規定されている。

一方、今般の農協法改正により、平成31年度から会社法における会計監査人制度の枠組みが適用されることとなったため、JA監事監査基準は平成29年2月9日に、会社法に基づいて日本監査役協会が策定している「監査役監査基準」を参考としたものに全部改定された。

改定されたJA監事監査基準は、これまでの監事が遵守すべき規範との位置付けから、監事監査規程の制定または見直しの参考基準に位置付けが変更され、これまでJA監事監査基準に含まれていた事項も、監事監査規程に規定することが必要となった。

### （2）農協法改正に伴う変更・追加事項

#### ① 事業報告等の監査に関する監査報告に係る規定（第21条、第25条、第45条）

従来、JAの事業報告等は財務諸表等とともに決算書類として、農協法に基づく全国中央会（JA全国監査機構）の監査対象に含まれていた。一方、株式会社においては、事業報告等は会計監査人の監査対象外となっている。今般の農協法改正において、会社法の枠組みが導入され、農協法上の決算書類は事業報告等と計算書類等に区分されたことから、会計監査人は計算書類等のみを監査し、事業報告等は監事が監査することとなる。

このため、監事は監査報告において、事業報告等が法令または定款に従い組合の状況を正しく示しているかについて、監査意見を表明することとなったことを受け、所要の変更・追加を行う。

#### ② 会計監査人の選任等の手続き、会計監査人の報酬等の同意手続きについての規定

（第26条、第27条）

会計監査人の選任等に関する総代会議案は監事が決定し、また会計監査人の報酬等の決定には監事の過半数の同意が必要となることを受け、所要の追加を行う。

また、規程上の監査人としての全国中央会（JA全国監査機構）に係る記載は、会計監査人に変更を行う。

### （3）その他の変更・追加事項等

#### ① 規程の軽微な変更に関する手続きについての規定（第48条）

規程の変更について、規程の内容に影響を与えない範囲の字句及び形式の変更等、軽微な変更については、監事全員の一致による決議により行うものとし、総代会の承認は要しないこととする。

#### ② 今回の規程変更の適用時期

今回の規程変更は、会計監査人の設置後に適用される内容となっているため、総代会において最初に会計監査人を選任した時点から適用するものとし、従前の規程はその時点をもって廃止することを附則に規定する。

# 監事監査規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、監事の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

2 監事は、組合の規模、事業の種類、経営上のリスクその他組合固有の監査環境にも配慮してこの規程に則して行動し、監査の実効性の確保に努める。

## 第2章 監事の職責と心構え

(監事の職責)

第2条 監事は、理事会と協働して組合の監督機能の一翼を担い、組合員の負託を受けた独立の機関として理事の職務の執行を監査することにより、組合の健全性を確保し、組合員及び社会からの信頼に応える良質なガバナンス（組合統治）体制を確立する責務を負っている。

2 監事は、理事会その他重要な会議への出席、理事、職員及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、組合の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、理事又は職員に対する助言又は勧告等の意見の表明、理事の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

(監事の心構え)

第3条 監事は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。

2 監事は、監督機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に監査品質の向上等に向けた自己研鑽に努め、これらを継続的に更新する機会を得るよう努める。

3 監事は、適正な監査視点の形成のため、組合の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、監事に求められる役割と責務を十分に理解する機会を得るよう努めるほか、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と組合をめぐる環境の変化を把握するよう努める。

4 監事は、平素より理事、職員並びに子会社等「農業協同組合法（以下「農協法」という。）第93条第2項に規定する子会社等をいう」の取締役、執行役（以下「取締役等」という。）及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。

5 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、滋賀県農業協同組合中央会、滋賀県信用農業協同組合連合会、弁護士等外部の専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努める。

6 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。

## 第3章 監事及び監事会

(常勤監事)

第4条 監事は、監事の中から常勤監事を互選しなければならない。

2 常勤監事は、常勤者としての特性をふまえ、監査の環境の整備及び組合内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。

3 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監事と共有するよう努める。

(代表監事及び員外監事)

第5条 監事は、代表監事を互選により定めることができる。ただし、これによって各監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 員外監事は、その独立性、選任された理由等をふまえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明する。

(監事会の設置)

第6条 監事は、監査に関する重要な事項について、報告、協議又は決定するために監事会を設置する。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事会は、すべての監事をもって構成する。

3 監事会の開催、招集、協議内容及び運営等に関する事項については、この規程に定めのあるもののほか、監事会で別に定める監事会規則による。

(監事選任手続等への関与)

第7条 監事は協議により、組合長が総代会に提出する監事の選任議案について、同意の可否を検討し決定する。同意の判断にあたっては、以下の内容等を考慮する。

(1) 監事候補者の選定への同意及び監事候補者の選定方針への関与にあたっては、監事は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監事としての適格性を慎重に検討する。

(2) 監事候補者の選定に際しては、法令の規定に基づき監事の選任議案に関して総会参考書類に記載すべき事項について検討する。

2 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し、監事の選任を総代会の目的とすることを請求し、又は総代会に提出する監事の候補者を提案する。

3 監事は、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、総代会において意見を表明しなければならない。

4 監事の補欠選任等については、本条各項に定める手続に従う。

5 監事は、員外監事の選任議案において、農協法施行規則第165条第2項第3号に関する事項について適正に記載されているかを検討する。

(監事の報酬等)

第8条 各監事が受けるべき報酬等の額について定款の定め又は総代会の決議がない場合には、監事は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、理事の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監事の協議をもって各監事が受ける報酬等の額を定めなければならない。

2 監事は、監事の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて理事会又は総代会において意見を述べる。

(監査費用)

第9条 監事は、その職務の執行にあたって生ずる費用について組合から前払又は償還を受けることができる。

2 監査費用の支出にあたっては、監事は、その効率性及び適正性に留意するものとする。

## 第4章 監事監査の環境整備

(代表理事等との定期的会合)

第10条 監事は、代表理事等との定期的会合をもち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題（監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果を含む。）等について意見を交換し、併せて監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）の確保及び必要とされる要請を行うなど、代表理事等との相互認識を深めるよう努める。

(監事監査の実効性を確保するための体制)

第11条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努める。

- 2 前項の体制確保のため、監事は、補助職員の設置及び当該補助職員に関する事項について決定し、当該体制を整備するよう理事又は理事会に対して要請するものとする。
- 3 監事は、監査業務に関する必要な事務を担うための事務局を置く。

(補助職員)

第12条 監事は、組合の規模、事業の種類、経営上のリスクその他組合固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助職員の体制の強化に努める。

- 2 監事の事務局は、原則として専任の補助職員が当たるものとする。なお、専任者の設置が困難な場合は、少なくとも兼任者を2名以上設置する。

(監事への報告に関する体制等)

第13条 監事は、理事が組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはこれを直ちに監事に報告するよう、理事に対して求める。

- 2 組合に内部通報システムが置かれているときには、監事は、重要な情報が監事にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムが子会社等を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。また、監事は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
- 3 監事は、職務の遂行のために組合員から情報の提供を受けることが可能なように、組合員に対し情報提供窓口を明示し周知するよう努めなければならない。

## 第5章 業務監査

(理事の職務の執行の監査)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行わなければならない。
  - (1) 監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。
  - (2) 監事は、理事が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。
  - (3) 監事は、次のことを認めたときは、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
    - イ 理事が組合の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めたとき

ロ 組合に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき

ハ 組合の業務に著しく不当な事実を認めたとき

(4) 監事は、理事から組合に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

3 監事は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、理事会の招集又は理事の行為の差止めを求める。

4 監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

5 監事は、各監事の監査結果に基づいて協議を行い、監事としての監査意見を形成し、監査報告を作成しなければならない。

(理事会等の意思決定の監査)

第 15 条 監事は、理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。

(1) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがなく

(2) 意思決定過程が合理的であること

(3) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと

(4) 意思決定内容が通常の組合の経営者として明らかに不合理ではないこと

(5) 意思決定が理事の利益又は第三者の利益でなく組合の利益を第一に考えてなされていること

2 前項に関して必要があると認めるときは、監事は、理事に対し助言若しくは勧告をし、又は差止めの請求を行う。

(理事会の監督義務の履行状況の監査)

第 16 条 監事は、代表理事及びその他の業務執行理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているかを確認するとともに、理事会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。

(内部統制システムに係る監査)

第 17 条 監事は、代表理事及びその他の業務執行理事によって構築される次の体制（以下「内部統制システム」という。）に関して、理事が適切な監督を行っているか、監視し検証しなければならない。

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(5) 次に掲げる体制その他の組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の組合への報告に関する体制

ロ 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(6) 財務情報その他組合情報を適正かつ適時に開示するための体制

(7) 第 11 条第 2 項に定める監事監査の実効性を確保するための体制

- 2 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。
- 3 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、理事又は理事会に報告し、必要があると認めるときは、理事又は理事会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告する。
- 4 監事は、監事監査の実効性を確保するための体制に係る理事又は理事会の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めるときは、代表理事その他の理事との間で協議の機会をもつ。
- 5 監事は、理事又は理事会が監事監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、理事又は理事会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。
- 6 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、監事の協議により情報の共有を図らなければならない。
- 7 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、組合員に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

(子会社等における監査)

第 18 条 子会社等を有する組合の監事は、理事の子会社等の管理に関する職務の執行の状況を監視し検証しなければならない。

(利益相反取引等の監査)

第 19 条 監事は、次の取引等について、理事の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。

- (1) 利益相反取引
- (2) 組合がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）
- (3) 子会社等又は組合員との通例的でない取引
- (4) 兼職・兼業
- (5) 競業取引

- 2 前項各号に定める取引等について、組合内の部門等からの報告又は監事の監査の結果、理事の義務に違反し、又は違反するおそれがある事実を認めるときは、監事は、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
- 3 監事は、第 1 項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう理事又は理事会に対して、速やかに助言又は勧告しなければならない。

(不祥事発生時の対応)

第 20 条 監事は、組合の不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下同じ。）が発生した場合、直ちに理事等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め、調査委員会から説明を受け、当該不祥事の実態関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する理事及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。

(事業報告等の監査)

第 21 条 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。

- 2 監事は、各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、組合の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。
- 3 監事は、前 2 項をふまえ、事業報告等が法令又は定款に従い、組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載しなければならない。
- 4 監事は協議により、特定理事（農協法施行規則第 154 条第 4 項に定める理事をいう。以下同じ。）から事業報告等を受領する職務を行う特定監事（農協法施行規則第 154 条第 5 項第 1 号に定める監事をいう。以下同じ。）を定めることができる。
- 5 事業報告等の監査にあたって、監事は、会計監査人との連携を図らなければならない。

## 第 6 章 会計監査

(会計監査)

第 22 条 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算書類等（農協法施行規則第 92 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）が組合の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。

- 2 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しなければならない。

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認)

第 23 条 監事は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行わなければならない。

- (1) 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- (2) 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- (3) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計方針の監査)

第 24 条 監事は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類等作成のための基本となる事項をいう。以下同じ。）が、組合の財産の状況、計算書類等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めるときは、理事に対し助言又は勧告する。

- 2 組合が会計方針を変更する場合には、監事は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう理事に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算書類等の監査)

第 25 条 監事は、各事業年度における計算書類等を受領し、理事及び職員に対し重要事項について説明を求め確認を行う。

- 2 監事は、各事業年度における計算書類等につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資

料を受領しなければならない。監事は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、監事は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査報告に記載しなければならない。

- 3 監事は、各監事の監査結果に基づき、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について協議を行い、監査意見を形成しなければならない。
- 4 監事は協議により、特定理事から計算書類等を受領し、会計監査人から会計監査報告の通知を受ける職務を行う特定監事を定めることができる。

(会計監査人の選任等の手続)

第 26 条 監事は、会計監査人の再任の適否について、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期協議により検討する。

- 2 監事は協議により、会計監査人の再任の適否の判断にあたって、前項の検討をふまえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認する。
- 3 監事は協議により、会計監査人の再任が不相当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、理事及び組合の関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、第 23 条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行う。
- 4 監事は協議により、前項までの確認の結果や協議した内容に従い、総代会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定しなければならない。
- 5 監事は協議により、会計監査人の選任議案について、当該候補者を会計監査人の候補者とした理由が総会参考書類に適切に記載されているかについて確認しなければならない。

(会計監査人の報酬等の同意手続)

第 27 条 監事は、組合が会計監査人と監査契約を締結する場合には、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。

- 2 監事は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、前項の検証をふまえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて協議により確認する。

## 第 7 章 監査の方法等

(監査計画及び業務の分担)

第 28 条 監事は協議により、内部統制システムの構築・運用の状況に留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。監査計画の作成は、監事全員による監査の実効性についての分析・評価の結果をふまえて行い、監査上の重要課題について重点監査項目として設定する。

- 2 監事は協議により、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
- 3 監事は協議により、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。

- 4 監事は、監査方針及び監査計画を理事会に説明するものとする。
- 5 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査)

第 29 条 監事は、内部監査部門等から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監事は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用する。

- 2 監事は、理事のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署その他の監事が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。
- 3 監事は協議により、各監事からの報告を受けて、理事又は理事会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。

(子会社等における監査の方法)

第 30 条 監事は、理事及び職員から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。

- 2 監事は、その職務の執行に当たり、子会社等の監査役等、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るよう努める。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査するため必要があると認めるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。

(理事会への出席・意見陳述)

第 31 条 監事は、理事会に出席し、かつ、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めたととき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたとときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 監事は、理事会に前項の報告をするため、必要があると認めるときは、理事会の招集を請求する。また、請求した日から 5 日以内に、その請求の日より 2 週間以内の日を会日とする招集の通知が発せられない場合は、自らが招集する。
- 4 監事は、理事会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認し、出席した監事は、署名又は記名押印しなければならない。

(重要な会議等への出席)

第 32 条 監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、常勤理事会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

- 2 前項の監事が出席する会議又は委員会に関して、監事の出席機会が確保されるとともに、出席に際して十分な事前説明が行われるよう、監事は、理事等に対して必要な要請を行う。
- 3 第 1 項の会議又は委員会に出席しない監事は、当該会議等に出席した監事又は理事若しくは職員から、附議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。

(文書・情報管理の監査)

第 33 条 監事は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めるときは、理事又は職員に対しその説明を求め、又は意見を述べる。

- 2 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、理事又は職員に対し説明を求め、又は意見を述べる。

(法定開示情報等に関する監査)

第 34 条 監事は、業務及び財産の状況に関する説明書類その他組合が法令の規定に従い開示を求められる情報で組合に重大な影響のあるもの（以下「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第 17 条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。

- 2 監事は、継続組合の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、組合の健全性に重大な影響のある事項について、理事が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。

(理事及び職員に対する調査等)

第 35 条 監事は、必要があると認めるときは、理事及び職員に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査しなければならない。

- 2 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求める。

(会計監査人との連携)

第 36 条 監事は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監事による協議への参加を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。

- 2 監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。
- 3 監事は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。
- 4 監事は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求めることができる。
- 5 監事は、会計監査人から理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告等を受けた場合には、監事の協議により審議のうえ、必要な調査を行い、理事会に対する報告又は理事に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

## 第 8 章 組合員代表訴訟等への対応

(理事と組合間の訴えの代表)

第 37 条 監事は、組合が理事に対し又は理事が組合に対し訴えを提起する場合には、組合を代表しなければならない。

(理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する同意等)

第 38 条 理事の責任の免除又は責任の一部免除に関する議案については、監事全員の同意がなければ

理事は総代会に提出することができない。

- 2 監事は、前項における責任の免除又は責任の一部免除に関する議案に対する同意については、免除の理由、監事が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部の専門家の意見も徴して判断を行う。
- 3 第1項の同意の当否判断のために行った監事の調査及び審議の過程と結果について監事は、記録を作成し保管する。
- 4 監事は、監事の責任の免除又は責任の一部免除について意見をもつに至ったときは、必要に応じて理事会等において意見を述べる。

(組合員代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知)

第39条 監事は、理事に対しその責任を追及する訴えを提起するよう組合員から請求を受けた場合には、速やかに他の監事に通知するとともに、監事の協議によりその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。

- 2 前項の提訴の当否判断にあたって、監事は、被提訴理事のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部の専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施する。
- 3 監事は、第1項の判断結果について、理事会及び被提訴理事に対して通知する。
- 4 第1項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求組合員又は責任追及の対象となっている理事から請求を受けたときは、監事は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監事は、外部の専門家の意見を徴したうえ、監事の協議による審議を経て、当該通知の内容を検討する。
  - (1) 監事が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
  - (2) 被提訴理事の責任又は義務の有無についての判断及びその理由
  - (3) 被提訴理事に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由
- 5 監事は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について記録を作成し保存する。

(補助参加の同意)

第40条 組合員代表訴訟において組合が被告理事側へ補助参加する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

- 2 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監事は、代表理事及び被告理事のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について記録を作成し保存する。

(訴訟上の和解)

第41条 監事は、組合員代表訴訟について原告組合員と被告理事との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監事の協議によりその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。

- 2 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監事は、代表理事及び被告理事のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部の専門家からも意見を徴する。監事は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について記録を作成し保存する。

## 第9章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第42条 監事は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて組合員をはじめとする関係者に説明しなければならない。

(監査調書の作成)

第43条 監事は、監査調書を作成し保存しなければならない。当該監査調書には、監事が実施した監査方法及び監査結果並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

(代表理事及び理事会への報告)

第44条 監事は協議により、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表理事及び理事会に報告する。

2 監事は協議により、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表理事及び理事会に報告し、必要があると認めるときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。

(監査報告の作成・通知)

第45条 監事は、各監事の監査結果に基づき、監事の協議による審議のうえ、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、受領した事業報告等、計算書類等その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確認し、必要に応じ理事に対し説明を求め、又は意見を述べ、若しくは修正を求める。

3 各監事は、監査報告を作成するに当たり、理事の法令又は定款違反行為及び重要な後発事象の有無等を確認するとともに、第34条第2項に掲げる事項に留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。

4 監事は、協議による審議を経て取りまとめた監査報告に署名押印し、代表監事、常勤監事及び員外監事はその旨を記載するものとする。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。

5 特定監事は、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算書類等に係る監査報告の内容を特定理事に通知し、計算書類等に係る監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算書類等に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。

6 前項において、特定監事は、必要に応じて、以下の合意を行うものとする。

(1) 事業報告等に係る監査報告の内容を特定理事に通知すべき日についての特定理事との間の合意

(2) 計算書類等に係る会計監査報告の内容を会計監査人が特定監事に通知すべき日についての会計監査人との間の合意

(3) 計算書類等に係る監査報告の内容を特定理事及び会計監査人に通知すべき日についての特定理事及び会計監査人との間の合意

(電磁的方法による開示)

第46条 総会参考書類、事業報告等及び計算書類等に記載又は表示すべき事項の全部又は一部についてインターネットを利用する方法による開示の措置をとることにより組合員に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがあり、理事が当該措置をとろうとしている場合には、監事は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めるときは、異議を述べる。

(総代会への報告・説明等)

第 47 条 監事は、総代会に提出される議案及び書類について法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、総代会において調査結果を報告しなければならない。また、監事は、監事の説明責任を果たす観点から、必要に応じて総代会において自らの意見を述べるものとする。

2 監事は、総代会において組合員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

3 監事は、総代会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認する。

## 第 10 章 雑則

(規程の変更)

第 48 条 この規程の変更は、監事全員の一致による決議を経て、総代会の承認を受けるものとする。

ただし、この規程の内容に影響を与えない範囲の字句及び形式の変更等、軽微な変更については、監事全員の一致による決議により行う。

附則 (平成 年 月 日全部変更)

この規程は、総代会において最初に会計監査人を選任した時点から適用するものとし、従前の規程はその時点をもって廃止する。

# 第6号議案説明資料

## 1. 理事候補者

推薦区分	氏名	生年月日	組合員資格	資格
水口地区	池本 隆治	昭和27年5月31日	正組合員	事業・経営のプロ
	森村 秀紀	昭和26年4月17日	正組合員	認定農業者に準ずる者 (集落営農組織の役員)
	林田 清光	昭和26年12月19日	正組合員	認定農業者
	青木 寛治	昭和28年6月6日	正組合員	事業・経営のプロ
	山田 嘉一郎	昭和22年1月27日	正組合員	事業・経営のプロ
土山地区	安井 富一	昭和23年12月18日	正組合員	認定農業者
	畑 典夫	昭和22年8月22日	正組合員	認定農業者
	岡田 治美	昭和31年2月11日	正組合員	事業・経営のプロ
甲賀地区	東 重幸	昭和29年9月13日	正組合員	認定農業者
	船田 榮一	昭和22年11月24日	正組合員	事業・経営のプロ
	藤橋 雅嗣	昭和23年7月23日	正組合員	認定農業者
甲南地区	松本 良昭	昭和33年3月21日	正組合員	認定農業者
	福永 克哉	昭和42年11月30日	正組合員	認定農業者
	中野 和彦	昭和30年5月12日	正組合員	認定農業者
信楽地区	黄瀬 忠幸	昭和23年1月1日	正組合員	認定農業者
	山本 和弘	昭和39年1月27日	正組合員	認定農業者
	和田 龍夫	昭和26年12月30日	正組合員	事業・経営のプロ
湖南地区	高畑 学	昭和50年6月21日	正組合員	認定農業者
	上西 一嗣	昭和31年1月29日	正組合員	事業・経営のプロ
	白川 一雄	昭和22年4月26日	正組合員	
全 域	墨田 きぬ子	昭和22年3月17日	准組合員	事業・経営のプロ
	久保 秀子	昭和28年1月15日	正組合員	
	田村 勝代	昭和32年1月9日	准組合員	
理 事 会	田村 安佐	昭和33年3月8日	正組合員	事業・経営のプロ
	寺村 嘉治	昭和34年8月26日	正組合員	事業・経営のプロ
	池村 正	昭和36年2月1日	正組合員	事業・経営のプロ
	上田 和子	昭和33年1月27日	正組合員	事業・経営のプロ
	奥村 喜美子	昭和27年7月1日	正組合員	認定農業者に準ずる者 (指導農業士)

## 2. 監事候補者

推薦区分	氏名	生年月日	組合員資格
全 域	服部 静夫	昭和21年9月8日	正組合員
	大平 啓治	昭和25年8月24日	正組合員
	上西 佐喜夫	昭和23年2月7日	正組合員
理 事 会	岡川 和夫	昭和30年11月6日	准組合員
	中村 一美	昭和34年8月21日	員 外

(注)

1. 認定農業者とは、農協法第30条第12項第1号の規定に該当する者です。
2. 認定農業者に準ずる者とは、農協法施行規則第76条の2第1項第1号に該当する者です。
3. 農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（事業・経営のプロ）は、次のとおりであり、それぞれの理由は次のとおりです。

①理事候補者 池本 隆治 氏

平成24年6月から平成30年6月まで理事（金融委員会委員）を務めており、事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わってきたことからJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

②理事候補者 青木 寛治 氏

平成27年6月から平成30年6月まで理事（経済委員会委員）を務めており、事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わってきたことからJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

③理事候補者 山田 嘉一郎 氏

平成21年6月から平成27年6月まで代表監事を務め、平成27年6月から平成30年6月までは代表理事組合長を務めており、組合長としてJA経営を担ってきたことからJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

④理事候補者 岡田 治美 氏

昭和53年4月から土山町役場、甲賀市で奉職し、平成28年3月に退職されました。総合政策部長として広い視野を持って業務に取り組みれていたことからJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑤理事候補者 船田 榮一 氏

平成27年6月から平成30年6月まで理事（金融委員会委員）を務めており、事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わってきたことからJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑥理事候補者 和田 龍夫 氏

昭和47年4月から信楽町役場、甲賀市で奉職し、平成24年3月に退職されました。勤務期間の内、35年間を農林行政を担当しており、専門知見者としてJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑦理事候補者 上西 一嗣 氏

平成27年6月から平成30年6月まで理事（金融委員会委員）を務めており、事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わってきたことからJAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑧理事候補者 墨田 きぬ子 氏

昭和 42 年 4 月から滋賀県に入庁し、平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで農業技術センター農業大学校副校長、平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月まで甲賀県事務所農産普及課長として勤務され、平成 19 年 3 月に退職されました。農業行政に長く携われており、J A の事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑨理事候補者 田村 安佐 氏

平成 22 年 4 月から平成 27 年 6 月まで総務部長を務め、平成 27 年 6 月から平成 30 年 6 月まで総務担当常務を務めており、常勤理事として、J A 経営を担ってきたことから J A の事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑩理事候補者 寺村 嘉治 氏

平成 23 年 4 月から平成 27 年 6 月まで金融部長を務め、平成 27 年 6 月から平成 30 年 6 月まで金融担当理事参事を務めており、常勤理事として、J A 経営を担ってきたことから J A の事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑪理事候補者 池村 正 氏

平成 27 年 6 月から平成 29 年 3 月まで総務部長、平成 29 年 4 月から総合企画部長を務め、事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わってきたことから J A の事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

⑫理事候補者 上田 和子 氏

平成 24 年 6 月から平成 27 年 6 月まで理事（総務委員会委員）平成 27 年 6 月から平成 30 年 6 月まで理事（経済委員会委員）を務めており、事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わってきたことから J A の事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

4. 当組合の正組合員である認定農業者数（212 人：甲賀市平成 30 年 2 月末現在、湖南市平成 29 年 8 月現在）が、理事定数（28 名）の 10 倍を下回っていることから、農協法施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 2 号の要件（認定農業者及び認定農業者に準ずる者並びに実践的能力者が理事の定数の過半数）の適用を前提としております。
5. 中村一美氏は、農協法第 30 条第 14 項に規定する員外監事候補者であり、同氏を候補者とした理由は、滋賀県信用農業協同組合連合会で長年勤務され、その専門知識と経験を当 J A の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいためです。
6. 中村一美氏の員外監事の在任期間は、本総代会終結の時をもって 3 年であります。

# 子会社及び関連会社決算書

## ◇ 株式会社初穂（第45期決算書）

貸借対照表			
平成30年1月31日現在			
(単位：千円)			
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	323,096	I 流動負債	42,040
1 現金及び預金	269,914	1 買掛金	20,035
2 受取手形	2,320	2 未払金	5,947
3 売掛金	45,332	3 納税充当金	10,265
4 原材料	4,353	4 預り金	427
5 立替金	724	5 未払消費税等	5,367
6 繰延税金資産	808	II 固定負債	23,806
7 貸倒引当金	△ 356	1 役員退職慰労引当金	23,806
II 固定資産	215,838	<b>負債の部合計</b>	<b>65,847</b>
1 有形固定資産	122,304	(純資産の部)	
(1) 減価償却資産	88,372	I 株主資本	473,087
(2) 土地	33,932	1 資本金	30,000
2 無形固定資産	7,732	2 利益剰余金	443,087
3 投資その他の資産	85,801	(1) 利益準備金	38,500
(1) 出資金	450	(2) その他利益剰余金	404,587
(2) 長期前払費用	2,166	① 別途積立金	301,236
(3) 保険積立金	75,067	② 繰越利益剰余金	103,351
(4) 繰延税金資産	8,118	<b>純資産の部合計</b>	<b>473,087</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>538,934</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>538,934</b>

損益計算書	
平成29年2月1日～平成30年1月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	517,960
II 売上原価	414,543
<b>売上総利益</b>	<b>103,417</b>
III 販売費及び一般管理費	63,860
<b>営業利益</b>	<b>39,557</b>
IV 営業外収益	1,934
<b>経常利益</b>	<b>41,491</b>
V 特別利益	78
VI 特別損失	186
<b>税引前当期純利益</b>	<b>41,382</b>
法人税、住民税及び事業税	14,743
法人税等調整額	△ 1,411
<b>当期純利益</b>	<b>28,051</b>

株主資本等変動計算書					
平成29年2月1日～平成30年1月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	38,500	301,236	77,700	447,436
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 2,400	△ 2,400
当 期 純 利 益				28,051	28,051
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	25,651	25,651
当 期 末 残 高	30,000	38,500	301,236	103,351	473,087

◇ 株式会社 J A オートパルこうか (第 6 期決算書)

貸借対照表			
平成30年 3月31日現在			
(単位：千円)			
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	145,610	I 流動負債	87,280
1 現金及び預金	78,629	1 買掛金	65,423
2 受取手形	4,371	2 未払金	9,458
3 売掛金	48,117	3 未払消費税	2,370
4 車輛及び部品	13,471	4 前受金	5,359
5 未収入金	1,008	5 仮受金	126
6 仮払金	30	6 預り金	926
7 前払費用	509	7 未払法人税等	3,619
8 貸倒引当金	△ 525	II 固定負債	7,435
II 固定資産	6,922	1 退職給付引当金	4,400
1 有形固定資産	6,490	2 役員退職慰労引当金	3,035
(1) 減価償却資産	6,490	<b>負債の部合計</b>	<b>94,715</b>
2 投資その他の資産	432	(純資産の部)	
(1) 出資金	50	I 株主資本	57,817
(2) リサイクル預託金	382	1 資本金	30,000
		2 利益剰余金	27,817
		(1) 利益準備金	7,000
		(2) その他利益剰余金	20,817
		① 繰越利益剰余金	20,817
		<b>純資産の部合計</b>	<b>57,817</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>152,532</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>152,532</b>

損益計算書	
平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	611,671
II 売上原価	469,084
<b>売上総利益</b>	<b>142,587</b>
III 販売費及び一般管理費	131,838
<b>営業利益</b>	<b>10,749</b>
IV 営業外収益	1,828
<b>経常利益</b>	<b>12,577</b>
V 特別利益	341
<b>税引前当期純利益</b>	<b>12,918</b>
法人税、住民税及び事業税	5,347
<b>当期純利益</b>	<b>7,571</b>

株主資本等変動計算書					
平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			任意積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	6,000	0	16,646	52,646
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△ 2,400	△ 2,400
剰余金の内訳科目間の振替		1,000		△ 1,000	
当 期 純 利 益				7,571	7,571
当 期 変 動 額 合 計	0	1,000	0	4,171	5,171
当 期 末 残 高	30,000	7,000	0	20,817	57,817

◇ 株式会社 J A ゆうハート (第49期決算書)

貸借対照表			
平成30年3月31日現在			
(単位：千円)			
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	174,042	I 流動負債	53,187
1 現金及び預金	96,294	1 未払金	34,995
2 売掛金	4,099	2 前受金	136
3 介護事業未収金	65,752	3 仮受金	37
4 貸付金	7,621	4 預り金	4,981
5 前払費用	259	5 未払法人税	13,038
6 立替金	18	II 固定負債	39,321
II 固定資産	91,663	1 長期借入金	39,321
1 有形固定資産	87,215	<b>負債の部合計</b>	<b>92,508</b>
(1) 減価償却資産	84,005	(純資産の部)	
(2) 土地	3,210	I 株主資本	173,197
2 無形固定資産	69	1 資本金	30,000
3 投資その他の資産	4,379	2 利益剰余金	143,197
(1) 出資金	1,205	(1) 利益準備金	7,500
(2) 保険積立金	678	(2) その他利益剰余金	135,697
(3) 繰延消費税額等	2,496	① 別途積立金	39,900
		② 繰越利益剰余金	95,797
<b>資産の部合計</b>	<b>265,705</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>173,197</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>265,705</b>

損益計算書	
平成29年4月1日～平成30年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	514,758
II 売上原価	199,706
<b>売上総利益</b>	<b>315,052</b>
III 販売費及び一般管理費	259,132
<b>営業利益</b>	<b>55,920</b>
IV 営業外収益	3,319
V 営業外費用	645
<b>経常利益</b>	<b>58,594</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>58,594</b>
法人税、住民税及び事業税	20,361
<b>当期純利益</b>	<b>38,233</b>

株主資本等変動計算書					
平成29年4月1日～平成30年3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	7,500	29,900	69,963	137,363
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△ 2,400	△ 2,400
剰余金の内訳科目間の振替			10,000	△ 10,000	
当 期 純 利 益				38,233	38,233
当 期 変 動 額 合 計	0	0	10,000	25,833	35,833
当 期 末 残 高	30,000	7,500	39,900	95,797	173,197

◇ 甲賀協同ガス株式会社（第50期決算書）

貸借対照表			
平成30年3月31日現在			
			(単位：千円)
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	582,218	I 流動負債	179,290
1 現金及び預金	380,431	1 買掛金	102,087
2 受取手形	1,798	2 未払金	19,930
3 売掛金	91,562	3 法人税等充当金	18,518
4 商品	81,559	4 預り金	5,281
5 未収入金	16,026	5 預り保証金	1,071
6 仮払金	430	6 ポイント引当金	12,591
7 前払費用	578	7 未払消費税等	19,811
8 預け金	1,781	II 固定負債	606,590
9 繰延税金資産	9,398	1 長期借入金	334,093
10 貸倒引当金	△ 1,345	2 長期未払金	272,497
II 固定資産	1,711,045	<b>負債の部合計</b>	<b>785,880</b>
1 有形固定資産	1,471,112	(純資産の部)	
(1) 減価償却資産	551,212	I 株主資本	1,507,383
(2) 土地	919,901	1 資本金	210,000
2 無形固定資産	129,879	2 資本剰余金	152,272
3 投資その他の資産	110,053	(1) 資本準備金	150,000
(1) 投資有価証券	38,500	(2) その他資本剰余金	2,272
(2) 出資金	2,358	3 利益剰余金	1,167,511
(3) 差入保証金	100	(1) 利益準備金	30,000
(4) 保険積立金	69,077	(2) その他利益剰余金	1,137,511
(5) 長期前払費用	18	① 別途積立金	1,057,800
		② 繰越利益剰余金	79,711
		4 自己株式	△ 22,400
<b>資産の部合計</b>	<b>2,293,263</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,507,383</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,293,263</b>

損益計算書	
平成29年4月1日～平成30年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	1,675,893
II 売上原価	752,371
<b>売上総利益</b>	<b>923,522</b>
III 販売費及び一般管理費	850,832
<b>営業利益</b>	<b>72,690</b>
IV 営業外収益	16,232
V 営業外費用	7,419
<b>経常利益</b>	<b>81,503</b>
VI 特別利益	1,849
VII 特別損失	294
<b>税引前当期純利益</b>	<b>83,058</b>
法人税、住民税及び事業税	24,647
法人税等調整額	935
<b>当期純利益</b>	<b>57,477</b>

株主資本等変動計算書								
平成29年4月1日～平成30年3月31日								
								(単位：千円)
	株主資本							純資産の部 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰 余金		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金		
	別途 積立金							
当 期 首 残 高	210,000	150,000	2,272	30,000	1,037,800	51,234	0	1,481,306
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△ 9,000		△ 9,000
剰余金の内訳科目間の振替					20,000	△ 20,000		
当 期 純 利 益						57,477		57,477
自 己 株 式 の 取 得							△ 22,400	△ 22,400
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	0	20,000	28,477	△ 22,400	26,077
当 期 末 残 高	210,000	150,000	2,272	30,000	1,057,800	79,711	△ 22,400	1,507,383

◇ 有限会社アグリ甲賀（第22期決算書）

貸借対照表			
平成29年12月31日現在			
(単位：千円)			
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	7,867	I 流動負債	1,865
1 現金及び預金	5,288	1 未払金	836
2 売掛金	379	2 納税充当金	372
3 商品	2,200	3 農業経営基盤強化準備金	657
II 固定資産	1,863	<b>負債の部合計</b>	<b>1,865</b>
1 有形固定資産	1,763	(純資産の部)	
(1) 減価償却資産	1,763	I 株主資本	7,866
2 投資その他の資産	100	1 資本金	6,000
(1) 出資金	100	2 利益剰余金	1,866
		(1) その他利益剰余金	1,866
		① 繰越利益剰余金	1,866
		<b>純資産の部合計</b>	<b>7,866</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>9,730</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>9,730</b>

損益計算書	
平成29年1月1日～平成29年12月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	11,189
II 売上原価	7,547
売上総利益	<b>3,642</b>
III 販売費及び一般管理費	2,818
営業利益	<b>825</b>
IV 営業外収益	1,206
V 営業外費用	657
経常利益	<b>1,374</b>
税引前当期純利益	<b>1,374</b>
法人税、住民税及び事業税	372
当期純利益	<b>1,002</b>

株主資本等変動計算書				
平成29年1月1日～平成29年12月31日				
(単位：千円)				
	株主資本			純資産の部合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		
		任意積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	6,000	0	864	6,864
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益			1,002	1,002
当 期 変 動 額 合 計	0	0	1,002	1,002
当 期 末 残 高	6,000	0	1,866	7,866

◇ 株式会社あいコムこうか（第7期決算書）

貸借対照表			
平成30年3月31日現在			
(単位：千円)			
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	244,919	I 流動負債	221,268
1 現金及び預金	113,067	1 買掛金	3,495
2 売掛金	80,553	2 1年以内返済長期借入金	79,600
3 棚卸資産	23,902	3 未払金	94,866
4 前払費用	631	4 未払法人税等	186
5 未収入金	20,294	5 未払消費税等	4,832
6 立替金	6,472	6 前受金	86
7 その他流動資産	1	7 預り金	21
II 固定資産	191,181	8 リース債務	38,183
1 有形固定資産	182,958	II 固定負債	731,773
(1) 減価償却資産	182,958	1 長期借入金	686,450
2 無形固定資産	7,134	2 長期リース債務	45,323
3 投資その他の資産	1,090	<b>負債の部合計</b>	<b>953,041</b>
(1) 出資金	1,090	(純資産の部)	
		I 株主資本	△ 516,941
		1 資本金	30,000
		2 利益剰余金	△ 546,941
		(1) その他利益剰余金	△ 546,941
		① 繰越利益剰余金	△ 546,941
		<b>純資産の部合計</b>	<b>△ 516,941</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>436,101</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>436,101</b>

損益計算書	
平成29年4月1日～平成30年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	695,426
II 売上原価	515,327
売上総利益	180,099
III 販売費及び一般管理費	125,466
営業利益	54,633
IV 営業外収益	23,478
V 営業外費用	2,739
経常利益	75,372
VI 特別損失	4,447
税引前当期純利益	70,925
法人税、住民税及び事業税	186
当期純利益	70,739

株主資本等変動計算書					
平成29年4月1日～平成30年3月31日					
(単位：千円)					
		株主資本		純資産の部合計	
		資本金	利益剰余金		
			その他利益剰余金		
			任意積立金		繰越利益剰余金
当 期 首 残 高		30,000	0	△ 617,680	△ 587,680
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				70,739	70,739
当 期 変 動 額 合 計		0	0	70,739	70,739
当 期 末 残 高		30,000	0	△ 546,941	△ 516,941

## 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第3号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を次のとおり報告いたします。

### 1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取り組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取り組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取り組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取り組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取り組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

### 2 平成30年3月16日変更の主な内容

平成30年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、次の(1) aは平成31事業年度から実施されることとなり、その他は当該承認の日から実施されました。

今後の経営環境の変化等を見据え、組合員・利用者に対する良質なサービスの提供を持続する観点から、個々の経営体およびJAバンクシステムの健全性・安定性を盤石とするため、主に次のとおり変更されました。

- (1) 個々の経営体の健全性確保に向けた対応
  - a 法令等により会計監査人を置くべきJA等について、会計監査人監査に基づき経営の透明性および信頼性を確保する責務を定める。また、同監査を受けることが困難となったJA等にかかる指導の枠組みを定める。
  - b JAの内部管理態勢強化のための適正な整備期間を定める。
- (2) JAバンクシステムの安定性確保に向けた対応
  - a 支援の前提条件等について、基本方針には重要かつ基本的な事項を定め、その他は個別案件ごとに必要な審議を行う方式に改める。
  - b 経営問題が発生したJA等への迅速な対処のための指導および自助努力の徹底等を前提条件とした支援の枠組みを定める。
- (3) その他

JA等の会計監査人と農林中金との間で情報連携が実現しない場合等に、農林中金が個別に報告・調査を求める枠組みを定める。

以上